官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（文部科学一五）　一
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（国土交通六〇）　三
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一七）　六
〔規　則〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委一〇）　七
〔法規的告示〕
○大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示（文部科学四九）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十一条の規定に基づく、令和七年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第百四条第五項の規定に基づく、令和7年度液化石油ガス設備士試験の実施について関係　六三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　六七
会社その他
会社決算公告　七一

省令

○文部科学省令第十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日　文部科学大臣　阿部　俊子

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

（学校施設の確保に関する政令施行規則の一部改正）

第一条　学校施設の確保に関する政令施行規則（昭和二十四年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第二号様式中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　請求者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨 八～十　［略］ ２・３　［略］ （職務障害年金の決定の請求） **第二十七条**　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～八　［略］	（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　請求者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨 八～十　［同上］ ２・３　［同上］ （職務障害年金の決定の請求） **第二十七条**　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～八　［同上］

九　加入者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨	九　加入者が禁錮[こ]以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨
十・十一　［略］	十・十一　［同上］
2～4　［略］	2～4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銃砲刀剣類登録規則の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（技術士法施行規則の一部改正）

第四条　技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五から別記様式第六の二まで中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部改正）

第五条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） **第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第四条ただし書の文部科学省令で定める場合は、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。	（休業補償を行わない場合） **第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「令」という。）第四条ただし書の文部科学省令で定める場合は、懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二を次のように改める。

様式第1号（その１）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

□　受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

□　収入状況届出書（２回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

□　この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

□　この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　月　日
生徒の住所	〒 都道府県　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1．高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年　月　日～ （うち支給停止期間等） 年　月　日～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（**次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。**）

（1）**次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。**		
①	□	**親権者（両親）2名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合
②	□	**親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	□ ア	親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	□ イ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等
③	□	**未成年後見人□名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	**主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）**
	□ ア	主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	□ イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	**生徒本人** 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等
（2）**次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。**		
⑦	□	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（**⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。**）

氏名（ふりがな）	生徒との続柄	氏名（ふりがな）	生徒との続柄
生年月日　年　月　日		生年月日　年　月　日	
□ 生活扶助を受けている。		□ 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には、その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（**日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。**）

都道府県　市区町村	都道府県　市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	□ 日本国内に住所を有していない。

※ **収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。**

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ **就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。**

学校受付日　　年　月　日（**学校において記入。**）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が４月から６月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号（その２）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

□ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

□ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

□ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

□ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　月　日
生徒の住所	〒 都道府県　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2．保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（**いずれかの□にレ印を付けてください。**）

□	４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）	□	７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（2）－1　**次の保護者等の課税証明書等を添付します。**			
①	□	**親権者（両親）2名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合	
②	□	**親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）** （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）	
	□	ア	親権者の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	□	イ	親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	□	ウ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等
③	□	**未成年後見人□名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）	
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	□	**主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）**	
	□	ア	生徒が在学中に成人した場合で、両親の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	□	イ	主たる生計維持者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	□	ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	**生徒本人** ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合　等	
（2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。			
⑦	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑧	□	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（**⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。**）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3．確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考　１　課税証明書等を添付する場合は、様式第１号（その１）に代えて、この書類を提出すること。
　　２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号の2（その１）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの☐のうち、いずれかの☐にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の☐にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　月　日
生徒の住所	〒 都道府県　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1．高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（**次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。**）

（１）**次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。**

①	□	**親権者（両親）2名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合
②	□	**親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。） □ ア　親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 □ イ　・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等
③	□	**未成年後見人□名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	**主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** □ ア　主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 □ イ　・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	**生徒本人** 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等

（２）**次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。**

⑦	□	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（**⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、□にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。**）

氏名（ふりがな）	生徒との続柄	氏名（ふりがな）	生徒との続柄
生年月日	年　月　日	生年月日	年　月　日
□ 生活扶助を受けている		□ 生活扶助を受けている	
□ 家計急変事由に該当する		□ 家計急変事由に該当する	

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には、その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（**日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。**）

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。		□ 日本国内に住所を有していない。	

※ **収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。**

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（**2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。**）

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年　月　日	年　月　日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（**2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。**）

ア　給与所得の金額に相当する額	ア　給与所得の金額に相当する額
円	円
イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ　その他の所得に相当する額	ウ　その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

□ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日　　年　月　日（**学校において記入。**）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【３．家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【４．家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が４月から６月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第３条第２項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、４月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ　申請をした後は、原則毎年２回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ　個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号の2（その２）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの☐のうち、いずれかの☐にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の☐にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年　月　日
生徒の住所	〒 都道府県　市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～ 年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年　月　日 ～ 年　月　日 （うち支給停止期間等） 年　月　日 ～ 年　月　日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）	□	７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。				
①	□	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合		
②	□	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		□	ウ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	□	主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	生徒が在学中に成人した場合で、両親の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	主たる生計維持者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		□	ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合　等		
（2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。				
⑦	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		
⑧	□	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合		

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、□にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
□ 家計急変事由に該当する		□ 家計急変事由に該当する	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。）

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年　月　日	年　月　日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。）

ア　給与所得の金額に相当する額 円	ア　給与所得の金額に相当する額 円
イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額 円	イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額 円
ウ　その他の所得に相当する額 円	ウ　その他の所得に相当する額 円

【5. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

□ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日　　年　月　日（学校において記入。）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【３．家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【４．家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第３条第２項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、４月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 申請をした後は、原則毎年２回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考　１　課税証明書等を添付する場合は、様式第１号の２（その１）に代えて、この書類を提出すること。
　　２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所轄庁による通知及び学校法人等による報告） **第二条**　所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあってはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあってはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあっては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあっては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。 一　児童生徒性暴力等を行ったことにより拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 二　［略］ ２・３　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（所轄庁による通知及び学校法人等による報告） **第二条**　所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあってはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあってはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあっては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあっては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。 一　児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。 二　［同上］ ２・３　［同上］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第一条、第三条、第四条及び第六条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ、第一条、第三条、第四条及び第六条による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第六十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日　　国土交通大臣　中野　洋昌

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令

（海難審判法施行規則の一部改正）

第一条　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格条項） **第二十条**　次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 二～四　（略）	（欠格条項） **第二十条**　次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。 一　禁錮以上の刑に処せられた者 二～四　（略）

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第二条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（非居住者の代理人） **第十三条**　（略） ２　次の各号のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の拘禁刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの 二　（略）	（非居住者の代理人） **第十三条**　（略） ２　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの 二　（略）

（建築士法施行規則の一部改正）

第三条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「同条第四号」を「同条第三号及び第五号」に改める。

第一号書式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

第六号書式添付書類（ハ）２中「禁錮以上の刑に処せられ」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて」に改め、同添付書類11中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第四条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五十一号様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

別記第五十六号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第六十号の二様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

別記第六十号の七様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第五条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（競走の実施に関する事務の委託） **第二条**　（略） ２　前項第一号の基準は、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならない。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 三～五　（略） ３・４　（略）	（競走の実施に関する事務の委託） **第二条**　（略） ２　前項第一号の基準は、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならない。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 三～五　（略） ３・４　（略）

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第六条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。 一～三　（略） 四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）	**第三条**　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。 一～三　（略） 四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第七条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定記録等事務代行者の要件） **第四十九条の七**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定変更記録事務代行者の要件） **第四十九条の二十一**　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）	（封印取付受託者の要件） **第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定記録等事務代行者の要件） **第四十九条の七**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略） （特定変更記録事務代行者の要件） **第四十九条の二十一**　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者に該当しないこと。 イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ～ニ　（略）

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

第八条　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられた者 三～五　（略）	（欠格事由） **第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられた者 三～五　（略）

（航空法施行規則の一部改正）

第九条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十六条の六　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。 一・二　（略） 三　拘禁刑以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四　（略） **第二百三十五条の四の四**　法第百三十一条の二の三第二項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略）	**第十六条の六**　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。 一・二　（略） 三　禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四　（略） **第二百三十五条の四の四**　法第百三十一条の二の三第二項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略）

改正後	改正前
ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者	ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第十条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（倉庫管理主任者の要件） **第九条**　（略） ２　倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。 一　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二　（略）	（倉庫管理主任者の要件） **第九条**　（略） ２　倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二　（略）

（都市計画法施行規則の一部改正）

第十一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体） **第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　（略） 二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ　（略）	（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体） **第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　（略） 二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ　（略）
ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件） **第十一条**　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 ハ～ヘ　（略）	（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件） **第十一条**　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 一　（略） 二　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ハ～ヘ　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式並びに第四条の規定による改正前の建築基準法施行規則別記第五十一号様式及び別記第六十号の二様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この省令の施行前にした行為により禁錮以上の刑に処せられた者が建築基準法施行規則第十条の十二（同令第十条の十五の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る様式については、第四条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第五十六号様式及び別記第六十号の七様式にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第十七号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日　環境大臣　浅尾慶一郎

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
附則 1　（略） 2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、令和十年九月三十日までの間（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 3～5　（略） **附則別表**	**附則** 1　（略） 2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十四年間（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 3～5　（略） **附則別表**

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
（略）	（略）	（略）
ほう素及びその化合物 （単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	三〇
（略）	（略）	（略）
ふっ素及びその化合物 （単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	十
（略）	（略）	（略）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（略）	バナジウム化合物製造業	一三五〇
（略）	（略）	（略）
備考 （略）		

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
（略）	（略）	（略）
ほう素及びその化合物 （単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	四〇
（略）	（略）	（略）
ふっ素及びその化合物 （単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	十二
（略）	（略）	（略）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。） ジルコニウム化合物製造業	三〇〇 三五〇
（略）	（略）	（略）
（略）	バナジウム化合物製造業	一六五〇
（略）	（略）	（略）
備考 （略）		

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

規　　則

○国家公安委員会規則第十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年五月二十六日

国家公安委員会委員長　坂井　　学

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警察表彰規則の一部改正）

第一条　警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（警察勲功章等の返納等） **第10条**　警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあったときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。	（警察勲功章等の返納等） **第10条**　警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあったときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（取調べ等の録音・録画） **第182条の３**　次の各号のいずれかに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、刑訴法第301条の２第４項各号のいずれかに該当する場合を除き、取調べ等の録音・録画（取調べ又は弁解の機会における被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することをいう。次項及び次条において同じ。）をしなければならない。 ⑴　死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件 ⑵　短期１年以上の拘禁刑に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件 ２　［略］ （少年事件の送致及び送付先） **第210条**　少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、拘禁刑以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。 ２　送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と拘禁刑以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。	（取調べ等の録音・録画） **第182条の３**　［同左］ ⑴　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件 ⑵　短期１年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件 ２　［同左］ （少年事件の送致及び送付先） **第210条**　少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。 ２　送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第三条　警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義等） **第２条**　［略］ ２　警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第７条ただし書第１号に規定する「死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。 ⑴　不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪として次に掲げるもの ［イ～ト　略］ チ　イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの ⑵　人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの イ　［略］ ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの ⑶　前２号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの ［イ～ヘ　略］ ト　イからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの	（用語の定義等） **第２条**　［同左］ ２　警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第７条ただし書第１号に規定する「死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。 ⑴　［同左］ ［イ～ト　同左］ チ　イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの ⑵　［同左］ イ　［同左］ ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの ⑶　［同左］ ［イ～ヘ　同左］ ト　イからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合） **第15条の２**　法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ⑴　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合 ⑵　［略］	（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合） **第15条の２**　［同左］ ⑴　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合 ⑵　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第22号（第44条、第55条、第66条関係） 第　　号 届出確認書不交付通知書 年　　月　　日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。 年　　月　　日 住所 殿 公安委員会 印 （ふりがな） 氏名又は名称 営業所又は受付所の所在地 〒（　　） （　　）　局　番 （ふりがな） 営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称 交付できない理由 上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注）この規定に違反した者は、２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 備考 １　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。 ２　不要の文字は、横線で消すこと。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	**別記様式第22号**（第44条、第55条、第66条関係） 第　　号 届出確認書不交付通知書 年　　月　　日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。 年　　月　　日 住所 殿 公安委員会 印 （ふりがな） 氏名又は名称 営業所又は受付所の所在地 〒（　　） （　　）　局　番 （ふりがな） 営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称 交付できない理由 上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。 注）この規定に違反した者は、２年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 備考 １　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。 ２　不要の文字は、横線で消すこと。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第六条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転適性指導員） **第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 ［一・二　略］ 三　次のいずれにも該当しない者であること。 ［イ・ロ　略］ ハ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ［四・五　略］	（運転適性指導員） **第五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ［四・五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正）

第七条　交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第二条**　分析センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の十四第二号に規定する事故例調査（以下「事故例調査」という。）に従事させてはならない。 ［一・二　略］ 三　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第百八条の十八の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者	（欠格事由） **第二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　禁錮以上の刑に処せられ、又は法第百八条の十八の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第八条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の基準等） **第一条**　［略］ ２　令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 一　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 イ　［略］	（指定の基準等） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］

ロ　法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの ［(1)～(3)　略］ (4)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 (5)　［略］ ［二・三　略］ ［3～10　略］	ロ　［同上］ ［(1)～(3)　同上］ (4)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 (5)　［同上］ ［二・三　同上］ ［3～10　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正）

第九条　交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交通事故相談員） **第四条**　都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第三号の規定による交通事故に関する相談に応ずる業務（以下この条において「相談業務」という。）に従事させてはならない。 ［一・二　略］ 三　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） ［四～六　略］ ［2・3　略］ （調査員） **第五条**　都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務（以下この条において「調査業務」という。）に従事させてはならない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） ［二・三　略］ 2　［略］	（交通事故相談員） **第四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） ［四～六　同上］ ［2・3　同上］ （調査員） **第五条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。） ［二・三　同上］ 2　［同上］

（運転適性指導者）

第六条　都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第九号の規定による運転適性指導の業務（以下この条において「指導業務」という。）に従事させてはならない。

一　［略］

二　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）

［三～五　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（運転適性指導者）

第六条　［同上］

一　［同上］

二　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）

［三～五　同上］

2　［同上］

（運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正）

第十条　運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許取得者等教育指導員） **第二条**　法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等教育指導員」という。）とする。 一　前条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類（一般原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。イ⑴及び⑵において同じ。）に係るものに限る。）又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。） イ　［略］ ロ　次のいずれにも該当しない者 ［⑴・⑵　略］ ⑶　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 二　［略］	（運転免許取得者等教育指導員） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ ［⑴・⑵　同上］ ⑶　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正）

第十一条　警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　［略］ ２　［略］ ３　第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪」をいう。	（用語の定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮、こにあたる兇悪な罪」をいう。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部改正）

第十二条　犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定） **第四条**　犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等（法第二十二条第一項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、次の要件を満たすものについて行う。 ［一・二　略］ 三　役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ［ロ～ニ　略］ ［四～十　略］	（指定） **第四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ［ロ～ニ　同上］ ［四～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（児童でないことの確認の方法） **第五条**　［略］ ２　前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 一　次のいずれにも該当しないこと。 イ　［略］	（児童でないことの確認の方法） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者 ［八～ト　略］ ［二・三　略］ ［3・4　略］	ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者 ［八～ト　同上］ ［二・三　同上］ ［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正）

第十四条　運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許取得者等検査員） **第二条**　法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。 一　［略］ 二　前条第二号に掲げる方法　次のいずれにも該当する者 イ　［略］ ロ　次のいずれにも該当しない者 (1)　［略］ (2)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者	（運転免許取得者等検査員） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（警察表彰規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則による改正後の警察表彰規則第十条の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条及び次条第一項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

（犯罪捜査規範の一部改正に伴う経過措置）

第三条　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為に係る罪に関しては、犯罪捜査規範第百二十二条第一項ただし書の規定の適用については、旧刑法第十六条に規定する拘留（次項において「旧拘留」という。）に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、この規則による改正後の犯罪捜査規範（次項において「新犯罪捜査規範」という。）第百八十二条の三第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ短期一年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

２　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新犯罪捜査規範第二百十条の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる犯罪はそれぞれ拘禁刑に当たる犯罪と、旧拘留に当たる犯罪は拘留に当たる犯罪とみなす。

（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

第四条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係るこの規則による改正後の警察官等拳銃使用及び取扱い規範第二条第二項（第一号チ、第二号ロ及び第三号トに係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　当分の間、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑若しくは拘留」とあるのは、「拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

（警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

第六条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る警察官等警棒等使用及び取扱い規範第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この規則による改正前の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪は、この規則による改正後の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪とみなす。

法規的告示

○文部科学省告示第四十九号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。 一～十一　［略］ 十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。 イ　［略］ ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。 (1)・(2)　［略］ (3)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)　［略］ 十三　［略］	**第三条**　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。 一～十一　［同上］ 十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。 イ　［同上］ ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。 (1)・(2)　［同上］ (3)　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)　［同上］ 十三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第３０９号

北九州市八幡西区青山１丁目８番６―103号
債務者　市川　　昇
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　祐貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４９号

広島県呉市豊町久比2431番地３
債務者　横手　伸穂
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第２２４号

北九州市八幡西区三ケ森１丁目４番22―203号、前住所北九州市八幡西区三ケ森２丁目１番４―801号
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２４０号

北九州市八幡東区白川町９番５号（レオパレス八幡白川206）、前住所福岡県宗像市日の里２丁目26番地３　ドリーム・リマ２　302号
債務者　平山　光男
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天川　龍一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第２４０号

岡山県倉敷市連島町鶴新田561番地２　ガーデンハイツＢ
債務者　小早川勇治
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４１号

福島県会津若松市居合町３番43号
債務者　大本　宗敏
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１２号

福岡県大牟田市大字手鎌1318番地２
債務者　松永　　豊
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第３６号

佐賀県唐津市浜玉町渕上424番地１
債務者　林田有加里
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午前10時25分
5　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第１１６号

函館市的場町24番16号
債務者　松倉トシ子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　弘末　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
函館地方裁判所

令和７年（フ）第２７号

群馬県桐生市広沢町４丁目2125番地の12、前住所群馬県桐生市広沢町５丁目1777番地の５
債務者　大澤　隼介
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第２３０号

相模原市中央区田名8313番地３
債務者　鈴木　浩二
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　樹人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２４号

新潟県三条市直江町３丁目17番53号　サニーフラットＣ101号室
債務者　中村　　力
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第１４号

徳島県海部郡美波町奥河内字本村152番地１
債務者　谷　　光子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　千夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和７年（フ）第５２号

北海道中川郡幕別町札内北町22番地の４
債務者　近藤　量政
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武部　雅充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第３４号

長崎県諫早市多良見町化屋327番地101　小柳アパートＢ棟102号
債務者　小方ゆかり
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第２７号
岩手県一関市萩荘字大久保134番地
債務者　本間　　貴
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊澤麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後２時５分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第２２５号
仙台市若林区なないろの里２丁目27番地の22荒井西市営住宅105
債務者　門間みゆき
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石杜　恵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６７１号
横浜市都筑区勝田町266番地１　勝田住宅31棟106号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　安耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２０２号
岡山市中区江並56番地12
債務者　花岡　政徳
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８０号
広島県東広島市八本松西５丁目６番27号
債務者　新生電工こと　扇谷　瀧雄
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６３号
宮城県栗原市築館字太田井守沢46番地
債務者　江崎　　仁
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月31日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１９号
千葉県旭市二の6416－15コーポＣＫⅡＧ号室、住民票上の住所宮城県登米市南方町照井252番地３
債務者　泉　　洋一
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第６７号
山形県天童市大字高擶2118番地
債務者　三宅　秀典
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　則裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０１号
福島県郡山市菜根３丁目２番15号　ルーエ石井401号
債務者　齊藤　光一
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　孝介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１３９号
滋賀県栗東市辻414番地（207号）　ウエストコサカ
債務者　三浦　正美
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８２号
兵庫県三木市自由が丘本町１丁目223番地
債務者　森　　里香
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７２号
神戸市垂水区泉が丘５丁目４番13号、従前の住所神戸市兵庫区夢野町２丁目17番地
債務者　北海ラーメンこと　田村　信夫
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４７号
広島県福山市引野町２丁目31番13―201号、旧住所広島県福山市千田町２丁目27番19号
債務者　赤帽島ちゃん運送こと　島﨑　徳昭
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第６４号
沖縄県那覇市古島２丁目２番地９
債務者　仲間　直樹
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　我妻　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１９３号
相模原市南区東林間４丁目19番15号　サンピア東林間203
債務者　近藤　秀祐
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第５９７号
愛知県東海市名和町石田46番地　メゾン兜山Ⅱ301号
債務者　堀田　　学
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水越　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１７５号
相模原市中央区千代田５丁目５番１号　グルワール中村201
債務者　勝田　浩司
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雫田　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１５７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番10号ＫＭ立花202、前住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目３番１－602号
債務者　森下　貴照
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　泰誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１２６号
茨城県水戸市笠原町483番地の23
債務者　久米　信
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５３号
青森県八戸市大字長苗代字窪田26番地９　ハイツリバーシティ７号
債務者　山端　司
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第７９号
茨城県ひたちなか市平磯町1134番地１
債務者　泉　美恵子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１０５号
福井市大宮１丁目11番44号
債務者　森本明寛こと　李　明寛
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午前10時55分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１９号
岐阜県揖斐郡池田町青柳289番地の10、前住所三重県伊賀市八幡町3183番地の１　市営住宅Ｃ－８
債務者　平井　紀子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第８２９号
名古屋市千種区星ケ丘２丁目71番地　シティハウス星ヶ丘1103号
債務者　山田　克己
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２４５号
埼玉県狭山市広瀬２丁目９番27－203号
債務者　関原　孝之
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２６２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目24番地の３　シャトル狭山台305
債務者　動物ねむりの里こと　金村　義則
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　章鉉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午後３時
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２８７号
神奈川県相模原市中央区相模原７丁目６番21号　シャルマン相模原205、前住所埼玉県入間市大字下藤沢1318番地１　アークペット203
債務者　佐々木勝義
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３１５号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南２丁目14－13プリンセスハイム102号室、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目５番地５
債務者　大木　健一
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　浩紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第５８号
鹿児島県姶良郡湧水町中津川546番地４
債務者　野尻　尚人
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午後３時20分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第６０号
鹿児島県姶良市加治木町木田1227番地　加治木記念病院、住民票上の住所鹿児島県姶良市東餅田224番地４
債務者　壱岐　廣
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雨宮　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第４９号
静岡県静岡市葵区片羽町61－16、住民票上の住所静岡県沼津市大岡1972番地の26　アンソレイエ自由が丘301
債務者　靏田　建一
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１０２号
静岡県伊豆の国市立花１丁目179番地、住民票上の住所静岡県伊豆の国市富士見765番地の４　めぐみコーポ101号
債務者　三枝まつ江
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３０２２号
横浜市青葉区市ケ尾町1177番地４　東急西ドエリングＡ－302
債務者　横田　博美
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若林　祐介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２４号
静岡県浜松市中央区芳川町884番地の１　レジデンス久Ｂ302
債務者　石原久美子（旧姓臼井）
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　麻実
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午後３時
５　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第８０７号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目184番地の８　メゾンドシャンポール103
債務者　菅野ルンティワー（旧姓村山）
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　立花ほの佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第７７号
埼玉県所沢市大字下安松140番地の５
債務者　相川　敦司
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅田　沙知
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後３時20分
５　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２５１号
京都府向日市寺戸町中村垣内３番地　ヘーベルメゾン閑遊　102
債務者　鈴木　雄大
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野﨑　隆史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前11時45分
５　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３２９号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地576
債務者　大野　智行
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第７０号
北海道旭川市末広３条７丁目２番13号　風林舎　202号
債務者　島田　文則
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成川　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後４時
５　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１６号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目２番６－102号　グリーンタウン鶴ヶ島
債務者　清家　康男
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１９号
和歌山県田辺市文里１丁目14番３号　まるた屋支店
債務者　まるたや旗染店ことまるた屋支店こと染道　詩乃
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐久間　桜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（フ）第３３号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目20番50号　筒井荘203号
債務者　小谷中　守
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　優樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２０５号
埼玉県越谷市蒲生４丁目７番23号
債務者　櫻井　昂希
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関根ゆりの
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第４１８号
札幌市北区北25条西14丁目５番37－102号
債務者　伊藤　　陸
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上木　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３７号
栃木県さくら市馬場416番地20
債務者　清水　清史
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　雅之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午後２時
５　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１２９５号
大阪市福島区福島６丁目21番20号　603号室、住民票上の住所神戸市須磨区月見山本町２丁目３番４号
債務者　神田臣太郎
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤堀順一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８８３号
大阪市平野区喜連４丁目８番２－103号、前住所大阪市平野区喜連１丁目１番33号
債務者　長田　桂子
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉井　英昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第７５２号
静岡市葵区昭和町３番地の１　静岡昭和町ビル701号室
債務者　問谷　拓生
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嶋田　麗子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４１５６号
大阪市西区九条１丁目28番１―703号
債務者　長澤　雄太
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８４５号
大阪市北区大淀北１丁目３番１―701号
債務者　岡　　睦仁
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４３８号
大阪府八尾市東山本新町４丁目３番３―106号
債務者　猪垣　仁美
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大曽根直紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４８８号
大阪市生野区小路３丁目８番４号
債務者　播磨英一こと　ＣＨＡＮＧ　ＢＹＵＮ　ＧＨＷＡ　張　　炳華
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８９号
名古屋市天白区平針３―1806　サンシャイン村瀬405、住民票上の住所名古屋市天白区天白町大字野並字北沢1960番地の２
債務者　桜山餃子工房ことｗｅｌｏｗこと　滄木　佳則
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　志野
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９号
長野県佐久市御馬寄896番地10　庄ノ上団地１―Ｃ―２号
債務者　中原　圭子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月27日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（フ）第５０号
北海道旭川市８条通20丁目1959番地の54　コーポ８・８　101号室
債務者　鶴嘴　孝治
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　佳佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０２号
栃木県栃木市宮町343番地
債務者　柴　　隆太
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾畑　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２８９号
栃木県宇都宮市宝木本町1149番地72
債務者　飯村　明子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２０５７号
大阪府高槻市辻子１丁目12番17号
債務者　大西　　浩
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７２号
相模原市南区鵜野森２丁目６番11号　ハイムティーピー103
債務者　中澤奈津美
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　馨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和７年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１８８５号
大阪府守口市金下町２丁目８番13―714号
債務者　松田　恭明
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７５１号
大阪市福島区大開４丁目１番12―208号
債務者　榎本　昌和
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８３号
岐阜市蔵前２丁目８番13号（エスポアールアンジュ105）、前住所岐阜県大垣市笠木町321番地６
債務者　早野　麻衣
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒宮　崇宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年10月３日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１８８４号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目16番13号　メモリアルタウン東住吉Ｄ棟　102号
債務者　橋本　　貢
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙熊　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第５５号
北海道中川郡幕別町札内若草町534番地の44
債務者　藤本佳奈美
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第１１６号
盛岡市鉈屋町１番18―302号
債務者　滝沢　紗織（旧姓川村）
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１８号
山形県鶴岡市民田字村下８番地
債務者　齋藤　洋介
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和７年（フ）第７１号
群馬県太田市新田村田町1623番地６
債務者　麺や松こと　松島　文久
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第７６号
群馬県太田市大原町2172番地27、前住所群馬県太田市大原町2272番地10
債務者　遠坂　和司（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第７８号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2466番地の40
鳳凰コーポＣ棟101号
債務者　土屋ルイズこと　ツチア　ヒデチ　ルイス
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第５１４号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅９棟205号
債務者　三浦由美子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７０６号
横浜市神奈川区白楽16番地３　アイローラ白楽204号
債務者　菊地　彩未
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２１号
横浜市都筑区荏田南３丁目４番２号　テラスハウス江頭101
債務者　関沢　桂子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２９号
横浜市緑区中山５丁目28番24号　シャトー中山Ａ棟201号
債務者　石丸　敬子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８０１号
横浜市旭区本村町110番地７　パルハイム二俣川Ａ103号
債務者　栗脇　智子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８１４号
横浜市保土ケ谷区岩井町76番地　アレッセ保土ヶ谷209号
債務者　宮平真衣子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９０９号
神奈川県海老名市大谷南４丁目11番19―101号
債務者　西田　正男
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９１０号
神奈川県海老名市大谷南４丁目11番19―101号
債務者　西田その子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０２３号
神奈川県藤沢市亀井野701番地　ビレッジハウス亀井野４―106
債務者　廣野悠里菜
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１２９号
横浜市泉区和泉中央北２丁目29番26号
債務者　中野　杏奈
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３９号
静岡県御殿場市川島田917番地　芹沢住宅Ａ
債務者　松本美菜子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１５７号
静岡県沼津市青野185番地の１　グランデフローラ204
債務者　山田　千佳
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５号
岡山県津山市鉄砲町154番地　村瀬借家
債務者　志茂　恭子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第１９号
香川県高松市扇町３丁目11番５－403号　西友第13ビル
債務者　森下　弘文
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１２８号
香川県高松市国分寺町新居1808番地２
債務者　濵本　健太
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１３４号
鹿児島市吉野町9046番地６　クレストハウス吉野103号
債務者　坂元　鐐一
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１４１号
鹿児島市川上町1136番地４
債務者　五嶋　広美
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第６４３号
東京都西東京市富士町３丁目３番21号　田鳴マンション303号
債務者　小澤　美祐
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３５６号
京都府木津川市相楽姫子41番地18
債務者　赤坂　文吾
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４２９号
京都市伏見区加賀屋町731番地　ノーブル伏見103号
債務者　塚本　幸一
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４４１号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11－３棟907号
債務者　古波蔵光智子
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４８０号
京都市伏見区深草西浦町７丁目２番地　ＲＵＮＲＵＮ　ＨＯＵＳＥ208号
債務者　和田美智子（旧姓瀬古）
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４９３号
京都市山科区西野大鳥井町50番地89
債務者　高島　史匡
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５３４号
京都府長岡京市天神１丁目９番５号　ラ・サンドリヨン　102、前住所京都市北区平野八丁柳町74番地
債務者　西田　百花
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第２９４号
広島県東広島市西条中央６丁目20番７－102号ラフィーネ
債務者　杉原　聖子
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７７号
沖縄県那覇市鏡原町26番17号　有料老人ホーム　サンライズ２号館
債務者　宮城　秀子
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１１７号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＡ－403
債務者　浦崎嘉礼武
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１４２号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目27番27―502号
債務者　星嵜　昭治
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２１６号
兵庫県西宮市小松町１丁目９番18号第６いずみ荘１Ｆ西
債務者　佐藤千代子
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２１９号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目９番33号シャルマンフジ出屋敷壱番館202号
債務者　新橋伊佐子
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２２８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目13番３号バサーリ立花302
債務者　石川　晃宏
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１１１号
熊本県宇城市豊野町糸石3087番地１、前住所熊本県宇城市豊野町糸石2064番地２
債務者　山下　修平
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４６号
鹿児島県出水市高尾野町下高尾野1036番地４
債務者　吉海　智和
1　決定年月日時　令和７年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第４３号
青森県八戸市大字鮫町字上盲久保18番地123奈良方
債務者　福田　彩子（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第１７号
岩手県釜石市野田町５丁目28番３号　野田復興住宅507号
債務者　井上かおり（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第４７号
宮城県石巻市水明北３丁目13番９－３号
債務者　石丸　宏幸
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第１３号
宮城県気仙沼市岩月千岩田162番地13
債務者　大家谷るり子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和７年（フ）第１５号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字桜沢356番地８
債務者　髙橋　真樹
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和７年（フ）第７７号
秋田市御野場７丁目１番16―201号
債務者　三浦ユキ子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７９号
秋田県男鹿市船越字船越20番地２
債務者　児玉　　悟
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６３号
福島市大森字下原田42番地の１
債務者　渡邉雄太朗
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
福島地方裁判所

令和７年（フ）第５７号
茨城県ひたちなか市大字東石川2577番地49高宮コーポＢ―203号
債務者　勝村　　忠
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１１３号
茨城県水戸市（以下　秘匿）、住民票上の前住所茨城県つくば市みどりの東14番地２　アヴァン・ドゥースみどりのＩ棟102号
債務者　清井　愛嘉
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１１５号
茨城県ひたちなか市大字東石川3380番地77
クレールムツ103号
債務者　根本　一男
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１２８号
茨城県ひたちなか市大字稲田1096番地65
デュオコートマツモトＤ棟202号
債務者　関　　高夫
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１４９号
茨城県小美玉市大谷896番地48
債務者　梅澤　孝輔
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１０２号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目20番８号
プルミエール川井Ａ号
債務者　椎名佐知子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第５９号
茨城県古河市横山町１丁目２番５号
債務者　宇都木典男
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第６０号
茨城県古河市横山町１丁目２番５号
債務者　宇都木ゆかり
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第４２号
長野市大字栗田653番地258、旧住所横浜市旭区市沢町1140番地１　マリーコート202
債務者　脇若　　顕
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
岐阜県高山市石浦町４丁目340番地　石浦団地487号、前住所岐阜県高山市一之宮町2041番地２
債務者　中嶋玲奈土
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和７年（フ）第１５号
岐阜県高山市千島町308番地５
債務者　住田沙也果
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和７年（フ）第２２３号
静岡市葵区二番町７番地の10　メゾンドール二番町103
債務者　柴田喜久子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５０号
静岡市葵区羽鳥本町３番35号
債務者　榛葉　和仁
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２１８号
大阪府交野市星田５丁目12番２―302号
債務者　黒瀬　智久
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４３３号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番５―501号
債務者　川上　義孝
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５０６号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目１番11―102号、前住所大阪市東住吉区山坂３丁目５番10号Ｌｅｔｓハイツ３　201号
債務者　竹腰　沙季
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５９３号
代替住所Ａ（旧住所　埼玉県久喜市六万部1090番地３）
債務者　伊藤　早穂（旧姓蒲生・作山）
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６９３号
大阪市平野区喜連西４丁目６番15号　ブルーシャトー　410号
債務者　青木　歩香
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７７５号
大阪府豊中市庄内西町５丁目２番32―210号
債務者　木下　栄二
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８６８号
大阪府箕面市箕面１丁目１番30号（202号）、前住所大阪府豊中市新千里北町１丁目１番C18―306号
債務者　岡﨑　　薫
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９８３号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号　平和寮、前住所大阪府吹田市津雲台２丁目２番C42―303号
債務者　岡村真由美
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９８９号
大阪府豊中市服部元町２丁目１番18―205号
債務者　平山眞紀子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０５１号
大阪市平野区平野市町２丁目１番18号　グレイスパレス301
債務者　中村二三江
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０９２号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号　平和寮内
債務者　宮城　祐子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１１２号
大阪市平野区加美西２丁目５番32号
債務者　柴田　明子（旧姓中島・松田）
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１１１１号
神戸市兵庫区兵庫町２丁目３番15―１号　プラネットハイツＫＯＢＥ201号
債務者　木村成桓こと　ＢＡＥ　ＳＵＮＧＨＷＡＮ　裵　　成桓
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８０号
神戸市東灘区本山南町７丁目３番１―1107号
債務者　淡路　喜彦
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８１号
神戸市東灘区本山南町７丁目３番１―1107号
債務者　淡路奈保美
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３９号
神戸市灘区船寺通２丁目１番15号
債務者　藤原　秀晃
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４３号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目６番11号　マインドパレス須磨浦205
債務者　高森　美帆
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４号
岡山市北区野田１丁目１番36号　グランデール野田710
債務者　遠藤奈津美
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７９号
岡山市東区西大寺射越388番地７
債務者　三嶋小百合
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９６号
岡山市中区神下468番地　東岡山Ｂ　市営住宅２―101
債務者　石本　浩徳
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２号
広島県尾道市因島外浦町830番地２
債務者　百垣　哲男
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第１６号
福岡県柳川市三橋町高畑65番地２　ビレッジハウス三橋２棟401号
債務者　青木　末博
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和７年（フ）第１２４号
大分市大字横尾3935番地の７　第３コーポ石田５－Ｃ
債務者　稗田　幸徳
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１８０号
大分県別府市大字鶴見4035番地の７　県営扇山東住宅２Ａ－１－11号
債務者　是永　俊六
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２６号
宮城県白石市字北無双作28番地１
債務者　谷津真由美
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第２７号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字清住町36番地23
債務者　五十嵐信教
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第７１号
茨城県つくば市花畑１丁目１番地42　アザレア花畑202号
債務者　中村　克己
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１１９号
新潟市秋葉区新町１丁目２番８号　ハイツ松葉202号
債務者　川瀬千枝子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９２号
金沢市小立野４丁目10番28－４号　ピエールルポ105号、従前の住所金沢市泉３丁目10番38号
債務者　ＰＶ．ＷＯＲＫＳこと　遠塚谷　篤
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８８号
福井県越前市塚原町第10号５番地の16
債務者　野村　勇気
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９６号
福井市殿下町第36号42番地
債務者　荒井　貢司
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１００号
福井市有楽町17番７号
債務者　植田　夏美
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０１号
福井県鯖江市大倉町第12号７番地　白崎方、旧住所兵庫県川西市清和台東４丁目19番地の８
債務者　山口翔太郎
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４２号
長野県上田市中之条344番地16　フェリーチェ上田・Ｂ101号
債務者　吉兼真奈巳
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第４４号
長野県上田市蒼久保1565番地　県住40－73号
債務者　力石　一弘
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第３７号
三重県津市香良洲町515番地１　Ｂｅｌｌｔｒｅｅ１Ｂ、前住所三重県鈴鹿市末広東12番11号　ランドマーク88　Ａ棟102号
債務者　山本　　順
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０９号
三重県四日市市松寺１丁目６番20号　夢ハウスＷＩＣ
債務者　小林千津子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１１５号
三重県四日市市生桑町2162番地　アイティーオー生桑北館202
債務者　石谷　達也
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１１６号
三重県四日市市大井手１丁目５番12号　セピアコートＢ―202
債務者　林　　一志
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１１７号
三重県四日市市曙２丁目２番10号　シャトル光２Ｇ
債務者　竹谷　慎一
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目91番地の７
債務者　松本　　渉
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５５号
鳥取県米子市河崎1738番地　市住34号
債務者　角森　牧子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第３５号
広島県福山市南手城町２丁目23番５号
債務者　河上　一成
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第６３号
広島県福山市手城町２丁目12番29号　Ｅスペース手城102
債務者　ケイエムサービスこと　三嶋　一彦
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第３１号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀927番地第１
債務者　生永　和敏
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和７年（フ）第１１号
徳島県阿南市那賀川町上福井橋本11番地５
アメニティーコートＩ　101号室
債務者　山本　郁弥
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和７年（フ）第１９号
徳島県三好市山城町大月47番地
債務者　宮川　朱美
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和７年（フ）第２６号
熊本県荒尾市大島1156番地１　新建荘　107号
債務者　町　　恵
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第２６号
大分県宇佐市大字辛島313番地　マイハウス３号　312号
債務者　佐藤佐代子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和７年（フ）第１３号
大分県日田市大字友田1348番地１
債務者　江藤　　恵
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第５５号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目6092番地１
債務者　高須　　綾
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第７３号
宮崎県延岡市大貫町２丁目3013番地４
債務者　眞田　奈月
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第７４号
宮崎県日向市大字塩見997番地１　赤木ハイツ２Ｃ号
債務者　内田　英梨
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第７６号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西５番５号　県営平城団地49棟３－５号
債務者　斉藤　　闘
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第２０号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋228番地　新垣共同住宅　２－Ｃ号室
債務者　山城　　達
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第６２号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目１番１－202号　オレンジハウス
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第７９号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目５番３－201号　志真志団地
債務者　仲宗根正己
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第９２号
沖縄県うるま市字宮里264番地５　２Ｆ
債務者　金城　洋子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１００号
沖縄県沖縄市園田３丁目12番16号　比嘉アパート106号
債務者　大城　里美
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１４号
山口県下松市清瀬町１丁目13番27号
債務者　江川　清美
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第４５号
山口県宇部市大字際波411番地77
債務者　石田　敏和
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第５３号
山口県山陽小野田市セメント町６番５号
債務者　谷岡　君江
1　決定年月日時　令和７年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第１８号
福岡県直方市大字下境3993番地
債務者　野本慶一郎
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第２７号
福岡県直方市大字感田2765番地６
債務者　冷水　優太
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第３４号
佐賀県唐津市和多田先石８番11号　グリーンガーデンＡ－102号、前住所佐賀県唐津市呼子町呼子4054番地20
債務者　藤田　和己
1　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第１５号
兵庫県たつの市龍野町片山49番地42
債務者　亀田　一也
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第１６号
兵庫県たつの市龍野町片山49番地42
債務者　亀田　綾香
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第９６号
青森市大字合子沢字松森41番地１コーポ八甲田Ｇ－101、旧住所青森市大字新城字平岡196番地７
債務者　長谷川八重子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２２号
青森市大字油川字大浜127番地　ハイネス油川第２・５号
債務者　木内　拓海
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２６号
青森市大字新城字平岡961番地１　住宅型有料老人ホーム輝らり
債務者　舟迫　光史
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５２号
青森県平川市小和森種取２番地３　武田荘102号、旧住所青森県黒石市緑町四丁目105番地ユーハイム２－Ｃ号
債務者　髙橋　美恵（旧姓今）
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第１２７号
神奈川県秦野市今泉624番地の１　エステート小藤Ⅱ　201号
債務者　梅田　理恵
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３９号
島根県松江市山代町578番地　市営宝谷第６号アパート631号
債務者　前田　博則
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１５９号
広島市西区庚午北４丁目６番９―302号
債務者　ａｋａｓｈａこと　南免羅一朱
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３１５号
広島市安佐南区八木６丁目18番23―203号
債務者　花谷一枝こと　李　　一枝
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３４７号
広島県大竹市新町３丁目12番14号　アゼリア21　202号
債務者　山田　光紀
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和５年（フ）第５５０５号
東京都渋谷区神宮前３丁目１―24―322
破産者　沓名　寛幸
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第６６３０号
東京都豊島区東池袋３丁目１－４―1238、開始決定時の住所東京都豊島区池袋２丁目16―12―４Ｂ
破産者　小林　光夫
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４０９６号
東京都杉並区井草３丁目23―14―103、開始決定時の住所東京都杉並区井草３丁目32―２―202
破産者　田野　　栄
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４０９７号
東京都杉並区井草３丁目23―14―103、開始決定時の住所東京都杉並区井草３丁目32―２―202
破産者　田野千鶴子
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４６４６号
東京都江東区亀戸３丁目15―４―602
破産者　服部　朋也
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４８９６号
東京都新宿区西新宿３丁目９番７号　ＢＩＺＳＭＡＲＴ西新宿226号
破産者　ＪＩＮ株式会社
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４８９７号
東京都中野区東中野５丁目１―１―2501
破産者　安　　英鎮
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６３４５号
東京都江戸川区西瑞江３丁目24―100―202
破産者　豊田　由之
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６７４９号
東京都大田区西六郷３丁目32番７号
破産者　株式会社古川精機
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７０６５号
東京都新宿区下落合４丁目13―５―102
破産者　田中　和馬（旧姓太田）
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９７０号
東京都板橋区相生町23―３―403
破産者　有山　高代
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８０７６号
東京都青梅市新町８丁目10―８
破産者　山本　典幸
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８３３５号
東京都足立区東伊興１丁目15―７　ツインコート壱番館202
破産者　大場太一郎
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８４６２号
東京都中野区新井３丁目31―16―205
破産者　山田　裕二
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８５８６号
東京都葛飾区四つ木２丁目７―８―101
破産者　渡邉　　優
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８５９７号
東京都足立区東和２丁目15―22―202
破産者　大野亜沙子
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８６９２号
東京都渋谷区神宮前６丁目25番２―204号
破産者　株式会社ＣＡＮＶＡＳ　ＡＮＤ　ＣＯＭＰＡＮＹ
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８６９３号
東京都台東区蔵前４丁目３―２―1102
破産者　松崎　祥史
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３号
東京都板橋区高島平９丁目16―13―902
破産者　貴俵　　健
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７３号
東京都江東区住吉２丁目17―６―802
破産者　野村　雄飛
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４７４号
東京都足立区梅島１丁目12番６号　高橋ビル１階
破産者　株式会社ダイニングフォーザピープル
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４７５号
東京都足立区千住関屋町17―42―505、開始決定時の住所東京都足立区加平２丁目６―４
破産者　山崎　直人
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５０２号
東京都港区南青山６丁目９番２―304号
破産者　株式会社インデックスジャパン
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５０３号
東京都渋谷区渋谷４丁目３―７
破産者　常松　泰孝
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６３２号
代替住所Ａ（旧住所　福岡県豊前市大字大村841番地１）
破産者　清原　愛里
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６５５号
東京都府中市美好町２丁目11番地の１
破産者　ａｎｄ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ株式会社
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６５６号
東京都八王子市兵衛２丁目17―１―205
破産者　木俣　範久
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６６３号
東京都足立区柳原１丁目12番３号
破産者　有限会社オールウェイズ
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６６４号
東京都足立区千住河原町９―10―1103
破産者　風間　　守
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７７号
東京都品川区西大井３丁目14―18　山岡方201
破産者　平野　麻子
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１６号
東京都練馬区中村南２丁目15―３―302
破産者　大城　玄平
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７２１号
東京都多摩市関戸４丁目９―４―1203
破産者　中村　勇樹
１　決定年月日　令和７年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７２２号
東京都大田区大森東１丁目35－５－1002
破産者　宮本　美保
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７３０号
東京都荒川区西日暮里２丁目53番５号
破産者　株式会社オルティ
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７３１号
埼玉県草加市遊馬町360番地２
破産者　株式会社ＭＰＧ
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８６号
東京都大田区西蒲田７丁目24―10―601
破産者　久志本　誠
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８７号
東京都新宿区新宿７丁目13―21―103
破産者　山岡　　日
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８９号
東京都葛飾区東四つ木４丁目17―７
破産者　早川　圭一
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９７号
東京都千代田区麹町１丁目６番９号
破産者　株式会社資産工学研究所
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２１号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―1306
破産者　相場　裕美
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４３号
東京都新宿区下落合４丁目４―30―105
破産者　千吉良　徹
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８６３号
東京都世田谷区深沢４丁目12―12―202
破産者　葭本　智美
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３７７号
栃木県河内郡上三川町上三川4311―１　レオネクストフジヤマＡ　105、住民票上の住所栃木県宇都宮市駒生町1634番地22
破産者　佐藤　秀人
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第５７０号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木57番地45
破産者　株式会社ｒｏｕｇｅ
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第５７１号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木57番地45
破産者　ＦＲＥＥＬＡＮＣＥ　ＴＫことｇｒｏｏｖｅこと　木村　　崇
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第６０２号
栃木県小山市大字喜沢785番地４
破産者　大和　啓寿
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７０９号
栃木県宇都宮市東峰町3023番地20
破産者　パーソナルツアー株式会社
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７１３号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地222
破産者　小堀　　誠
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市西１丁目４番４号　ユーカリハイツ203
破産者　羽田由紀恵
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１０号
栃木県宇都宮市峰町253番地１　峰町ダイゴハイツＢ202、前住所東京都大田区西蒲田３丁目５番16号　ｂｅｌｌｏ　101
破産者　伊藤　幸彦（旧姓関根）
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４９号
栃木県栃木市野中町1368番地12　グリーンパラダイスＰ―Ⅷ　201号室
破産者　Ｅｔｅｒｎａｌ　Ｆｒｅｅｄｏｍこと　谷部　行成
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第３０１８号
東京都世田谷区粕谷１丁目８番５号
破産者　有限会社えのきや
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４３２１号
東京都杉並区高円寺南４丁目24番１号　五城ビル３階301号室、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区練馬１丁目１番12号
破産者　株式会社創コミュニケーションズ
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５７２６号
東京都足立区六木３丁目40－６－302
破産者　依田　巌稀（旧姓馬越・時岡）
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５８５６号
東京都板橋区成増５丁目19－14－114
破産者　原田　弘次
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７２２２号
東京都板橋区徳丸３丁目３番11号
破産者　株式会社輝咲
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７２２３号
東京都板橋区西台３丁目27－９－205
破産者　水野　勇樹
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７２５７号
東京都大田区大森本町１丁目２－７－402
破産者　國政遼太郎
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７４３４号
東京都府中市押立町１丁目37－28　パレス武蔵野台弐番館203
破産者　山田　浩之
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７７５８号
東京都品川区西五反田１丁目32番11号
破産者　万屋物産株式会社
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７７６０号
山形県新庄市若葉町14番34号
破産者　有限会社工藤商事
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７７６１号
東京都荒川区東日暮里２丁目８－９－503
破産者　工藤　正貴
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９１６号
東京都北区赤羽西３丁目35－３－103
破産者　中澤　愛加
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９９１号
東京都江東区富岡２丁目７－６　矢野第二ビル303
破産者　浜田紋友子（旧氏名津野素子・濱田素子）
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７００号
東京都江戸川区中葛西６丁目12－９－102
破産者　依田　　誠
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７９８号
東京都大田区山王１丁目３－９－102
破産者　山田　夏穂（旧姓坂田）
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８０８号
東京都小平市小川町２丁目1984－３－103
破産者　竹元健志郎
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８４０号
東京都新宿区上落合１丁目30－18－201
破産者　齋藤　祐子
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８４７号
東京都西東京市中町５丁目11－35
破産者　伯井　　洋
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８４９号
東京都墨田区八広４丁目42－２
破産者　大野　香子（旧姓菊池）
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８５３号
東京都練馬区旭町３丁目11－17－301
破産者　安原　雄斗
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７号
東京都足立区西綾瀬２丁目２－２－302
破産者　明野　義明
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８号
東京都足立区西綾瀬２丁目２－２－302
破産者　明野　正子
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９号
東京都足立区西綾瀬２丁目２－２－302
破産者　明野　拓海
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２６９号
東京都狛江市岩戸北１丁目10番６号　甲武ビル
破産者　株式会社Ｓ
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３３号
東京都台東区東上野３丁目15番11号
破産者　株式会社イー・エフ・オー
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３５号
東京都北区上十条２丁目28番８号
破産者　株式会社ＪＡＢコーポレーション
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３６号
東京都北区上十条３丁目11―13
破産者　大國護晶弘
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３７号
東京都新宿区新宿１丁目18番17号
破産者　有限会社ビクトリー
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３８号
東京都新宿区新宿１丁目18―17　関口ビル２階
破産者　谷原田一美
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５０４号
東京都中野区東中野５丁目11番８号Ｂ１
破産者　株式会社みらい電気
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６０１号
東京都中央区新富２丁目10番３号
破産者　有限会社フラッグス
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６０２号
東京都杉並区荻窪３丁目13―10
破産者　立川　正樹
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６３９号
東京都足立区東和４－７－８　介護老人保健施設　ホスピア東和、住民票上の住所東京都足立区梅田４丁目30－７　エスポワールＤ101
破産者　長内　勝美
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６５１号
東京都府中市宮町３丁目４―21　ラハイナⅡ202
破産者　金友　伸一
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６１号
東京都豊島区池袋本町２丁目33―15―404
破産者　嶋脇　美香
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２５号
東京都葛飾区堀切８丁目21―15―205
破産者　田中　健人
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４５号
東京都墨田区墨田４丁目27―８
破産者　引地　祥子
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５２号
東京都足立区南花畑３丁目23―10　グループホーム　クレスト南花畑
破産者　宇野慎太郎
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５４号
東京都練馬区西大泉２丁目２―24―202
破産者　田邉　敏明
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９４号
神奈川県横浜市港南区港南台４丁目22―９―103、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区末長１丁目８―20―409
破産者　船本　将志
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９７号
東京都板橋区志村１丁目８－６―205
破産者　山本　裕貴
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０２号
東京都葛飾区立石３丁目８－６―601
破産者　箭内　悦子
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０４号
東京都江戸川区鹿骨１丁目28―14―103
破産者　峯田　哲雄
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０７号
東京都目黒区大橋２丁目19－１　白寿荘
破産者　加藤ヤヨイ（旧姓齋藤）
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２３号
東京都葛飾区堀切８丁目11－７－203
破産者　田島　良美
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２５号
東京都杉並区上荻１丁目22－10－504
破産者　西村　量雄
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４５号
東京都練馬区石神井台３丁目31－23－106、開始決定時の住所東京都練馬区南田中２丁目２－４－216
破産者　菊池有里子
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５７号
東京都中野区江古田１丁目34－21－203
破産者　駒木根裕樹
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９６３号
東京都練馬区東大泉６丁目47－15－205
破産者　杉山　誠
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８６号
東京都中央区勝どき５丁目１－20－704
破産者　宮下　卓也
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８８号
東京都豊島区池袋本町２丁目33－３－101
破産者　増岡　憲祐
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９９１号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目３－21
破産者　後藤　祐平
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０１２号
東京都江戸川区平井６丁目65－10－103
破産者　加藤　正（旧姓齋藤）
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５１号
東京都東村山市栄町１丁目４－６－205
破産者　藤　竜一
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０７４号
北海道北斗市追分４丁目10－10－101、開始決定時の住所東京都北区昭和町３－６－10－602
破産者　茂木　健
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０８６号
東京都大田区南久が原１丁目８－20－201
破産者　北原　佳枝
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０３号
東京都墨田区堤通２丁目４－３－403
破産者　勝村　綾華
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０７号
東京都荒川区東日暮里６丁目12－２－301
破産者　相良　圭亮
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１１４号
東京都渋谷区本町５丁目31－３－107
破産者　杉浦　優紀
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和４年（フ）第４４３５号
東京都台東区東上野５丁目１番８号８階Ａ号室、商業登記簿上の本店所在地東京都西東京市東伏見４丁目９番４号
破産者　株式会社ステップぱーとなー
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和４年（フ）第７２３３号
東京都目黒区大岡山１丁目27－15　ハーミットクラブハウス大岡山104、開始決定時の住所東京都武蔵野市境４丁目４－29－101
破産者　坂井竜太郎（旧姓小田長）
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４１７号
静岡県富士宮市根原480－１、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区若松町25番17号ウイン新宿若松町702号室
破産者　加茂株式会社
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第２６０号
愛知県豊橋市新栄町字南小向132番地の２
破産者　株式会社テックサポート
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第４４４３号
大阪市平野区加美正覚寺２丁目２番５号
破産者　加美食品工業有限会社
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４６１８号
大阪市西区新町１－８－１行成ビル８階
破産者　ＪＯＨＡＲＩ税理士法人
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５１２１号
大阪市西成区岸里１丁目４番14号エスペランサーユウビ１階
破産者　株式会社ＴＢＲＣ－Ｚ
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５５６７号
大阪市平野区平野宮町２丁目６番２号
破産者　株式会社竹中工作所
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１７０号
大阪市西区阿波座２丁目２番22号
破産者　株式会社リンクコーポレーション
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７１号
大阪市東淀川区豊里６丁目27番15号１－Ｆ
破産者　株式会社ラサ
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５２９号
兵庫県西宮市菊谷町13番20号エム苦楽園103号
破産者　株式会社ぷらんと
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第５５７号
兵庫県西宮市上ケ原山田町４－143－209
破産者　ランドフィールド株式会社
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第１号
香川県善通寺市木徳町756番地５
破産者　西工業株式会社
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第２７５９号
東京都渋谷区渋谷３丁目１番９号ＹＡＺＡＷＡビル３階
破産者　モーテン合同会社
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２７６０号
東京都渋谷区渋谷３丁目１番９号ＹＡＺＡＷＡビル３階
破産者　スコトマ合同会社
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６９号
石川県小松市浜佐美本町22番地
破産者　有限会社北村勝利撚糸
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

令和２年（フ）第８８５号
大阪府柏原市本郷１丁目５番22号
破産者　有限会社パーマランド
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７５１号
大阪市平野区喜連５丁目１番11号
破産者　株式会社ＬＩＣ
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市雲山238番地14
破産者　株式会社移良町始
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１１号
鳥取県鳥取市河原町曳田405番地２
破産者　一般社団法人八上
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２５号
北九州市八幡西区引野３丁目18－18－20
破産者　株式会社渡邊総合研究所
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第４６５号
鹿児島市鴨池１丁目63番17号　エスポワール木元307号、前住所大分県中津市大字是則1006番地６
破産者　宮岡　　舞
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第４９０号
鹿児島市紫原６丁目５番１号　登ハイツ303号
破産者　若林　孝子
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第５２０号
鹿児島市荒田１丁目32番28号　エルソレイユ荒田207号
破産者　前田　良輔
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第５３３号
鹿児島市宇宿７丁目26番１号　三州脇田丘病院、前住所鹿児島市上荒田町25番17号　朝日プラザ西鹿児島801号
破産者　竹内　　晶
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第７号
鹿児島県薩摩川内市向田町1155番地
破産者　大田　通利
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第８号
鹿児島県出水市西出水町264番地１
破産者　湯浅宏史郎
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第１３５号
青森県八戸市柏崎３丁目13番22号
破産者　工藤　拓司
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和６年（フ）第１６０号
青森県八戸市長者２丁目５番25号　稲花ハウス203号室
破産者　久保　精悦
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第３号
岩手県一関市花泉町涌津字亥年前232番地258
破産者　鈴木　信喜
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第４号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字高田前112番地町営高田前団地12棟４号
破産者　金子　順也
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和６年（フ）第８５３号
仙台市泉区将監９丁目２番１―302号
破産者　菅原　　隼
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１０９５号
仙台市太白区西中田６丁目21番２―403号
破産者　菊地　陸渡
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６８号
仙台市太白区四郎丸字吹上27番地の11
破産者　大場　康之
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３９号
仙台市青葉区台原１丁目５番８―106号
破産者　金沢　好啓
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１５０号
仙台市太白区泉崎１丁目33番10―302号
破産者　庄子　英典
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１７０号
仙台市宮城野区岩切字今市89番地の３　ＬＵＮＡ・ＳＥＡ１―202
破産者　高橋　礼仁
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第２８０号
群馬県高崎市飯塚町507番地１　植原マンション303号
破産者　清水　陽介
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１４号
群馬県高崎市下之城町258番地５
破産者　香川　知央
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（フ）第２８３０号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目35番５号　釜利谷東ハイツ２―202
破産者　佐藤　義昭
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０７２号
横浜市金沢区能見台通５番18号　パークハイム能見台109
破産者　田村　純一
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１７号
横浜市泉区和泉中央北２丁目29番26号
破産者　中野　　愛（旧姓砂川）
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３号
愛知県蒲郡市三谷町竹沢４番地
破産者　竹内　菜望
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２０号
愛知県豊橋市西小鷹野３丁目11番地１　グローリアス小鷹野公園Ⅱ番館503、住民票上の住所愛知県豊橋市飯村北１丁目13番地１
破産者　山北　佳徳
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和５年（フ）第４７３６号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目２番28号
破産者　冨田　力也
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１７３７号
大阪市淀川区木川東４丁目６番20―306号
破産者　林　　尚也
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３５４０号
大阪市淀川区木川西４丁目４番３―704号
破産者　橋本美津子
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４１２５号
石川県能美市大長野町ル60番地、開始決定時大阪市東成区中本１丁目４番５―908号
破産者　森　　圭生
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２２７号
大阪府東大阪市日下町７丁目７番44号
破産者　唐内　　浩
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４２８５号
大阪市西成区南津守６丁目７番16号
破産者　川本　武人
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０３５号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―505号
破産者　大久保喜成
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０８２号
大阪府枚方市上島町24番14号
破産者　コアシ設備こと　小足　和久
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８７０号
大阪市北区浪花町２番19号　扇町ハイツ101号室
破産者　坂本商会こと坂本徳会こと　権　　徳会
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９７８号
大阪市城東区成育４丁目７番14号
破産者　三協加工製作所こと　高垣　陽一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０４２号
大阪市淀川区宮原１丁目３番20―405号、前住所大阪市北区大淀南２丁目６番８―804号
破産者　桑田　紗希
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０４７号
大阪市此花区西九条３丁目６番４号　フルールサジテール　102
破産者　ｓｕｋｅｍｏｔｏこと　菅野　圭佑
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１７１号
堺市美原区平尾2547番地12　吉田方、前住所堺市南区新檜尾台２丁２番５―624号
破産者　山岸　準一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２４２号
大阪市平野区加美鞍作３丁目５番21号　グレイスコート　101号
破産者　湯川　　剛
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７２号
大阪市東淀川区大道南１丁目27番14号
破産者　歴舎　幸一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８４号
大阪市住吉区殿辻１丁目２番８―411号
破産者　木下　浩一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１８号
大阪府四條畷市雁屋南町７番４―511号
破産者　佐藤　　將
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０６号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目17番12号ダイドーメゾン園田Ⅱ205
破産者　奥村　大伸
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第５３０号
岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍772番地２
破産者　小泉　　拓
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７１２号
兵庫県西宮市今津巽町３番１―305号
破産者　東　　直子
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第３０号
岡山県津山市小田中1404―８、住民票上の住所岡山県美作市海田1962番地
破産者　下山桂次郎
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和６年（フ）第７０２号
広島市東区戸坂千足１丁目９番１―104号、開始決定時の住所広島市東区福田７丁目36番８号
破産者　三枡　敏明
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１１５９号
広島市西区井口明神３丁目17番５―202号
破産者　登坂　良一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２０３号
徳島県徳島市中島田町３丁目79番地の４　市営住宅１棟４―４
破産者　正木　修一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２号
香川県善通寺市木徳町416番地２
破産者　西川　竜太
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第５０号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨447番地２ウェルフェア櫛梨101号室
破産者　中村　博美（旧姓宮野）
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（フ）第１４７号
香川県仲多度郡多度津町堀江３丁目７番84―２―302号
破産者　山下　希望
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和５年（フ）第４８８号
熊本市南区田井島３丁目６番８号
破産者　河野　英昭
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１０９号
青森県五所川原市栄町45番地11、住民票上の住所青森県五所川原市中央５丁目89番地
破産者　平山　正美
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第１号
青森県つがる市稲垣町繁田源46番地
破産者　加藤　裕人
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和６年（フ）第２５２号
盛岡市津志田中央３丁目４番20号　メゾンドマリナ201号
破産者　中村　直美
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（フ）第３５６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第５地割194番地４　南矢幅ハイツ101号、前住所盛岡市松尾町19番３号レジデンス松尾202号
破産者　吉田　篤史
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第３号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地130
破産者　遠藤　恭平
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和６年（フ）第２２０４号
神奈川県鎌倉市上町屋780番地　椎名荘201
破産者　久継　智弘
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２７６１号
横浜市緑区霧が丘３丁目24番地　霧が丘グリーンタウン24―４号棟508号室
破産者　山本　　勉
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２９４６号
横浜市南区永楽町２丁目20番地　レヂデンス政和402号
破産者　松蔭　　学
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０５０号
神奈川県鎌倉市山崎1390番地　レーベンスガルテン山崎１号棟314号室
破産者　古川木綿子
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９９号
横浜市鶴見区下野谷町４丁目166番地５　グライユール横浜404号
破産者　関口　大樹
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３７４号
神奈川県小田原市飯泉533番地の１　Ｄ102
破産者　新田　優子
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第４９２号
神奈川県小田原市久野2174番地の24
破産者　赤塚　照夫
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第５３０号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原46番地　アレンジメントケア箱根仙石原
破産者　春木　　徹
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第６９８号
神奈川県厚木市下川入439番地　レオパレスマルベリーランチＢ205
破産者　松本　喜寛
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１７号
新潟市西区五十嵐中島３丁目18番４号　池野若菜方、前住所新潟市東区逢谷内６丁目３番15号　ブロードウェータウンＢ棟102号
破産者　渡邉　五月
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第７０号
石川県小松市浜佐美本町22番地
破産者　北村　裕行
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和６年（フ）第７５号
石川県加賀市片山津温泉井68番地
破産者　太田　英樹
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和７年（フ）第３号
岐阜県高山市森下町１丁目263番地　メゾンルビエール201号
破産者　山之上外美
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和６年（フ）第７４８号
静岡市駿河区向敷地４丁目１番６号、旧住所大阪市旭区中宮３丁目14番13―305号
破産者　大江　雅彦（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０１号
静岡市駿河区みずほ２丁目18番地の６　ジュネスＫⅡ101号、居所横浜市保土ケ谷区境木本町14―14　三幸荘　102号室
破産者　村上　裕介
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４８号
滋賀県米原市朝日679番地９
破産者　宮部　由美
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和６年（フ）第３０１０号
大阪市福島区吉野３丁目22番22―402号
破産者　溝脇　　涼
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３６５６号
大阪府枚方市伊加賀西町84番18号
破産者　西野　誠一
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７５０号
大阪府東大阪市足代北２丁目11番12号　さくらハイツ　204号、前住所大津市鳥居川町４番23号　シャルム唐橋24
破産者　増田美保子
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７５２号
大阪市平野区喜連７丁目９番17―202号
破産者　福元　雄二
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４８８９号
大阪府豊中市上野西４丁目８番41―307号
破産者　羽賀　雅己
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０８４号
大阪府高槻市緑が丘１丁目８番７号
破産者　藤本塗装工業こと　藤本　成喜
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９９３号
大阪市阿倍野区旭町２丁目２番３―1303号
破産者　塚田　湧己
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１２号
鳥取県八頭郡八頭町隼郡家６番地１、旧住所東京都新宿区西新宿６丁目15番１―3914号
破産者　植田　洋志
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５３５号
広島市西区三滝本町２丁目14番38―５―302号
破産者　金本　貴志（旧姓今岡）
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６号
北九州市八幡西区穴生４丁目３番３―205号
破産者　渡邊　　茂
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

令和５年（フ）第３６６６号
東京都杉並区本天沼１丁目25―３
破産者　小川　　潤
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第３９８８号
埼玉県新座市新堀１丁目11―32、開始決定時の住所埼玉県新座市新堀２丁目２―４
破産者　清水　鉄平
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１５８２号
東京都品川区中延２丁目10―18―302、開始決定上の住所東京都江東区北砂３丁目５―20―304
破産者　大村　　登
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３０６０号
東京都江戸川区東瑞江１丁目23番３号
破産者　株式会社ティエラ
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４４０１号
東京都練馬区高松４丁目４―20　コスモス光が丘Ａ棟104
破産者　中村　　仁
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４８９１号
東京都足立区辰沼２丁目18―18―1311
破産者　齊藤　敏則
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５９６８号
東京都目黒区祐天寺２丁目９番２号　中西ビル２階
破産者　ｅｓｐｏ株式会社（旧商号株式会社ＭａｈａｌｏＭａｕ）
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６３９７号
東京都千代田区神田練塀町55　パークタワー秋葉原1804、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座１丁目22番11号　銀座大竹ビジデンス２階
破産者　株式会社エクシーズ
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６７１７号
東京都杉並区松ノ木３丁目24―13―302
破産者　史之りゅうえい
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６８５５号
東京都大田区北糀谷１丁目10―17　ＴＯＫＹＯ　β　梅屋敷１　203
破産者　髙尾　勇也
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７１９３号
東京都大田区中央３丁目18―12　マツムラアパート
破産者　橋本スミ子
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７５９３号
東京都葛飾区西新小岩３丁目39―９
破産者　小林　　史
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７５９４号
東京都葛飾区奥戸５丁目21―17―404
破産者　小林太一郎
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９５５号
東京都世田谷区船橋７丁目８―２―548
破産者　雨貝まこ都
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８３０７号
東京都世田谷区経堂４丁目33―18―102、開始決定時の住所東京都北区赤羽２丁目７―７―703
破産者　大久保　亮
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４８４号
栃木県下都賀郡壬生町落合２丁目13番16号、前住所栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目４番20号　シャトーハイツＢ201
破産者　齋藤　純一
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和５年（フ）第５７９２号
神奈川県川崎市多摩区西生田３丁目11―12　第一関ハイツ　202
破産者　篠原　真人
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第６８８８号
東京都足立区西新井６丁目13―４―101、開始決定時の住所東京都足立区本木東町27―９
破産者　瀬田　吉孝
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１３４号
東京都練馬区石神井台５丁目19番７号
破産者　ＬＡＰＩＳ　ＣＲＥＡＴＥ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１３５号
東京都練馬区石神井台５丁目19―７
破産者　布村　　繁
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４３９８号
東京都港区西麻布１丁目14―11―302
破産者　飯島　統子
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５４５１号
東京都江戸川区南葛西４丁目19番７号
破産者　高中建設株式会社
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６００８号
東京都世田谷区砧５―11―13―Ｃ、住民票上の住所東京都世田谷区砧５丁目11―13―Ｂ
破産者　小山　直哉
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６４３０号
東京都大田区新蒲田２丁目１―13　読売新聞販売所
破産者　小山　直人
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６８２９号
千葉県船橋市宮本８丁目８―１―107
破産者　浅野　芳秋
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７０９４号
東京都江戸川区江戸川１丁目36―３―302
破産者　入江　眞作
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１号
東京都世田谷区赤堤４丁目９―５―101
破産者　國近　成輔
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第２５９号
愛知県豊橋市新栄町字南小向132番地の２
破産者　株式会社フソウ化成
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第２３号
岡山県津山市中北下1258番地３
破産者　工房冨岳株式会社
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

令和５年（フ）第４８７号
熊本市南区田井島３丁目６番８号
破産者　株式会社ライフクリエート
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１８１１号
横浜市港北区新吉田東８丁目47番２号
破産者　株式会社南州工業
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２７１９号
横浜市港南区大久保２丁目22番29―202号
破産者　株式会社米村
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１４３号
静岡市葵区千代田７丁目７番７号
破産者　有限会社エムエムピー
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第５４号
滋賀県米原市下多良３―18―203、住民票上の住所京都市伏見区桃山長岡越中東町110番地２
破産者　山下　和貴
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和６年（フ）第３０１９号
大阪市港区磯路３丁目26番13号マリンブルーＳ705号
破産者　浅井商店株式会社
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市気高町宝木1562番地130
破産者　有限会社モリモト興機
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

免責許可決定

令和６年（フ）第３１６号
福井県坂井市春江町西太郎丸第５号３番地１
破産者　加藤塗装工業こと　加藤　勇太
1　決定年月日　令和７年４月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５０号
栃木県栃木市野中町1368番地12　グリーンパラダイスＰ―Ⅷ　201号室
破産者　谷部　　南
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８９号
栃木県那須塩原市睦105番地４号　君島アパートＢ棟８号室、住民票上の住所栃木県大田原市下石上1224番地４
破産者　竹村　信吾
1　決定年月日　令和７年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２号
茨城県水戸市城東３丁目５番８―301号　城東ロイヤルハイツ
破産者　寺門　和代
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２６号
茨城県水戸市城南２丁目６番10―415号　サンハイツ城南
破産者　石井　直人
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５２号
茨城県ひたちなか市富士ノ上９番12号
破産者　鈴木　海斗
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５６号
茨城県水戸市西原１丁目14番34号
破産者　中山　　祐
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和６年（フ）第３７７号
栃木県河内郡上三川町上三川4311―１　レオネクストフジヤマＡ　105、住民票上の住所栃木県宇都宮市駒生町1634番地22
破産者　佐藤　秀人
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第４８４号
栃木県下都賀郡壬生町落合２丁目13番16号、前住所栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目４番20号　シャトーハイツＢ201
破産者　齋藤　純一
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第５７１号
栃木県芳賀郡芳賀町大字八ツ木57番地45
破産者　ＦＲＥＥＬＡＮＣＥ　ＴＫことｇｒｏｏｖｅこと　木村　　崇
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第６０２号
栃木県小山市大字喜沢785番地４
破産者　大和　啓寿
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７１３号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地222
破産者　小堀　　誠
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市西１丁目４番４号　ユーカリハイツ203
破産者　羽田由紀恵
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１０号
栃木県宇都宮市峰町253番地１　峰町ダイゴハイツＢ202、前住所東京都大田区西蒲田３丁目５番16号　ｂｅｌｌｏ　101
破産者　伊藤　幸彦（旧姓関根）
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４９号
栃木県栃木市野中町1368番地12　グリーンパラダイスＰ―Ⅷ　201号室
破産者　Ｅｔｅｒｎａｌ　Ｆｒｅｅｄｏｍこと　谷部　行成
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２１号
群馬県高崎市台新田町102番地12
破産者　小林　未優
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第４６号
群馬県富岡市富岡2661番地　アットホーム尚久富岡東、前住所神奈川県川崎市川崎区小川町18番地８　ルネ川崎　1007
破産者　宮内　和人
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１７号
鹿児島市新屋敷町21番20―602号
破産者　古川　凜奈
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１９号
鹿児島県いちき串木野市生福9874番地182ウッドタウン市営４―３号室
破産者　坂口　恵子
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３４号
鹿児島市西紫原町17―１　むらさきスカイコーポ102号、住民票上の住所鹿児島市花野光ヶ丘２丁目25番21号
破産者　田畑　正一
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３５号
鹿児島市西紫原町17―１　むらさきスカイコーポ102号、住民票上の住所鹿児島市花野光ヶ丘２丁目25番21号
破産者　田畑真美子
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第５８号
鹿児島市田上台４丁目34番１号　コーポいずみ102号
破産者　奥島　重子
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第９４号
鹿児島市宇宿４丁目21番55号　ＪビルＡ棟306号
破産者　榮　　竜也
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１９号
鹿児島県霧島市隼人町内山田２丁目６番13号セジュール昭102号
破産者　古川　由紀
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第２１号
鹿児島県霧島市国分名波町22番11―101号名波ハイタウン
破産者　水口　和代
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第２８号
鹿児島県姶良市平松4696番地９　エリヴェール姶良Ｂ103号、旧住所鹿児島県姶良市平松5921番地６
破産者　平　ゆりえ
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第４２号
沖縄県南城市佐敷字津波古412番地
破産者　川平千恵美（旧姓桑江）
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４号
岩手県遠野市六日町９番６号
破産者　高橋　瑠美
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第６号
岩手県遠野市下組町３番14号
破産者　田尻抄奈恵
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第７号
岩手県釜石市大字平田第２地割51番地86
破産者　中島美代子
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第８５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地９号棟303
破産者　高橋　怜子
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２号
宮城県登米市迫町佐沼字萩洗１丁目２番地12　ＶｉｖａｌｅｓⅢ　Ａ　103号、従前の住所宮城県石巻市丸井戸３丁目18番12号　レオネクストタキシード104号
破産者　近藤　慧実
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第６号
宮城県登米市米山町字桜岡上待井215番地１大内ハイツ幸福201
破産者　大内美由喜
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第７号
宮城県登米市米山町西野字北土手外６番地３
破産者　鈴木　裕也
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第５号
福島県白河市郭内177番地67
破産者　田口　正和
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和６年（フ）第４２５号
栃木県下野市仁良川1681番地16
破産者　坂本　晃一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７１号
栃木県鹿沼市緑町３丁目７番16号
破産者　大野　　実
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１２号
栃木県佐野市堀米町3818番地３　ビレッジハウス佐野菊川１号棟201、前住所栃木県佐野市並木町169番地２
破産者　今野　久枝
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１９号
栃木県宇都宮市若草３丁目８番２号　アルトハイムＣ　202、前住所栃木県宇都宮市桜１丁目１番29号　203号
破産者　吉田　真也
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１３０号
栃木県宇都宮市若松原２丁目13番６号　ブラザーズ若松原３、前住所栃木県宇都宮市峰３丁目６番３号　ブルースカイ峰205
破産者　高橋　弘見
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４号
群馬県沼田市東原新町1543番地７
破産者　井上　利明
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和７年（フ）第５２号
群馬県高崎市山名町836番地１　特養キートス南八幡、前住所石川県金沢市平和町２丁目12番34号　（県営住宅34棟・９号）
破産者　金島　美知
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（フ）第４９３号
相模原市緑区橋本６丁目38番17号　キャッスルマンション橋本605
破産者　長谷川則之
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第６６０号
相模原市中央区共和１丁目６番28号　ラズベリー共和103
破産者　原　有輝
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第７１号
相模原市南区東林間８丁目７番44号　メゾン東林間ハイツ203号
破産者　川合　新平
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第８１号
相模原市南区磯部1072番地１　サンテラスＩ103
破産者　春永　晃宏
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第９５号
相模原市南区相模大野６丁目23番12―903号
破産者　宮本美智子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１０９号
相模原市緑区中沢600番地４　レイクショアＡ２号室
破産者　岩橋　恵
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２１号
長野市大字柳原2221番地３　エクセレントかねまつＡ102号
破産者　上原　明美
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
長野県上田市上田原831番地９
破産者　西澤　浩
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和６年（フ）第４９４号
岐阜市河渡1266番地１
破産者　西田こと　林　正明
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第８号
岐阜県本巣市三橋２丁目105番地
破産者　山本　信子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第３９号
岐阜県瑞穂市十九条100番地１　マジェスティーＩ　202号、前住所岐阜県瑞穂市牛牧1215番地11
破産者　杉浦　優季（旧姓飛田野）
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第６５号
岐阜市白菊町３丁目31番地　（白菊ハイツ201）
破産者　白石　京子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２４４号
名古屋市緑区鳴海町字石堀山13番地の１　タウン石堀山９棟209号
破産者　伊藤　秀輔
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３５０号
愛知県春日井市下条町３丁目12番地１　ヘーベル城前201号、従前の住所愛知県春日井市上野町447番地25
破産者　落合　淳之
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４１６号
名古屋市南区西又兵ヱ町２丁目29番地の１　清光コーポ103号
破産者　大野　信純
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４２１号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地１　102号棟911号室
破産者　榊原夕起奈
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４３５号
名古屋市名東区貴船３丁目306番地　サンビューマンション中京103号
破産者　清水智恵美
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４４８号
愛知県春日井市如意申町６丁目１番地２　エスペランサⅡ405号、従前の住所岐阜県恵那市大井町2629番地24　グレイスメゾン105号室
破産者　伊藤恵里子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５５号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字郷前77番地２　ドミール若村ⅢＡ105号、前住所愛知県一宮市大和町妙興寺字山王浦92番地６
破産者　西田　優花（旧姓島田）
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第７号
兵庫県加西市谷町23番地の１
破産者　石古　翼
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和６年（フ）第４７号
愛媛県今治市北日吉町１丁目16番８号　今治駅西第２再開発住宅　106号
破産者　真鍋　真愛
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和７年（フ）第７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3342番地83
破産者　秦　　誠憲
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第４６号
北九州市小倉北区赤坂４丁目10番１―303号
破産者　中村　啓子
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６０号
北九州市小倉南区葛原元町２丁目１番３号（202）、前住所福岡市城南区梅林２丁目16番４―203号　ピナクル梅林
破産者　足達　咲希
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第９９号
北九州市門司区大字畑1202番地３
破産者　坂本　恵太
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１０８号
北九州市八幡東区天神町６番１―408号
破産者　武藤　英輔
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１号
福岡県田川郡福智町金田350番地　町営高見団地７棟129号、前住所福岡県田川郡福智町金田350番地　町営高見団地７棟132号
破産者　松本　　楓
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和７年（フ）第１０号
長崎県大村市今村町260番地１　メゾン今村205号
破産者　橘　穂奈美（旧姓長尾）
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第１７号
長崎県大村市徳泉川内町558番地１
破産者　吉川　幸佑
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第２１号
長崎県諫早市小船越町802番地２
破産者　松尾　松美
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和６年（フ）第５８３号
熊本市南区城南町千町1562番地２、転入前住所熊本市中央区琴平本町４番64―503号　琴平団地１Ｃ―１
破産者　中村　栄希
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第６６８号
熊本市東区長嶺南７丁目20番32号
破産者　樋本　弦也
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第６９２号
熊本市中央区坪井１丁目６番21号　アズーロ上通北205号室
破産者　大村眞佐美
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７８４号
熊本市北区龍田陳内３丁目22番70―202号　パピーズ光の森
破産者　猪石あかり
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７８８号
熊本市西区二本木４丁目３番42―２号　Ａｆｆｉｔｔｏ熊本駅南205号室
破産者　東　　知明
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１号
熊本市北区武蔵ケ丘１丁目15―８　たかちほビル３―Ｂ、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目14番１―101号　セジュール武蔵ヶ丘Ａ
破産者　梅田　真琴
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５号
熊本市中央区新町４丁目７番37―902号　朝日プラザ新町、前住所熊本市西区新土河原２丁目３番31号
破産者　井上　　健
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３７号
熊本市東区月出３丁目１番34号　グラスムーン月出201号、異動前住所熊本市東区御領３丁目13番39号　パレスモア　303号室
破産者　中松　緋魅
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第６０５号
大分県別府市大字北石垣1084番地の１　ミューゼサカモトⅡ―202号
破産者　神吉　友美
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１１号
大分県別府市千代町12番12号
破産者　千葉　幸男
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１６号
大分県由布市湯布院町川北2397番地１
破産者　佐藤　照美
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２２号
大分県由布市挾間町古野1100番地１　Ｙ’ｓＷＡＫＡＫＩⅡ310
破産者　五十嵐　肇
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４３号
大分市大字永興2130番地の４　ＨＹコーポ103
破産者　福田　嘉久
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５０号
鹿児島市下荒田２丁目37番11号　パークハイツ古田浜102号、前住所鹿児島市坂元町27番６号
破産者　久冨　香織
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第２８３号
沖縄県沖縄市大里２丁目25番１号　シーサイドキャッスルアワセ301
破産者　金城　梨乃（旧姓仲宗根）
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第３２６号
沖縄県宜野湾市字佐真下58番地２　縁　22号
破産者　亀島　克一
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第８号
沖縄県うるま市字塩屋293番地３　サニーコートしおや303
破産者　比嘉　仁德
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１１号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆513番地ヴューテラス206号
破産者　ウィッテンさつき（旧姓松田）
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第３３号
沖縄県沖縄市諸見里１丁目15番７号　青木ＡＰ101
破産者　冨村美智子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第３６号
沖縄県沖縄市園田２丁目14番６号　新垣アパート201
破産者　宮里　淳子（旧姓仲村渠）
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第４２号
北海道松前郡松前町字白神498番地
破産者　滝川　清文
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第５２号
北海道北斗市清川423番地
破産者　立崎　義之
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第１３号
北海道帯広市西11条南５丁目１番地
破産者　星　　吉子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第１１号
青森県むつ市若松町３―23　陣田方、住民票上の住所青森県むつ市小川町２丁目18番45号小嶋借家２号室
破産者　齋藤　真恵
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第８号
岩手県釜石市唐丹町字片岸121番地２　Ｋ―９
破産者　山崎　洋美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第１１５号
仙台市青葉区山手町８番３号　プリンスコート山手町Ｂ―201、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘２丁目17番５―808号
破産者　渡邉　規子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１５８号
仙台市青葉区錦町２丁目４番31―505号
破産者　竹内　悠子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１６６号
宮城県塩竈市赤坂16番18号　アリス塩釜第一Ｂ棟204号
破産者　黒沼　善和
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１９４号
仙台市太白区富沢２丁目11番５号　コーポ115―301
破産者　佐藤　千春
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２０７号
仙台市太白区西多賀３丁目６番18―605号
破産者　伊藤　あい
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２３３号
宮城県岩沼市二木２丁目６番20号　梶川修方
破産者　松好　照明
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２３７号
仙台市青葉区栗生３丁目12番地の16　サンライズ館Ｄ―101
破産者　平山由紀子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２４２号
仙台市青葉区南吉成３丁目１番地の31　サニーライフ仙台青葉、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘２丁目６番１号　フローレンス旭ケ丘106
破産者　高木　静雄
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２６３号
宮城県名取市増田２丁目１番11―103号　グレースハイツ
破産者　原　ひろ子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１４号
宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地５県営蔵王井戸井住宅１―305号室
破産者　小熊　沙希（旧姓寺島）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１５号
宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地５県営蔵王井戸井住宅１―305号室
破産者　小熊　慎也
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１７号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西２丁目17番地県営柴田槻木住宅１―202号
破産者　小倉　守俊
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第２３号
宮城県大崎市古川宮内字東高畑62番地　４号
破産者　眞見　　剛
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第２１号
秋田市外旭川字大畑103番地３　レオパレスエコーハイツ大畑203号
破産者　菅原　理惠
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺25番地
破産者　草皆　典子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５号
秋田県大館市東台７丁目３番94―２号
破産者　日景　裕也
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第１５号
秋田市楢山川口境20番１―407号、前住所秋田県大仙市飯田字堰東168番地２　ビレッジハウス大曲２号棟107号室
破産者　片岡萌々香
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和７年（フ）第１８号
秋田県大仙市福田町９番45号
破産者　柏谷　　孝
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和７年（フ）第２７号
山形市大字漆山1239番地の３
破産者　黒田　秀子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３１号
福島県伊達郡国見町大字藤田字北１番地ホワイトコーポハタＣ号
破産者　後藤　和也
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和７年（フ）第６３号
茨城県水戸市東前３丁目226番地の２　Ｅａｓｔ　Ｈｉｌｌｓ　ＳＥＩ202号
破産者　荒川　夏輝（旧姓入江）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第８１号
茨城県水戸市渡里町2676番地の２
破産者　上金由紀子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第３３号
茨城県土浦市高岡2338番地８
破産者　荒川ひなの
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第９０号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目３番１号　エトワール宇都宮第５　803号
破産者　福田　智春
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１０４号
栃木県小山市城西２丁目９番地９　ラビアンローゼ206号、前住所秋田県潟上市飯田川下虻川字街道上一本木28番地４
破産者　門間　亮汰
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１０６号
栃木県大田原市亀久875番地、前住所栃木県下都賀郡壬生町元町13番25―３号
破産者　中嶋　和貴
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１４号
栃木県日光市大室1144番地19　メゾン・ド・ルナール202、前住所栃木県日光市所野2835番地４　所野広久保住宅323号
破産者　三浦千恵美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１５号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅３号棟46号室
破産者　秋元　良江
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第３１７号
群馬県前橋市高井町１丁目28番地10　ドルフィン高井　105号
破産者　永田　幸雄
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第６６号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田31番地　サンライズＭＴ103
破産者　前村　信明
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４２号
群馬県館林市松原２丁目８番16号
破産者　小林　眞弓
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第４３号
群馬県太田市内ケ島町1191番地５　スリムコーポＩ―401号
破産者　小林　幹夫
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第９１号
東京都調布市国領町５丁目49番地２リバーモガミ307
破産者　浅沼　総一
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８１号
東京都武蔵野市境１丁目18番21号
破産者　前川　　光
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９６号
東京都福生市本町20番地
破産者　加藤　遼一
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２２１号
東京都青梅市友田町２丁目765番地リバーメール舟場201
破産者　神田　秀夫
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２４０号
東京都東久留米市下里３丁目23番13号アズセナ301
破産者　西田きよみ
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２４号
新潟市中央区高志１丁目11番４号　コーポ旭101号
破産者　井上　京子（旧姓藤澤）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４１号
新潟市東区寺山３丁目25番35号
破産者　福嶋あやか
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４７号
新潟市西区内野町60番地10　グラディオン101号、前住所新潟市西区寺尾台２丁目９番11号
破産者　藤井　　司
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５０号
新潟市西区松海が丘２丁目19番19号　ハイムフルール202、前住所新潟市西区坂井東４丁目28番５号　イーストハウス中野Ａ
破産者　高橋　花歩
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７号
新潟県燕市横田5946番地
破産者　鴨井　沙織
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第１８号
新潟県三条市福島新田丁1481番地１　さかえの里、前住所新潟県三条市興野２丁目19番28号　グリーンハイツ・サンサン３号
破産者　齋藤　義春
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第２６号
石川県河北郡津幡町字横浜へ10番地　フォルスＩ　202号
破産者　岡本　朝子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第９５号
長野県上田市中之条532番地２
破産者　田中　弓子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第７号
長野県駒ヶ根市上穂南17番10号　山田住宅201号室
破産者　直井　未明
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第８７号
静岡県藤枝市天王町２丁目６番24号
破産者　鈴木　莉絵
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９３号
静岡県焼津市一色1548番地の42　一色荘106号室、旧住所静岡県焼津市大村新田63番地の１　ルミーナＩ103号
破産者　池ヶ谷真利
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１００号
静岡市清水区八坂北２丁目７番18号　パス・プエルト203、旧住所静岡県富士市北松野500番地の１　Ｒｉｖｅｒ　ｓｉｄｅ富士102号
破産者　石和　実樹
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５０号
静岡県裾野市平松396番地の２　フォーブル平松103、前住所静岡県裾野市稲荷26番地の10岩田ハイツ204
破産者　伊藤　和子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５３号
静岡県伊豆の国市長岡639番地の１　コーポさつき　102号
破産者　井上　佳奈
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第６１号
静岡県駿東郡清水町柿田273番地の１　ロイヤルマンション柿田102号、前住所静岡県駿東郡清水町堂庭113番地の16
破産者　米山　英也
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第７０号
静岡県御殿場市中山630番地の１　アヴァンデンスＪＵＮⅡ206
破産者　梶本二美子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３９０号
静岡県浜松市中央区子安町332番地の５　シティハイツアカツキ101号
破産者　山玉　蘭子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第４４８号
静岡県菊川市本所364番地（上本所団地Ｃ棟105号）
破産者　岩瀬　宗治
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第４７５号
静岡県浜松市中央区三方原町2041番地の10、前住所静岡県浜松市中央区高丘北３丁目36番10号
破産者　清水　明芳
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第３３号
静岡県磐田市上大之郷104番地２　コーポミノリ201号室
破産者　渋谷　　勉
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４０号
静岡県浜松市中央区野口町310番地　メゾン野口町106号
破産者　小島　隆広
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４２号
静岡県浜松市中央区萩丘２丁目31番17号
破産者　森川あかね
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４３号
静岡県浜松市中央区三島町345番地
破産者　鈴木　正男
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４９号
静岡県袋井市宇刈670番地の11
破産者　刑部　慎也
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第５２号
静岡県浜松市中央区高丘西３丁目25番３号ラ・プラージュ203、前住所静岡県浜松市中央区鶴見町398番地
破産者　寺田　　渓
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第５７号
静岡県浜松市浜名区細江町気賀485番地の１ハイツベア細江106
破産者　山田　安子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６２号
静岡県浜松市中央区佐鳴台３丁目16番402号
破産者　大橋　文治
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６３号
静岡県浜松市中央区入野町16105番地の21トレビアン南平202号室
破産者　三原亜香根
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６５号
静岡県浜松市中央区入野町4902番地の８
シャトレかみむら103
破産者　川越　悦子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６６号
静岡県浜松市中央区西山町2043番地の25
破産者　山岡　裕之
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６７号
静岡県浜松市中央区住吉５丁目22番44―504号　ブライトタウン住吉、前住所静岡県浜松市中央区八幡町59番地
破産者　内藤クリスティンこと　ナイトウ　クリスティン　ラブストロ（ＮＡＩＴＯ　ＣＨＲＩＳＴＩＮＥ　ＬＡＢＵＳＴＲＯ）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１５号
三重県松阪市小黒田町768番地１　サンハイツ102号
破産者　村林　香織
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和７年（フ）第４３号
三重県桑名市大字桑部1023番地24
破産者　山形　ゆみ
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４４号
三重県四日市市赤水町1371番地　クイーンズヴィレッジ305
破産者　田口　希望
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４９号
三重県津市大門11番17号　寿ビル302
破産者　田中　杏理（旧姓佐藤）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第５１号
三重県四日市市楠町本郷1637番地２　Ｈｏｎｇｏｕｓｏｕ Ａ―102
破産者　中村ユカリ（旧姓杏澤）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第５２号
三重県四日市市小古曽東１丁目３番５号　デスパシオ202
破産者　上田　忠彦
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第５３号
三重県四日市市室山町１番地　リッツ白梅Ａ館２―201
破産者　高山　　清
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第９９号
三重県志摩市磯部町三ケ所342番地
破産者　山川せつ子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第６号
三重県熊野市新鹿町1394番地２
破産者　小杉富貴子（旧姓番家）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和７年（フ）第３１号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町895番地１　ケアハウス暖の里新館、旧住所鳥取県鳥取市新品治町70番地17
破産者　松本智恵子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地３　11―102号
破産者　西田　萌乃（旧姓中口）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安372番地
破産者　吉田　智雄
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（フ）第１０号
鳥取県米子市彦名町1265番地１
破産者　山根　奈々
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第１８号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目19番26号Ａ103号、旧住所徳島市北矢三町３丁目６番20―203号グランディール矢三Ｃ
破産者　林　　悟羅
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和６年（フ）第７３８号
岡山市中区乙多見155番地　クレストピアＡ棟101号
破産者　田村　章伍
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７号
岡山市北区万成東町３―１　淳風会ロングライフホスピタル、住民票上の住所岡山市北区横井上203番地１　ビッグバーンズマンション横井Ｂ棟301
破産者　本田　　央
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５６号
岡山市中区関326番地18　イーグルマンション402
破産者　安達　智美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６４号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目11番18号　レオパレスうしお104号
破産者　岩﨑　太治
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７４号
岡山市北区白石571―１　ＧＲＡＣＥ　ＣＯＣＯ　107号室、住民票上の住所岡山市北区今保627番地19
破産者　松山　美貴
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１９７号
山口市小郡上郷4188番地１　ビレッジハウス小郡２―303号
破産者　伊藤亜由美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２０１号
山口市大内中央１丁目９番27号
破産者　藏岡　勇輝
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２１４号
山口県防府市岩畠１丁目４番40号　信栄荘11号室
破産者　長谷川正文
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５号
山口市維新公園６丁目４番５号　スカイアート203号
破産者　嶋津　広之
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６号
山口市維新公園５丁目９番Ｅ―105号
破産者　伊川　勝己
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７号
山口県防府市大字植松13番地の１　セイバリー・コートＡ棟103、前住所山口県周南市大字下上1731番地の５
破産者　高橋　　毅
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９号
山口県防府市酢貝13番32号、前住所山口県防府市大字台道3549番地の10　コーポあけぼの202
破産者　稲冨　玲子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０号
山口市宮野上2868番地６
破産者　中山香保里
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２号
山口県防府市古祖原21番２―205号　市住56棟1092号
破産者　石川　　剛
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２２号
山口県下関市武久町１丁目20番15号　シャンドフルールＶ　101号
破産者　瀬里　克之（旧姓大庭）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第２３号
山口県下関市武久町１丁目20番15号　シャンドフルールＶ　101号
破産者　瀬里　飛鳥
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第２７号
山口県下関市彦島西山町２丁目６番40号
破産者　西村　奈未
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第２８号
山口県下関市みもすそ川町23番47号　和田ハイツ　103号
破産者　藤永林業こと　藤永　　昇
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第９号
香川県高松市西山崎町19番地１　タカオハイツ101
破産者　門脇大志郎
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１８号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田365番地２　サンビレッジ伊予の里Ｄ―102
破産者　川田　正和
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２７号
愛媛県松山市畑寺１丁目４番38号　プランドール門屋Ｂ102号
破産者　中澤　信男
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２８号
愛媛県松山市畑寺１丁目４番38号　プランドール門屋Ｂ102号
破産者　中澤あゆみ
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４号
熊本県球磨郡あさぎり町上北1104番地２
破産者　山本　恭正
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和７年（フ）第１３号
大分県佐伯市長島町３丁目21番８号　工藤ハウスＡ棟２号
破産者　渡邉　舞弥
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第５３号
宮崎市清武町加納２丁目38番地　エクセル加納Ⅱ101号
破産者　山之内希巳子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６１号
宮崎市江平東１丁目１番10号　大野ビル301号
破産者　田村　浩二
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６４号
宮崎市北川内町谷口5407番地、前住所宮崎県串間市大字大平5662番地80
破産者　奥野　大介
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６６号
宮崎市恒久南１丁目３番地６　メゾンシルフィード202号、開始決定時の住所宮崎市大字恒久4106番地11　西田ビル305号
破産者　津田　紘輝
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７０号
宮崎市田野町南原２丁目16番地22　南アパート北
破産者　谷口　栄一
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７５号
宮崎市恒久南２丁目９番地12　ユウネクスト南宮崎Ⅰ―203号
破産者　山室　裕樹
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第８０号
宮崎市田野町甲2739番地12　エーボン90―201号、前住所宮崎市田野町乙10905番地66
破産者　石屋　優子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第６号
宮崎県日南市星倉５丁目３番34―４号、前住所宮崎県日南市大字酒谷乙8934番地ロ
破産者　中村　元春
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和７年（フ）第１４号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池325番地３
破産者　片之坂武仁
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１５号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池325番地３
破産者　片之坂文仁
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１９号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4355番地
破産者　柏田　裕助
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１５号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸2246番地
破産者　甲斐　弥生
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第３２号
宮崎県延岡市南一ケ岡７丁目8348番地117
サーパス海咲106
破産者　髙見　美希
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年（再イ）第４号
大分県速見郡日出町大字藤原1965番地５
再生債務者　片野　哲弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
大分地方裁判所杵築支部再生係

令和６年（再イ）第４７号
群馬県伊勢崎市堀下町1166番地８
再生債務者　尾藤　早紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（再イ）第５１号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1130番地10
再生債務者　赤石　貴伸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（再イ）第１９号
福岡県飯塚市潤野875番地１　アドヴァンスＩ　202
再生債務者　花山　竜大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和６年（再イ）第１８４号
埼玉県川口市大字新堀178番地の26
再生債務者　市村　京介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第１９０号
埼玉県川口市大字安行藤八70番地の10
再生債務者　飯島　凌平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第３５１号
東京都江東区南砂２―34―４―406
再生債務者　宮田　敏子（旧姓河合）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４６５号
東京都江東区新大橋１―４―14―308
再生債務者　三好　麻矢
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第５３号
相模原市南区相模大野８丁目11番30号　Ｌｕｃｅ　ｄｉ　ｆｅｌｉｃｉｔａ　102
再生債務者　小曽根有紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（再イ）第２４１号
東京都葛飾区四つ木１―23―17
再生債務者　井上　美香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第３３４号
東京都世田谷区玉川４―38―16―206
再生債務者　鳥山　　祐
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４７９号
東京都大田区中央３―30―９　第二真荘203
再生債務者　椎葉　渓太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第５１５号
東京都八王子市堀之内３―３―11―502
再生債務者　木村　孝明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第３６号
函館市尾札部町62番地
再生債務者　西谷　真実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日　函館地方裁判所

令和６年（再イ）第１１５号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目４番６号　ピュアハイツ201
再生債務者　三神　有紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（再イ）第２３６号
東京都墨田区亀沢２－８－７－902
再生債務者　鳴坂　明朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第３８８号
東京都練馬区下石神井１－２－３－101
再生債務者　横津　智美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４６９号
東京都大田区羽田旭町２－１－402
再生債務者　杉之内　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４９９号
東京都江戸川区東葛西９－１－７－402
再生債務者　永山　義晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１号
神奈川県厚木市岡田１丁目14番22号　香風館102
再生債務者　道關　洋雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和７年（再イ）第２号
神戸市長田区北町１丁目40番地の１　エクセルコート神戸長田201号
再生債務者　堀内　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和６年（再イ）第５４号
広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地199
再生債務者　益野　憲文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第７３号
熊本市南区富合町新608番地18
再生債務者　鶴元　佑介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（再イ）第２１９号
札幌市手稲区稲穂５条７丁目２番11号
再生債務者　清水　高広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第２２５号
札幌市東区北39条東３丁目１番17―401号
再生債務者　丹羽　研吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第１０２号
埼玉県日高市大字下高萩新田31番地19
再生債務者　本間　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（再イ）第１１９号
埼玉県川越市大字小中居252番地８
再生債務者　櫻井　進也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（再イ）第８号
静岡県菊川市下平川6206番地
再生債務者　松本　丈嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月９日　静岡地方裁判所掛川支部

令和６年（再イ）第９号
静岡県御前崎市池新田4154番地の１　グランストーク波音107号
再生債務者　清水　隆士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月９日　静岡地方裁判所掛川支部

令和６年（再イ）第３０号
広島県福山市千田町３丁目36番５号　202
再生債務者　岡﨑　春美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月12日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（再イ）第１７号

北九州市八幡西区浅川学園台４丁目６番８号（205）（前住所）北九州市八幡西区本城１丁目20番７―201号

再生債務者　井上　　友

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月12日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第８７号

仙台市宮城野区新田４丁目３番38号　シャーメゾンリッツ102

再生債務者　竹内　亮太

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日

仙台地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第３１号

山形県東村山郡中山町大字長崎806番地１

再生債務者　高橋　淳子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日　　山形地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第２号

千葉県市川市北国分１丁目13番15号　（ミルクリーク市川北　Ａ棟108号）

再生債務者　宮尾　圭一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月12日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第１号

富山県高岡市伏木矢田上町３番28号

再生債務者　佐藤　康彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日　富山地方裁判所高岡支部

令和６年（再イ）第６８号

静岡県沼津市大岡2233番地の８

再生債務者　中村　昌秀

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（再イ）第７１号

静岡県熱海市伊豆山1084番地の93

再生債務者　坂口　直代

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（再イ）第２５５号

愛知県半田市旭町２丁目81番地の15

再生債務者　川浪　銀河

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月12日

名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第４９号

三重県四日市市中川原３丁目３番９号

再生債務者　田中ひろみこと　ＤＵＯＮＧ　ＴＨＩ　ＨＯＮＧ　ＴＲＡＮＧ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日　津地方裁判所四日市支部

令和７年（再イ）第６号

三重県四日市市日永３丁目２番57号　レオパレスエクレール103

再生債務者　杉浦　正和

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日　津地方裁判所四日市支部

令和７年（再イ）第７号

栃木県鹿沼市朝日町1941番地１　サンデュエル鹿沼401号

再生債務者　本多　雄貴

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和６年（再イ）第４１号

宮崎県東諸県郡綾町大字入野4028番地10

再生債務者　生島　悠也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和７年５月13日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

企業年金基金変更公告

セントラル警備保障企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都文京区本駒込６丁目12番12号

２．旧事務所の所在地　東京都渋谷区笹塚３丁目２番３号

３．変更年月日　令和７年５月26日

令和７年５月26日

セントラル警備保障企業年金基金
理事長　難波　和義

弁理士登録公告

令和７年５月７日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
５月７日	23689	妹尾　裕章
５月７日	23690	橋本　悠生
５月７日	23691	石川　裕彬
５月７日	23692	羽田　圭寛
５月７日	23693	田中　慎也
５月７日	23694	宮原　健夫
５月７日	23695	松本　佑紀
５月７日	23696	田中　雷太
５月７日	23697	山下　杏子
５月７日	23698	上原　瑞樹
５月７日	23699	大島　崇彰
５月７日	23700	提箸　弘大
５月７日	23701	永坂　裕計
５月７日	23702	福田　　奨
５月７日	23703	時井　　真
５月７日	23704	青山　優衣
５月７日	23705	堀川あゆ美
５月７日	23706	稲毛田　清
５月７日	23707	辻　真希子
５月７日	23708	谷口　寿仁

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
令和７年４月22日	20194	齊藤　久美	申請抹消
令和７年４月30日	20421	山田　忠夫	申請抹消

令和７年５月26日　　日本弁理士会

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条の規定に基づく、令和７年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
特別民間法人高圧ガス保安協会
会長　近藤　賢二

１．試験日時
令和７年11月９日（日）午前９時30分開始

２．試験地
⑴　甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については、別表１に掲げる試験地とする。
⑵　乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液石）責任者免状、丙種化学（特別）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験については、別表２に掲げる試験地とする。

３．受験資格
年齢・性別・学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

４．受験申請の受付期間
⑴　電子申請によるもの
令和７年８月18日（月）午前10時から令和７年９月３日（水）午後５時まで、受付期間中、24時間受け付ける。
なお、別表１及び２に掲げる試験地、試験の種類に関係なく、すべて特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）上で受け付ける。
⑵　書面申請によるもの
令和７年８月18日（月）から令和７年９月１日（月）まで
郵送による場合は、令和７年９月１日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和７年９月１日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。

５．書面申請による受験願書の提出方法及び提出先
⑴　受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。
⑵　２．⑴の試験の受験願書提出先は、別表１に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
ただし、沖縄県を除く試験地の郵送による受験願書提出先は、特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。
⑶　２．⑵の試験の受験願書提出先は、別表２に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
ただし、宮城県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県の郵送による受験願書提出先は、特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。北海道、東京都、神奈川県（乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（特別）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験に限る）の郵送による受験願書提出先は、特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。
⑷　上記の⑵及び⑶のうち、受験する試験の種類の科目が全科目免除に該当する受験者の受験願書提出先は、試験の種類に関係なくすべて特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

６．試験の種類別による受験手数料

試験の種類	電子申請	書面申請
甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
丙種化学（液石）責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
丙種化学（特別）責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	8,500円	9,000円
第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,700円	7,200円

７．受験案内書の配布等
⑴　電子申請によるもの
電子申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）に掲載する。
⑵　書面申請によるもの
書面申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

８．合格基準
合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

９．受験上の注意
⑴　試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。
⑵　試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。
⑶　その他の受験上の注意にあっては、受験案内書を参照のこと。

以　上

別表１

試　験　地
北海道（札幌市）
宮　城　県
東京都（23区）
愛　知　県
大　阪　府
広　島　県
香　川　県
福　岡　県
沖縄県（本島）

別表２

試　験　地
北海道（札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市）
青　森　県
岩　手　県
宮　城　県
秋　田　県
山　形　県
福　島　県
茨　城　県
栃　木　県
群　馬　県
埼　玉　県
千　葉　県
東京都（23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村）
神奈川県
新　潟　県（新潟市、三条市、上越市）
富　山　県
石　川　県
福　井　県
山　梨　県
長　野　県
岐　阜　県
静　岡　県
愛　知　県
三　重　県
滋　賀　県
京　都　府
大　阪　府
兵　庫　県
奈　良　県
和歌山県
鳥　取　県
島　根　県（松江市、江津市）
岡　山　県
広　島　県
山　口　県
徳　島　県
香　川　県
愛　媛　県
高　知　県
福　岡　県
佐　賀　県
長　崎　県
熊　本　県
大　分　県
宮　崎　県
鹿児島県（鹿児島市、奄美市）
沖　縄　県（本島、宮古島市、石垣市）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第104条第５項の規定に基づく、令和７年度液化石油ガス設備士試験の実施について

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
特別民間法人高圧ガス保安協会
会長　近藤　賢二

１．試験日時

⑴　筆記試験　令和７年11月９日（日）午前９時30分開始

⑵　技能試験　令和７年11月30日（日）
液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間
なお、受験者数によって、技能試験を複数回に分けて実施する場合がある。

２．試験地
⑴　筆記試験　別表に掲げる試験地
⑵　技能試験　液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所
３．受験資格
年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。
４．受験申請の受付期間
⑴　電子申請によるもの
令和７年８月18日（月）午前10時から令和７年９月３日（水）午後５時まで、受付期間中、24時間受け付ける。
なお、別表に掲げる試験地に関係なく、すべて特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）上で受け付ける。
⑵　書面申請によるもの
令和７年８月18日（月）から令和７年９月１日（月）まで
郵送による場合は、令和７年９月１日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和７年９月１日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。
５．書面申請による受験願書の提出方法及び提出先
⑴　受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。
⑵　別表に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
６．受験手数料
電子申請　22,700円　書面申請　23,200円
７．受験案内書の配布等
⑴　電子申請によるもの
電子申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）に掲載する。
⑵　書面申請によるもの
書面申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。
８．合格基準
合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。
９．受験上の注意
⑴　試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。
⑵　試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。
⑶　その他の受験上の注意にあっては、受験案内書を参照のこと。

以　上

別表

試　験　地
北海道（札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市）
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都（23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村）
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県（松江市、江津市）
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県（鹿児島市、奄美市）
沖縄県（本島、宮古島市、石垣市）

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和７年５月26日　宮城県教育委員会

1　失効した免許状の種類、番号及び授与権者
　高等学校教諭一種免許状　商業
　平25高一第1067号　宮城県教育委員会
2　授与年月日
　平成26年３月31日
3　失効年月日
　令和７年４月24日
4　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当（教育職員免許法施行規則第74条の２第８号イ）
5　氏名及び本籍地　及川　貴哉　宮城県

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

令和７年５月26日　大阪府教育委員会

(1)　氏名、免許状記載の本籍地、生年月日　(2)　免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者　(3)　取上げの年月日　(4)　取上げの事由に該当する教育職員免許法の規定

1　(1)　鈴木　強志、大阪府、昭和40年４月20日
　(2)　①中学校教諭一級普通免許状（外国語（英語））、昭62中一普め第1825号、昭和63年３月31日、京都府教育委員会　②高等学校教諭二級普通免許状（外国語（英語））、昭62高二普め第1921号、昭和63年３月31日、京都府教育委員会
　(3)　令和７年５月２日　(4)　第11条第１項（施行規則第74条の２第８号イ）

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
北海道函館市高松町四三〇番地
有限会社ゆんたく会館
清算人　谷本志のぶ

解散公告

当社は、令和七年五月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
北海道滝川市泉町一丁目一番二一号
株式会社レビオ
代表清算人　高瀬　幸子

解散公告

当社は、令和七年五月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
札幌市豊平区平岸四条十二丁目三番七号
有限会社秋元商店
清算人　丸山　択真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
宮城県名取市増田字柳田六七六番地
有限会社印刷センター
清算人　中澤　美江

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
福島県郡山市小原田三丁目一八番七号ア
ネックスミカド八〇五
株式会社あけぼの給食
代表清算人　渡邊　早苗

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町二七二三番地
株式会社藤フーズ
代表清算人　清水　千恵

解散公告

当社は、令和七年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
茨城県牛久市南六丁目二番地九
株式会社リスク総研
代表清算人　本間有紀子

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
埼玉県東松山市大字下青鳥一三七八番地八
合同会社メティス
代表清算人　野口　友也

解散公告

当社は、令和七年四月十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
埼玉県さいたま市南区四谷一丁目二番二八―一号
合同会社スズキカク
代表清算人　鈴木　咲絵

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
埼玉県児玉郡神川町大字八日市七五二番地三四
ＭＹアイリス株式会社
代表清算人　飯塚　慶信

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
埼玉県和光市本町三一番一二―四〇五号Ｃ
Ｉハイツ　一般社団法人地域公益推進機構
清算人　小倉　順子

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
埼玉県戸田市上戸田二丁目三二番一七号第一ゆりハイツ一〇三号
株式会社木づくり不動産
代表清算人　大野　清弘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日
千葉県成田市十余三　一五一番地四二八
有限会社システムエイト
清算人　青柳　博美

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都世田谷区下馬一丁目三八番一七号
株式会社ドアーズ
代表清算人　小林　俊明

解散公告
当社は、令和七年五月二十三日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都足立区千住橋戸町七二番地三
株式会社サンアース
代表清算人　金鶴　友昇

解散公告
当法人は、令和六年十二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都世田谷区祖師谷一丁目二五番三号
特定非営利活動法人ＬＩＮＫ
清算人　森　健輔

解散公告
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二番七号
株式会社レイワン
代表清算人　井東　純平

解散公告
当法人は、令和七年四月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都板橋区三園一丁目一一番一五号
特定非営利活動法人日本コスプレ協会
清算人　川本亜理沙

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都葛飾区東金町六丁目一二番一〇号
株式会社太閤
代表清算人　大橋　豊

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号
株式会社ウィズテックファーマ
代表清算人　長谷川修司

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
ＭＨロジスティクス合同会社
清算人　長尾　誠

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区芝大門二丁目一二番一〇号Ｔ＆
Ｇ浜松町ビル二Ｆ
株式会社Ｃｒｏｗｅ　ＡＫＨ
代表清算人　中田　啓

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区六本木三丁目二番一号住友不動
産六本木グランドタワー
ｂ－ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社
代表清算人　塚田　美樹

解散公告
当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都新宿区新宿四丁目三番一五号
合同会社ブラインドライターズ
清算人　増井　涼子

解散公告
当社は、令和七年四月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都調布市布田二丁目二番地六調布マン
ション二〇五
光宝合同会社
清算人　青海　宝

解散公告
当社は、令和七年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒ
ルズ森ＪＰタワー
有限会社千代田住宅ローン債権保証
清算人　落合　幸隆

解散公告
当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデ
ンタワー
銀座マロニエ一般社団法人
代表清算人　中村　武

解散公告
当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区赤坂二丁目一七番七号
アイキャップ・エナジー・ジャパン株式
会社　代表清算人　タティパムラ武訓努

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都中野区本町六丁目一六番一二号
株式会社エーエムプラザ
代表清算人　髙橋　康浩

解散公告
当組合は、令和七年五月二十三日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
インテグラル・リアルエステート１号有
限責任事業組合
清算人　インテグラル・リアルエス
テート株式会社
職務執行者　江村　峻徳

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都台東区千束四丁目一七番一七号

株式会社ロイヤル観光

代表清算人　坂野　寿治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都江戸川区西葛西一丁目一一番二〇号

合同会社Ｂｉｇｂｌｕｅ

清算人　小林　楓季

連絡先　東京都中央区銀座一―一三―四大和銀座一ビル二階トゥエルブ法律事務所

解散公告

当社は、令和五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都足立区千住仲町二番三号ハマノ第一ビル五階

株式会社カライドスコープ

代表清算人　織田　倫子

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区北沢三丁目三四番七号

有限会社三浦塗装店

代表清算人　三浦　幸男

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都大田区大森東五丁目二〇番一一号

有限会社誠邦建設

清算人　飯沼　邦夫

解散公告

当社は、令和七年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

神奈川県大和市中央林間西二丁目一〇番一号

株式会社ロカライブリィ

代表清算人　保田　清江

解散公告

当社は、令和七年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

神奈川県相模原市中央区富士見五丁目一二番一二号

有限会社東北建設

清算人　渡邊　弘

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

新潟県南魚沼市浦佐八一一番地

有限会社大和部品

代表清算人　加藤　光宏

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県魚津市吉島二二六―一

株式会社ＤＬ

代表清算人　杜　照輝

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県黒部市三日市字庚申一五〇二番地の一四

青山総合保険代理店株式会社

代表清算人　青山　富枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

石川県河北郡津幡町字太田い七一番地一

有限会社南勇建築

清算人　南　信広

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

山梨県甲府市中央四丁目八番八―一〇〇二号

ＭＡＲＵＴＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　パテル・ヴィシャルクマル・アマルシバイ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

名古屋市熱田区桜田町七番七号

有限会社サンアイ商事

清算人　川上　実

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

三重県伊勢市吹上一丁目七番三号

株式会社ＲＣＸＩＡ

代表清算人　中島　葵

解散公告

当社は、令和七年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

愛知県大府市共和町三丁目八番地二クレスト共和六〇三号室

株式会社大昇設備

代表清算人　水野　大義

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

京都市上京区下立売通智恵光院西入中村町五二一番地

有限会社渡辺正治製紐

清算人　渡辺　正治

解散公告

当法人は、令和七年五月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市淀川区木川西一丁目一一番一一号

ＮＰＯ法人Ｋ―Ｈ．Ｅ．Ａ．Ｔ．

清算人　小坂　和雄

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市中央区上汐二丁目六番一三号

株式会社共和メンテ

代表清算人　菅野美枝子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市住之江区西加賀屋四丁目三番五―四一四号

株式会社栗浜鉄工所

代表清算人　栗濱　篤子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市福島区鷺洲二丁目一五番三三号

有限会社やまが

清算人　岡元　俊一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

神戸市中央区八幡通四丁目二番九号フラワーロードビル三F

スマイル神戸株式会社

代表清算人　村井　大介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

兵庫県尼崎市猪名寺一丁目一八番一七号

有限会社電化プラザＮａＶｉ

清算人　小西　勝

解散公告

当社は、会社法第三一九条第一項の規定による令和七年四月三十日付株主総会書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

兵庫県加古川市野口町野口一三―一岡田ビル二〇二Ｂ

株式会社へるぷさーびす翔

代表清算人　樫本千鶴子

解散公告

当組合は、令和七年二月一日総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

奈良県大和郡山市城南町五番六五号

Ｒｅｆｒａｉｎ有限責任事業組合

清算人　内田慎一郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

鳥取県米子市新開七丁目一三番四五号

合同会社Ｓ・サポート

清算人　永塚　優

解散公告

当社は、令和七年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岡山県岡山市北区富吉二四一〇番地

昭和技術測量株式会社

代表清算人　片山　和正

解散公告

当社は、令和七年四月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岡山市北区駅前町一丁目一〇番二〇号放駒ビル二F

ＴＥＰＰＥＮ株式会社

代表清算人　小林　翔

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岡山県笠岡市吉浜一〇〇四番地一

特定非営利活動法人婚活アシスト

清算人　東川　三郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

広島市安佐南区山本一丁目七番三号

株式会社クリンディ

代表清算人　松本　歳宏

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

広島市中区江波西一丁目二番八号

有限会社クラップス

清算人　吉田　浩士

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

徳島市津田海岸町五番四三号

株式会社エヌエス

代表清算人　北内　義彦

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

愛媛県松山市土居田町二〇二番地一

有限会社栄光保険サービス

清算人　須山チヱ子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

高知県高知市春野町西分二六七八番地一

株式会社ソニックギア

代表清算人　小島　英敬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

福岡県那珂川市大字山田一一六七番地の四

ＮＡＮＡＣＡＦＥ株式会社

代表清算人　萬　光男

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大分県国東市国東町浜五七〇二番地

有限会社北島建設

清算人　北島　崇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

鹿児島市東佐多町四六二番地一

有限会社三和住宅設備

清算人　吉見　文子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から令和七年七月二十八日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

宮城県黒川郡大和町しあわせの杜二三番地の一　大和町杜の丘北部土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　森寿

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

福島県相馬市石上字南白髭三三〇

福島県浜通り農民運動連合会岩子漁業生産組合

代表清算人　岡本　泰伸

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

山口県岩国市柱島一三二番地七

清算法人岩国市柱島土地改良区

代表清算人　笹川　清

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

熊本県八代市千丁町古閑出二〇五二番地

農事組合法人西下アルファーム

清算人　久木田　毅

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月二十五日開催の臨時総会の決議により同年四月二十六日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県富山市下奥井二丁目三番地大和薬品工業株式会社内　大和薬品工業労働組合

清算人　花岡明日香

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年四月二十二日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

清算法人えな土地改良区

代表清算人　伊藤　常光

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月二十八日宜野湾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一番一号

宜野湾市佐真下土地区画整理組合

代表清算人　下田　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市七条通十一丁目左一号、最後の住所北海道旭川市四条西六丁目一番二―六〇四号ロジェ西６　六〇四号室

被相続人　亡　石井　穣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十六日

北海道旭川市六条通八丁目三七番地二二　68ビル四階　大箸法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山崎　芙実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字北蛭川一〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　キク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十六日

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町四番地一一

相続財産清算人　司法書士　佐藤　新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市松原一丁目二〇二番地四、最後の住所群馬県館林市松原一丁目一六番四六号

被相続人　亡　矢口　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十六日

群馬県館林市代官町一〇番二九号

相続財産清算人　司法書士　平野めぐみ

（登録姓　山田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市東大室町一一九四番地一、最後の住所群馬県前橋市東大室町一一九四番地一

被相続人　亡　松村　和洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十六日

群馬県高崎市金古町一二二一番地　弁護士法人龍馬　ぐんま事務所

相続財産清算人　弁護士　安藤　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市松原一丁目一三番、最後の住所群馬県館林市松原一丁目一三番三四号

被相続人　亡　横山　好一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十六日

群馬県館林市代官町一〇番二九号

相続財産清算人　司法書士　平野めぐみ

（登録姓　山田）

第２期決算公告　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

Cuttlefish Digital Japan Limited株式会社

代表取締役

トーマス・ウィリアム・ガンダートン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,242,655
	資産合計	5,242,655
負債及び純資産の部	流動負債	5,009,584
	株主資本	233,071
	資本金	150,000
	利益剰余金	83,071
	その他利益剰余金	83,071
	（うち当期純利益）	(83,071)
	負債・純資産合計	5,242,655

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都渋谷区本町四丁目一四番地、最後の住所埼玉県吉川市きよみ野三丁目一四番地八　被相続人　亡　武藤　尚樹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
埼玉県越谷市南越谷四丁目二番地二エクレシア法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中村　毅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都北区王子三丁目二三番、最後の住所東京都北区岩淵町二六番六―七〇一号セボンエレージュ　被相続人　亡　村田まゆみ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル二〇四号東京フィールド法律事務所　相続財産清算人　弁護士　長田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都葛飾区堀切二丁目三四番地六、最後の住所東京都中野区上鷺宮三丁目一四番一五号区営上鷺宮三丁目アパート一〇一　被相続人　亡　小河原光江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都中野区中央三丁目五二番地、最後の住所東京都立川市幸町四丁目五二番地の一幸町団地一三棟一〇四号　被相続人　亡　石井　博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三一番一一号ＫＳビル六〇一　よつ葉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井ノ川龍太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県姶良市平松三七六八番地二、最後の住所東京都墨田区八広三丁目三八番七―一一一号　被相続人　亡　松尾　正人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
東京都港区南青山一丁目一五番二号南青山スタジオフラット二〇四森居総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　森居　秀彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県砺波市太田一四五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安念　武則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
富山県高岡市中川本町八番一号鍛治・谷口法律事務所　相続財産清算人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県高岡市清水町一丁目一三五番地、最後の住所富山県高岡市清水町一丁目一番一一号　被相続人　亡　北野　幹男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
富山県高岡市高陵町六番二二号
相続財産清算人　弁護士　中村あずさ

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岐阜県可児市広見一三八五番地二、最後の住所岐阜県可児市広見一四六一番地二　被相続人　亡　野田　則夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
事務所岐阜県可児市中恵土二二七四―七
たかい総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高井　克介

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍静岡県静岡市葵区本通三丁目二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新村ひさ江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
静岡市葵区伝馬町一六番地の三　シルクスクエア二号館四階
相続財産清算人　弁護士　石割　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛知県名古屋市中区新栄二丁目四五番地、最後の住所浜松市中央区楊子町五一一番地の四　被相続人　亡　鈴木　美年
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
静岡県浜松市中央区田町二三〇番地の一七田町ファーストビル五階田畑・岩田法律事務所　相続財産清算人　岩田　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍名古屋市中川区荒越町二丁目一番地、最後の住所名古屋市熱田区河田町一二四番地の一四　被相続人　亡　木村　聡史
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号　側島ノリタケビル二階　弁護士法人名古屋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中川　亜美

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県伊賀市山畑四六九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤森　學
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
三重県伊賀市上野丸之内二八番地　余野部ビルラフォーレ一階Ｄ号室
相続財産清算人　司法書士　坂尻　憲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県四日市市朝明町一九二五番地、最後の住所三重県四日市市朝明町一九二五番地　被相続人　亡　市川　義親
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号四日市中央通りビル七〇三号　北勢綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石川　友裕

第77期決算公告

令和７年５月26日
青森県十和田市西三番町20―63
SANBONGI 三本木商事株式会社
代表取締役　長谷地　信也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	56,683
	固定資産	58,659
	合計	115,342
負債及び純資産の部	流動負債	39,189
	固定負債	26,236
	株主資本	49,917
	資本金	17,500
	利益剰余金	32,417
	利益準備金	1,818
	その他利益剰余金	30,599
	（うち当期純利益）	(2,232)
	合計	115,342

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鳥取県鳥取市金沢四五六番地一、最後の住所兵庫県伊丹市山田一丁目二番三号
被相続人　亡　西尾とみ枝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
兵庫県宝塚市栄町二丁目一一番七―二〇一号
相続財産清算人　司法書士　安井　祐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県尼崎市東園田町九丁目七番地六、最後の住所兵庫県宝塚市宝梅二丁目六番二六―一六三三号　被相続人　亡　野村美佐子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―３ビル五階オーロラ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　坂井希千与

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県大和郡山市本町五一番地、最後の住所奈良県大和郡山市南大工町一番地一三かんざん園　被相続人　亡　筒井　登
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
奈良市登大路町五番地修徳ビル三階わかくさ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　谷口　宗彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍徳島県鳴門市瀬戸町明神字下本城一九番地二、最後の住所徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城二〇三番地　被相続人　亡　鈴木　修治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町九一番地一
相続財産清算人　弁護士　泉　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛媛県松山市港山町一九二〇番一、最後の住所愛媛県松山市ひばりヶ丘一番二三号
被相続人　亡　森崎　隆
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
愛媛県松山市三番町五―七―二　オフィスＭ　二階　信城法律事務所
相続財産清算人　弁護士　信田　昌城

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北九州市八幡西区幸神四丁目五番、最後の住所北九州市八幡西区幸神四丁目五番四号
被相続人　亡　竹中　陽平
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
北九州市小倉北区鍛冶町一丁目二番一六号米原ビル二階
相続財産清算人　弁護士　小倉　知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県久留米市東合川町五一二番地、最後の住所福岡県久留米市東合川町五一二番地
被相続人　亡　江頭　登
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
福岡県久留米市国分町一四六六番地六森ビル二階
相続財産清算人　司法書士　村上　智美

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍佐賀県佐賀市川副町大字小々森一二一八番地、最後の住所佐賀県佐賀市川副町大字鹿江一〇七一番地一　被相続人　亡　竹下　成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
佐賀県佐賀市緑小路二番一二―一〇四号
相続財産清算人　司法書士　西山　善行

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県鹿児島市吉野町九一五五番地一、最後の住所鹿児島県鹿児島市吉野町九一五五番地一　被相続人　亡　水之浦達一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
鹿児島市名山町五番一〇号　弁護士法人福元法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上釜　明大

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍沖縄県那覇市首里赤田町三丁目六番地、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目一五番地四二　被相続人　亡　多和田眞秀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十六日
沖縄県那覇市古島二丁目二九番二号みつひろマンション二―Ｂ
相続財産清算人　大城　健幸

所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
一　対象土地　東京都練馬区練馬一丁目六九四九番
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和七年度金第三六一二号
四　供託金額　六八万一〇〇四円
五　裁判所　東京地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第三〇三二号
令和七年五月二十六日
東京都千代田区東神田一丁目五番二号黒崎ビル九階　わかぎ法律事務所
所有者不明土地管理人　弁護士　有坂　秀樹

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　不在者　和田　和幸
最後の住所　北海道美唄市東一条北九丁目一一三番地
生年月日　昭和三十四年三月六日
二　供託所　札幌法務局
三　供託番号　令和七年度金第二八九号
四　供託金額　四、一一四、〇五九円
五　裁判所　札幌家庭裁判所岩見沢支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和二年（家）第四〇〇二〇号
令和七年五月二十六日
札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル四階　札幌フロンティア法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　清平　温子

第39期決算公告

令和７年５月23日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
株式会社生活品質科学研究所
代表取締役　間處　博子

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,010,089	流動負債	439,464
固定資産	518,171	（うち賞与引当金）	(92,429)
		固定負債	36,188
		株主資本	1,052,608
		資本金	100,000
		資本剰余金	15,803
		資本準備金	15,803
		利益剰余金	936,804
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	911,804
		（うち当期純利益）	(135,781)
資産合計	1,528,260	負債・純資産合計	1,528,260

第 40 期 決 算 公 告

2025年５月26日
青森県八戸市沼館三丁目６番13号
太平洋興産株式会社
代表取締役社長　泉本　忍

貸借対照表の要旨
(2025年３月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資産の部	流動資産	212,542
	固定資産	3,633
	合計	216,175
負債及び純資産の部	流動負債	34,088
	固定負債	77,575
	株主資本	104,512
	資本金	50,000
	利益剰余金	54,512
	その他利益剰余金	54,512
	(うち当期純損失)	(62,729)
	合計	216,175

第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区浜松町二丁目12番11号
Bizflex浜松町
ヴァンティーバ・ジャパン株式会社
代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

貸借対照表の要旨(令和６年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,451
	固定資産	41,384
	資産合計	75,836
負債及び純資産の部	流動負債	124,323
	株主資本	△48,487
	資本金	3,000
	利益剰余金	△51,487
	その他利益剰余金	△51,487
	(うち当期純損失)	(54,196)
	負債・純資産合計	75,836

第８期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区西新橋三丁目24番８号
山内ビル３階
テクニカラージャパン株式会社
代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

貸借対照表の要旨(令和６年12月31日現在)

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	319
	資産合計	319
負債及び純資産の部	流動負債	19
	固定負債	3,093
	株主資本	△2,793
	資本金	90
	資本剰余金	1,883
	その他資本剰余金	1,883
	利益剰余金	△4,766
	その他利益剰余金	△4,766
	(うち当期純損失)	(191)
	負債・純資産合計	319

第 46 期決算公告

令和７年５月26日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンライフ株式会社
代表取締役　中村　敏之

貸借対照表の要旨(令和７年２月28日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,226
	固定資産	16,632
	資産合計	125,859
負債及び純資産の部	流動負債	489,262
	(うち賞与引当金)	(3,148)
	固定負債	4,051
	株主資本	△367,454
	資本金	65,000
	資本剰余金	42,027
	利益剰余金	△474,481
	その他利益剰余金	△474,481
	(うち当期純損失)	(10,048)
	負債・純資産合計	125,859

第 21 期決算公告

令和７年５月24日
高崎市旭町45番地
株式会社高崎髙島屋
代表取締役　倉橋　英一

貸借対照表の要旨(令和７年２月28日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,970,345
	固定資産	2,478,291
	合計	13,448,637
負債及び純資産の部	流動負債	3,528,637
	固定負債	425,180
	株主資本	9,494,819
	資本金	50,000
	資本剰余金	4,110,431
	資本準備金	4,110,431
	利益剰余金	5,334,387
	その他利益剰余金	5,334,387
	(うち当期純利益)	(220,323)
	合計	13,448,637

第９期決算公告

令和７年５月26日
栃木県宇都宮市平出工業団地47番地２
東武栃木生コン株式会社
代表取締役　田上　秀文

貸借対照表の要旨(令和７年３月31日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	989,982
	固定資産	1,819,751
	合計	2,809,733
負債及び純資産の部	流動負債	684,259
	固定負債	543,726
	株主資本	675,926
	資本金	50,000
	資本剰余金	147,000
	資本準備金	147,000
	利益剰余金	478,926
	その他利益剰余金	478,926
	(うち当期純利益)	(114,603)
	評価・換算差額等	905,822
	合計	2,809,733

2024 年 度 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー19階
株式会社Ｈ２Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
代表取締役　川嶋　啓嗣

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,547
	固定資産	2,604
	資産合計	202,152
負債及び純資産の部	流動負債	37,571
	株主資本	164,580
	資本金	100,000
	資本剰余金	311,000
	資本準備金	311,000
	利益剰余金	△246,419
	その他利益剰余金	△246,419
	(うち当期純利益)	(33)
	負債・純資産合計	202,152

第 14 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
千葉県松戸市八ケ崎八丁目16番地の１
株式会社リノキノ
代表取締役　赤沼　暢

貸借対照表の要旨(令和６年７月31日現在)

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	248
	固定資産	268
	繰延資産	10
	合計	526
負債及び純資産の部	流動負債	146
	固定負債	325
	株主資本	54
	資本金	10
	利益剰余金	44
	その他利益剰余金	44
	(うち当期純利益)	(7)
	合計	526

第 15 期決算公告

2025年５月26日
千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
トップバリュコレクション株式会社
代表取締役　大迫　博文

貸借対照表の要旨(2025年２月28日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,366,379
	固定資産	76,163
	資産合計	3,442,542
負債及び純資産の部	流動負債	19,548,914
	(賞与引当金)	(47,070)
	株主資本	△16,106,372
	資本金	350,000
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	△16,806,372
	その他利益剰余金	△16,806,372
	(うち当期純損失)	(4,338,280)
	負債・純資産合計	3,442,542

第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月25日
東京都北区滝野川一丁目66番７号
株式会社マック
代表取締役　川島　賢

貸借対照表の要旨(令和７年２月28日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,155
	固定資産	190,200
	繰延資産	401
	合計	191,756
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	—
	株主資本	191,686
	資本金	1,000
	利益剰余金	190,686
	その他利益剰余金	190,686
	(うち当期純利益)	(191,994)
	合計	191,756

第 10 期 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都品川区東品川四丁目12番３号
株式会社ライフフィナンシャルサービス
代表取締役　武田　淳司

貸借対照表の要旨
(2025年２月28日現在)　(単位：百万円)

科目		金額
資産の部	流動資産	18,862
	固定資産	164
	合計	19,026
負債及び純資産の部	流動負債	17,652
	株主資本	1,373
	資本金	499
	資本剰余金	499
	資本準備金	499
	利益剰余金	375
	その他利益剰余金	375
	(うち当期純利益)	(262)
	合計	19,026

第 35 期決算公告

令和７年５月26日
東京都世田谷区玉川台２丁目28番５号
株式会社テクノサイエンスジャパン
代表取締役　山田　和謙

貸借対照表の要旨(令和７年２月28日現在)

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,205,281
	固定資産	119,654
	資産合計	2,324,936
負債及び純資産の部	流動負債	846,424
	固定負債	615,342
	株主資本	863,168
	資本金	96,000
	資本剰余金	47,600
	資本準備金	47,600
	利益剰余金	719,568
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	718,218
	(うち当期純利益)	(114,736)
	負債・純資産合計	2,324,936

第１期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Machinex Technologies Japan株式会社
代表取締役　ピエール・パレ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,022
	合計	2,022
負債及び純資産の部	流動負債	2,476
	株主資本	△453
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,453
	その他利益剰余金	△1,453
	（うち当期純損失）	(1,453)
	合計	2,022

第156期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
中外産業株式会社
代表取締役　三上　浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	597,703
	固定資産	1,178,721
	合計	1,776,424
負債及び純資産の部	流動負債	15,768
	固定負債	63,511
	株主資本	1,697,143
	資本金	18,000
	利益剰余金	1,679,143
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	1,674,643
	（うち当期純利益）	(121,740)
	合計	1,776,424

第９期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビル４階ＦＩＮＯＬＡＢ
Ｃｏｉｎｂａｓｅ株式会社
代表取締役　デイビッド・ファーマー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	82,332
	合計	82,332
負債及び純資産の部	流動負債	893
	株主資本	81,439
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,455,920
	資本準備金	3,455,920
	利益剰余金	△3,384,480
	その他利益剰余金	△3,384,480
	（うち当期純損失）	(13,052)
	合計	82,332

第66期決算公告

令和７年５月26日
神奈川県平塚市田村九丁目24番８号
株式会社三和ケミカル
代表取締役社長　京田　智

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	869
	固定資産	754
	資産合計	1,623
負債及び純資産の部	流動負債	379
	固定負債	332
	株主資本	912
	資本金	200
	利益剰余金	712
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	662
	（うち当期純利益）	(194)
	負債・純資産合計	1,623

第49期決算公告

令和７年５月26日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目６番８号
株式会社アルファロッカーシステム
代表取締役　和田　寿成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,746,259
	固定資産	462,172
	合計	3,208,431
負債及び純資産の部	流動負債	944,546
	賞与引当金	97,751
	固定負債	54
	株主資本	2,263,831
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,163,831
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,088,831
	（うち当期純利益）	(368,975)
	合計	3,208,431

第７期決算公告

令和７年５月26日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Cumberland Japan株式会社
代表取締役　保呂田貞行

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,683,945,514
	資産合計	5,683,945,514
負債及び純資産の部	流動負債	33,351,602
	固定負債	5,469,917,676
	株主資本	180,676,236
	資本金	151,900,000
	利益剰余金	28,776,236
	その他利益剰余金	28,776,236
	（うち当期純損失）	(18,928,227)
	負債・純資産合計	5,683,945,514

第30期決算公告

令和７年５月26日
大阪市此花区北港白津１丁目11番52号
舞洲流通センター株式会社
代表取締役　川畑　博之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,570
	固定資産	140,433
	合計	320,003
負債及び純資産の部	流動負債	197,931
	固定負債	585,621
	株主資本	△ 463,549
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 563,549
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△ 564,549
	（うち当期純利益）	(11,050)
	合計	320,003

第43期決算公告

令和７年５月26日
京都市南区上鳥羽上調子町５番地
株式会社バンディック
代表取締役社長　寺内　利浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,418,227
	固定資産	1,339,089
	合計	2,757,316
負債及び純資産の部	流動負債	425,631
	固定負債	99,385
	株主資本	2,232,300
	資本金	96,000
	利益剰余金	2,136,300
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	2,112,300
	（うち当期純利益）	(309,750)
	合計	2,757,316

第18期決算公告

令和７年５月26日
新潟県十日町市上野甲944番地
株式会社上野
代表取締役　丸山　賢一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,921
	固定資産	17,149
	合計	204,070
負債及び純資産の部	流動負債	15,208
	固定負債	4,800
	株主資本	184,062
	資本金	19,000
	利益剰余金	165,062
	利益準備金	1,330
	その他利益剰余金	163,732
	（うち当期純利益）	(23,845)
	合計	204,070

第40期決算公告

2025年５月26日
鹿児島県志布志市志布志町志布志3307番地
志布志飼料株式会社
代表取締役社長　遠藤　文則

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	346,941
	固定資産	1,954,770
	合計	2,301,712
負債及び純資産の部	流動負債	367,435
	固定負債	1,250,402
	株主資本	683,875
	資本金	200,000
	利益剰余金	483,875
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	481,875
	（うち当期純利益）	(38,155)
	合計	2,301,712

第21期決算公告

令和７年５月23日
岡山市北区本町６番40号
株式会社岡山髙島屋
代表取締役　岡　憲史

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,532,603
	固定資産	1,123,421
	合計	3,656,024
負債及び純資産の部	流動負債	4,892,563
	固定負債	500,518
	株主資本	△ 1,737,056
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,122,179
	資本準備金	1,122,179
	利益剰余金	△ 2,949,235
	その他利益剰余金	△ 2,949,235
	（うち当期純損失）	(27,816)
	合計	3,656,024

第46期決算公告

令和７年５月23日
兵庫県尼崎市若王寺３丁目19番12号
イワタニファインガス株式会社
代表取締役社長　藤川　雅也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	510,768
	固定資産	373,842
	合計	884,610
負債及び純資産の部	流動負債	339,249
	固定負債	56,610
	株主資本	487,223
	資本金	40,000
	利益剰余金	447,223
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	437,223
	（うち当期純利益）	(121,738)
	評価・換算差額等	1,528
	有価証券評価差額金	1,528
	合計	884,610

第７期決算公告　令和７年５月26日
東京都中央区日本橋二丁目４番１号
株式会社アール・ティー・ディー
代表取締役　二宮　理恵
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	306,437
	固定資産	3,106
	資産合計	**309,543**
負債及び純資産の部	流動負債	254,205
	負債合計	**254,205**
	株主資本	55,338
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,338
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	44,938
	（うち当期純利益）	(2,959)
	純資産合計	**55,338**
	負債・純資産合計	**309,543**

第 26 期 決 算 公 告
2025 年 5 月 22 日
埼玉県志木市本町五丁目26番１号
株式会社　志木都市開発
代表取締役　羽生　典弘
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	86,391
	合計	**86,391**
負債及び純資産の部	流動負債	3,766
	株主資本	82,624
	資本金	30,000
	利益剰余金	52,624
	その他利益剰余金	52,624
	（うち当期純利益）	(782)
	合計	**86,391**

第 33 期決算公告　2025年５月23日
秋田市寺内字イサノ98番１号
秋田ノーミ株式会社
代表取締役　山下　幸夫
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	434,865
	固定資産	36,129
	資産合計	**470,995**
負債及び純資産の部	流動負債	80,850
	固定負債	29,022
	株主資本	361,122
	資本金	20,000
	利益剰余金	341,122
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	336,122
	（うち当期純利益）	(22,929)
	負債・純資産合計	**470,995**

第 29 期決算公告　令和７年５月26日
東京都豊島区北大塚二丁目３番13号
株式会社らくらく
代表取締役　木崎　秀安
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	192,806
	固定資産	30,172
	資産合計	**222,979**
負債及び純資産の部	流動負債	2,205
	負債合計	**2,205**
	株主資本	220,773
	資本金	220,000
	利益剰余金	773
	その他利益剰余金	773
	（うち当期純利益）	(177)
	純資産合計	**220,773**
	負債・純資産合計	**222,979**

第 10 期決算公告　2025年５月26日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
セラニーズエレクトロニクスマテリアル株式会社
代表取締役　大沼　永
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,323
	固定資産	147
	資産合計	**1,470**
負債及び純資産の部	流動負債	558
	株主資本	912
	資本金	400
	資本剰余金	23
	資本準備金	23
	利益剰余金	489
	利益準備金	76
	その他利益剰余金	413
	（うち当期純利益）	(35)
	負債・純資産合計	**1,470**

第 13 期決算公告　令和７年５月23日
東京都千代田区内神田一丁目14番10号
イオン・リートマネジメント株式会社
代表取締役　関　延明
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,587,685
	固定資産	230,011
	資産合計	**1,817,697**
負債及び純資産の部	流動負債	356,964
	（賞与引当金）	(56,351)
	固定負債	20,812
	株主資本	1,439,919
	資本金	350,000
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	739,919
	その他利益剰余金	739,919
	（うち当期純利益）	(776,282)
	負債・純資産合計	**1,817,697**

第 92 期決算公告　2025年５月26日
東京都三鷹市上連雀１丁目12番17号
株式会社テスコ
代表取締役社長　内藤　剛
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,733,169
	固定資産	219,664
	資産合計	**2,952,834**
負債及び純資産の部	流動負債	1,347,731
	固定負債	16,281
	株主資本	1,588,821
	資本金	10,000
	資本剰余金	888,000
	資本準備金	798,000
	利益剰余金	530,821
	利益準備金	160,000
	その他利益剰余金	370,821
	（うち当期純利益）	(362,150)
	負債・純資産合計	**2,952,834**

第 13 期 決 算 公 告
2025 年 5 月 26 日
東京都品川区上大崎二丁目19番10号
株式会社ハートフルアクア
代表取締役　福原　和正
貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,426
	資産合計	**18,426**
負債及び純資産の部	流動負債	3,457
	株主資本	14,968
	資本金	9,000
	利益剰余金	5,968
	その他利益剰余金	5,968
	（うち当期純損失）	(4,212)
	負債・純資産合計	**18,426**

第 46 期決算公告　令和７年５月23日
東京都千代田区鍛冶町一丁目８番３号
株式会社サンフコ
代表取締役社長　田邉　宏至
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,800,119
	固定資産	317,168
	資産合計	**5,117,287**
負債及び純資産の部	流動負債	2,204,816
	賞与引当金	15,804
	固定負債	170,653
	株主資本	2,682,026
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,632,026
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,619,526
	（うち当期純利益）	(239,544)
	評価・換算差額等	59,791
	負債・純資産合計	**5,117,287**

第 77 期決算公告　令和７年５月23日
東京都中央区明石町６番４号
片倉保険サービス株式会社
取締役社長　渡辺　元康
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,480
	固定資産	1,794
	投資その他の資産	1,794
	資産合計	**31,274**
負債及び純資産の部	流動負債	9,430
	固定負債	748
	株主資本	21,016
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,016
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	8,516
	（うち当期純利益）	(1,088)
	評価・換算差額等	79
	負債・純資産合計	**31,274**

第 23 期決算公告　令和７年５月23日
東京都港区北青山１丁目４番４号
ビーエスエル・インシュアランス株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	145,428,663
	固定資産	25,646,179
	資産合計	**171,074,842**
負債及び純資産の部	流動負債	73,538,787
	固定負債	24,360,622
	（退職給付引当金）	(1,624,622)
	株主資本	73,175,433
	資本金	21,500,000
	資本剰余金	11,500,000
	資本準備金	11,500,000
	利益剰余金	43,457,433
	その他利益剰余金	43,457,433
	（うち当期純利益）	(6,592,946)
	自己株式	△3,282,000
	負債・純資産合計	**171,074,842**

第 16 期決算公告　令和７年５月20日
東京都中央区日本橋２丁目11番２号
株式会社Ｃｕｏｎ
代表取締役　森本　優
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	449,918
	固定資産	9,598
	資産合計	**459,516**
負債及び純資産の部	流動負債	92,510
	固定負債	610
	株主資本	366,396
	資本金	10,000
	利益剰余金	356,396
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	353,896
	（うち当期純利益）	(3,788)
	負債・純資産合計	**459,516**

第 24 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

広島市西区商工センター一丁目２番19号
株式会社アスペック
代表取締役社長　田川　義之

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	316,171	流動負債	62,064
固定資産	63,781	（うち賞与引当金）	(23,178)
		固定負債	23,922
		退職給与引当金	8,888
		役員退職慰労引当金	15,034
		株主資本	293,965
		資本金	30,000
		利益剰余金	263,965
		利益準備金	4,134
		その他利益剰余金	259,831
		（うち当期純利益）	(5,053)
資産合計	379,952	負債・純資産合計	379,952

第 42 期 決 算 公 告

令和７年５月13日

東京都中央区日本橋２丁目４番１号
株式会社エー・ティ・エー
代表取締役　伊藤　順彦

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,731,621	流動負債	959,726
固定資産	263,583	固定負債	302,219
		（退職給付引当金）	(228,220)
		（役員退職慰労引当金）	(21,693)
		株主資本	9,733,258
		資本金	80,000
		利益剰余金	9,653,258
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	9,633,258
		（うち当期純利益）	(685,355)
資産合計	10,995,204	負債・純資産合計	10,995,204

第 35 期 決 算 公 告

2025年５月23日　福岡市西区小戸三丁目54番50号
ネットイーグル株式会社
代表取締役　祖父江久好

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,756,995	流動負債	460,569
固定資産	1,802,073	固定負債	985,014
有形固定資産	179,414	株主資本	2,058,161
投資その他の資産	1,622,659	資本金	100,000
		資本剰余金	88,344
		資本準備金	88,344
		利益剰余金	2,117,776
		利益準備金	4,500
		その他利益剰余金	2,113,276
		（うち当期純利益）	(173,350)
		自己株式	△247,960
		評価・換算差額等	55,323
資産合計	3,559,069	負債・純資産合計	3,559,069

第 47 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

広島市東区二葉の里三丁目３番１号
株式会社ユアーズ
代表取締役社長　根石　紀雄

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,715	流動負債	12,031
固定資産	12,951	賞与引当金	91
		固定負債	1,095
		転貸損失引当金	30
		株主資本	1,539
		資本金	50
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	1,439
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,414
		（うち当期純損失）	(57)
資産合計	14,666	負債・純資産合計	14,666

第 22 期 決 算 公 告

2025年５月26日　熊本市東区上南部二丁目２番２号
株式会社ゆめマート熊本
代表取締役社長　寺本　智広

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,255	流動負債	9,219
固定資産	87,011	（賞与引当金）	(139)
有形固定資産	27,277	（退職給付引当金）	(542)
無形固定資産	54,817	固定負債	3,634
投資その他の資産	4,916	株主資本	85,413
		資本金	257
		資本剰余金	78,510
		その他資本剰余金	78,510
		利益剰余金	6,646
		その他利益剰余金	6,646
		（うち当期純損失）	(734)
資産合計	98,266	負債・純資産合計	98,266

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　北九州市小倉南区湯川４丁目１番１号
太陽インダストリー株式会社
代表取締役　宮嵜亮太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,495,515	流動負債	979,388
固定資産	1,612,702	固定負債	186,497
有形固定資産	1,441,092	負債合計	1,165,884
無形固定資産	12,068	株主資本	1,938,628
投資その他の資産	159,542	資本金	100,000
		資本剰余金	565,000
		（資本準備金）	(325,000)
		利益剰余金	1,273,628
		利益準備金	76,710
		その他利益剰余金	1,196,918
		（うち当期純利益）	(86,742)
		評価・換算差額等	3,705
		純資産合計	1,942,333
資産合計	3,108,217	負債・純資産合計	3,108,217

第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
株式会社ＯＰＡ
代表取締役　小野　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,344	流動負債	10,440
固定資産	12,035	賞与引当金	70
		役員業績報酬引当金	11
		その他	10,358
		固定負債	3,222
		株主資本	717
		資本金	10
		資本剰余金	2,001
		その他資本剰余金	2,001
		利益剰余金	△1,294
		その他利益剰余金	△1,294
		（うち当期純損失）	(1,157)
資産合計	14,380	負債・純資産合計	14,380

第 59 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　群馬県前橋市小相木町558―１
株式会社文真堂書店
代表取締役　呉坪　隆裕

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,220,730	流動負債	1,727,836
固定資産	1,137,817	固定負債	1,850,863
		負債合計	3,578,699
		株主資本	△228,314
		資本金	10,000
		利益剰余金	△238,314
		利益準備金	10,948
		その他利益剰余金	△249,262
		（うち当期純損失）	(171,142)
		評価・換算差額等	8,161
		その他有価証券評価差額金	8,161
		純資産合計	△220,153
資産合計	3,358,546	負債・純資産合計	3,358,546

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
Rubrik Japan株式会社
代表取締役　フィリス・シワー・リウ

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	305,963	流動負債	187,215
固定資産	11,411	未払金	34,889
		未払費用	20,860
		預り金	8,183
		有給休暇引当金	24,366
		従業員未払金	61,683
		賞与引当金	13,861
		未払法人税等	23,372
		株主資本	130,159
		資本金	0
		利益剰余金	130,159
		その他利益剰余金	130,159
		（うち当期純利益）	(22,309)
資産合計	**317,373**	**負債・純資産合計**	**317,373**

第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　千葉市稲毛区山王町328番１
マクセスジャパン株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	304,315	流動負債	81,472
固定資産	27,366	営業コミッション引当金	21,448
		賞与引当金	4,242
		固定負債	30,764
		退職給付引当金	28,820
		株主資本	219,444
		資本金	130,000
		資本剰余金	7,404
		資本準備金	7,404
		利益剰余金	82,039
		利益準備金	25,095
		その他利益剰余金	56,944
		（うち当期純利益）	(50,797)
資産合計	**331,681**	**負債・純資産合計**	**331,681**

第 74 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都台東区台東４丁目33番２号
株式会社多慶屋
代表取締役　竹谷　宗二

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,470	流動負債	1,774
固定資産	11,277	固定負債	2,140
		株主資本	9,832
		資本金	50
		資本剰余金	173
		資本準備金	23
		その他資本剰余金	150
		利益剰余金	9,609
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	9,559
		（当期純利益）	(273)
		自己株式	―
資産合計	**13,747**	**負債・純資産合計**	**13,747**

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都台東区台東４丁目33番２号
株式会社多慶屋ホールディングス
代表取締役　竹谷　宗二

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	135	流動負債	72
固定資産	8,780	固定負債	4,751
		負債合計	**4,823**
		株主資本	4,092
		資本金	90
		資本剰余金	2,771
		資本準備金	2,061
		その他資本剰余金	709
		利益剰余金	1,231
		その他利益剰余金	1,231
		（当期純利益）	(172)
		自己株式	―
		純資産合計	**4,092**
資産合計	**8,915**	**負債・純資産合計**	**8,915**

第 76 期 決 算 公 告

令和７年４月24日
東京都渋谷区代々木３丁目46番16号
日邦薬品工業株式会社
代表取締役社長　中田　雅之

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,806,564	流動負債	3,668,790
固定資産	3,554,151	固定負債	3,404,044
有形固定資産	665,395	株主資本	3,287,880
無形固定資産	236,320	資本金	201,600
投資その他の資産	2,652,435	資本剰余金	49,914
		資本準備金	49,914
		利益剰余金	3,130,295
		利益準備金	50,400
		その他利益剰余金	3,079,895
		（うち当期純利益）	(70,541)
		自己株式	△93,929
資産合計	**10,360,716**	**負債・純資産合計**	**10,360,716**

第 27 期 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
セラニーズジャパン株式会社
代表取締役　大沼　永

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,527	流動負債	3,329
固定資産	372	賞与引当金	5
		その他	3,324
		固定負債	62
		退職給与引当金	62
		株主資本	1,507
		資本金	100
		資本剰余金	145
		資本準備金	145
		利益剰余金	1,262
		その他利益剰余金	1,262
		（うち当期純利益）	(4)
資産合計	**4,899**	**負債・純資産合計**	**4,899**

第 39 期 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都品川区東品川二丁目５番８号
株式会社アスコット
代表取締役社長　山上　正展

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	302,660	流動負債	171,819
固定資産	36,542	固定負債	22,576
		株主資本	135,946
		資本金	50,000
		利益剰余金	85,946
		利益準備金	1,870
		その他利益剰余金	84,076
		（うち当期純利益）	(27,045)
		評価・換算差額等	8,861
		その他有価証券評価差額金	8,861
資産合計	**339,202**	**負債・純資産合計**	**339,202**

第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都足立区扇二丁目２番８号
日理化学株式会社
代表取締役　桝田　高弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	310,015	流動負債	104,374
固定資産	7,603	固定負債	5,407
		退職給付引当金	5,407
		株主資本	207,837
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	187,837
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	187,637
		（うち当期純利益）	(15,637)
資産合計	**317,618**	**負債・純資産合計**	**317,618**

第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区赤坂５丁目２番20号赤坂パークビル18階
クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社
代表取締役　ジェイムス・ゴードン・サムソン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,008,812	流動負債	4,054,979
固定資産	3,311,851	固定負債	74,206
		株主資本	1,191,477
		資本金	455,000
		資本剰余金	446,035
		資本準備金	445,000
		その他資本剰余金	1,035
		利益剰余金	290,442
		その他利益剰余金	290,442
		（うち当期純利益）	（239,740）
資産合計	**5,320,663**	**負債・純資産合計**	**5,320,663**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区赤坂５丁目２番20号赤坂パークビル18階
Ｃａｍｅｌｏｔ　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ株式会社
代表取締役　ジェイムス・ゴードン・サムソン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	75	流動負債	1,000,105
固定資産	3,209,411	固定負債	2,497,122
		株主資本	△287,740
		資本金	415,712
		資本剰余金	415,702
		資本準備金	415,702
		利益剰余金	△1,119,154
		その他利益剰余金	△1,119,154
		（うち当期純損失）	（147,754）
資産合計	**3,209,487**	**負債・純資産合計**	**3,209,487**

第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー20階
ムーディーズＳＦジャパン株式会社
代表取締役　清水　直樹

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	529,426	流動負債	117,732
固定資産	569	固定負債	118,708
		負債の部合計	**236,441**
		株主資本	293,554
		資本金	10,000
		利益剰余金	283,554
		その他利益剰余金	283,554
		（うち当期純利益）	（79,719）
		純資産の部合計	**293,554**
合計	**529,996**	**合計**	**529,996**

第 41 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー20階
ムーディーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　清水　直樹

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,581,971	流動負債	1,792,494
固定資産	1,066,621	固定負債	492,198
		（退職給付引当金）	（204,170）
		負債の部合計	**2,284,692**
		株主資本	1,363,900
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,353,900
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,351,400
		（うち当期純利益）	（1,170,159）
		純資産の部合計	**1,363,900**
合計	**3,648,592**	**合計**	**3,648,592**

第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー20階
ビューロー・ヴァン・ダイク・
エレクトロニック・パブリッシング株式会社
代表取締役　朱　天偉

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,354,151	流動負債	994,674
固定資産	46,008	固定負債	8,845
		（退職給付引当金）	（8,165）
		負債の部合計	**1,003,520**
		株主資本	396,639
		資本金	10,000
		利益剰余金	386,639
		その他利益剰余金	386,639
		（うち当期純利益）	（70,919）
		純資産の部合計	**396,639**
合計	**1,400,159**	**合計**	**1,400,159**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
ムーディーズ・アナリティックス・ジャパン株式会社
代表取締役　朱　天偉

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,424,139	流動負債	4,571,151
固定資産	1,737,679	固定負債	84,460
		（退職給付引当金）	（84,460）
		負債の部合計	**4,655,611**
		株主資本	1,506,207
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	1,486,207
		その他利益剰余金	1,486,207
		（うち当期純利益）	（1,482,699）
		純資産の部合計	**1,506,207**
合計	**6,161,819**	**合計**	**6,161,819**

第 11 期決算公告

令和７年５月23日
東京都新宿区四谷四丁目30番地13
株式会社MJS M＆Aパートナーズ
代表取締役　中俣　和久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	225,025
	固定資産	2,212
	資産合計	**227,238**
負債及び純資産の部	流動負債	58,052
	株主資本	169,186
	資本金	240,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△220,814
	その他利益剰余金	△220,814
	（うち当期純利益）	（6,592）
	負債・純資産合計	**227,238**

第 18 期 決 算 公 告

2025年５月26日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオングローバルＳＣＭ株式会社
代表取締役社長　山本　浩喜

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,973	流動負債	18,389
固定資産	18,606	（賞与引当金）	（81）
有形固定資産	14,288	固定負債	13,211
無形固定資産	1,467	**負債合計**	**31,600**
投資その他の資産	2,850	株主資本	3,978
		資本金	64
		資本剰余金	520
		資本準備金	64
		その他資本剰余金	456
		利益剰余金	3,393
		その他利益剰余金	3,393
		純資産合計	**3,978**
資産合計	**35,579**	**負債・純資産合計**	**35,579**

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	157,589
営業原価	154,112
営業総利益	3,476
販売費及び一般管理費	924
営業利益	2,551
営業外収益	36
営業外費用	475
経常利益	2,112
特別利益	1
特別損失	34
税引前当期純利益	2,079
法人税、住民税及び事業税	251
法人税等調整額	261
当期純利益	1,566

第23期決算公告　令和７年５月26日

北海道帯広市東六条南七丁目20番地

株式会社伊豆倉ホールディングス

代表取締役　伊豆倉寿信

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,549
	固定資産	185,007
	合計	**196,556**
負債及び純資産の部	流動負債	1,959
	固定負債	51,274
	株主資本	143,323
	資本金	5,000
	利益剰余金	138,323
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	137,073
	（うち当期純利益）	(3,535)
	合計	**196,556**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月一日を効力発生日とする株式会社伊豆倉組（北海道帯広市東六条南七丁目二〇番地）及びアークコーポレーション株式会社（北海道帯広市東六条南七丁目二〇番地）との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額六億八千三百三十八万四円を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

北海道帯広市東六条南七丁目二〇番地

株式会社伊豆倉ホールディングス

代表取締役　伊豆倉寿信

第45期決算公告　令和７年５月23日

東京都中央区入船三丁目10番９号

新富町ビル３階

メディエ株式会社

代表取締役　中田　芳秋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	654,282
	固定資産	173,478
	資産合計	**827,761**
負債及び純資産の部	流動負債	229,786
	賞与引当金	25,849
	株主資本	597,975
	資本金	14,000
	利益剰余金	583,975
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	580,475
	（うち当期純利益）	(93,821)
	負債・純資産合計	**827,761**

第　２　期　決　算　公　告

令和７年５月26日

埼玉県川越市大字安比奈新田８番地13

アライズ株式会社

代表取締役　東　　邦行

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,043
	固定資産	181
	繰延資産	102
	合計	**20,327**
負債及び純資産の部	流動負債	17,110
	固定負債	5,453
	株主資本	△2,236
	資本金	300
	利益剰余金	△2,536
	（うち当期純利益）	(1,997)
	合計	**20,327**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

埼玉県川越市大字安比奈新田八番地一三

（甲）アライズ株式会社

代表取締役　東　　邦行

埼玉県深谷市上柴町東四丁目一八番地八

（乙）ＮＧＳ合同会社

代表社員　東　　邦行

第33期決算公告　令和７年４月23日

東京都渋谷区東３丁目14番15号

ＭＯビル６Ｆ

株式会社ＴＭ

代表取締役　丸木　　強

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,108,998
	固定資産	8,624
	資産合計	**3,117,622**
負債及び純資産の部	流動負債	419,926
	負債合計	**419,926**
	株主資本	2,697,695
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,687,695
	その他利益剰余金	2,687,695
	（うち当期純利益）	(1,027,886)
	純資産合計	**2,697,695**
	負債・純資産合計	**3,117,622**

第６期決算公告　令和７年５月26日

東京都港区西麻布一丁目３番12号

カスタリア西麻布霞町310号室

株式会社システムラボ

代表取締役　永井　正樹

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	34,611
	固定資産	0
	繰延資産	0
	資産合計	**34,611**
負債及び純資産の部	流動負債	2,983
	固定負債	19,634
	株主資本	11,994
	資本金	2,000
	利益剰余金	9,994
	その他利益剰余金	9,994
	（うち当期純損失）	(522)
	負債・純資産合計	**34,611**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

東京都港区西麻布一丁目三番一二号

カスタリア西麻布霞町三一〇号室

（甲）株式会社システムラボ

代表取締役　永井　正樹

神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目七番一八号

（乙）合同会社永井

代表社員　永井　正樹

第　８　期　決　算　公　告

令和７年５月14日

東京都品川区東品川４丁目12番６号

シンプロメンテ株式会社

代表取締役社長　内藤　秀雄

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,900,909
	固定資産	602,530
	資産合計	**4,503,440**
負債及び純資産の部	流動負債	3,144,667
	固定負債	78,841
	株主資本	1,279,931
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,269,931
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,267,431
	（うち当期純利益）	(717,738)
	負債・純資産合計	**4,503,440**

第　25　期　決　算　公　告

令和７年５月26日

東京都港区浜松町一丁目20番10—607号

株式会社誠洋興産

代表取締役　金子　昌年

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,543
	固定資産	452,264
	合計	**532,808**
負債及び純資産の部	流動負債	266,022
	固定負債	371,211
	株主資本	△　104,424
	資本金	3,000
	利益剰余金	△　107,424
	その他利益剰余金	△　107,424
	（うち当期純損失）	(31,597)
	合計	**532,808**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ふかわの湯（住所広島市安佐北区小河原町一〇一九九番地）に対して、当社の温浴施設事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇—六〇七号

株式会社誠洋興産

代表取締役　金子　昌年

第13期決算公告　令和７年５月26日

東京都港区海岸一丁目２番20号

汐留ビルディング３階

Ｌｉｋｅｗｉｚｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　福岡　武彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,620,099
	固定資産	524,098
	合計	**4,144,198**
負債及び純資産の部	流動負債	2,007,747
	固定負債	0
	株主資本	2,136,450
	資本金	150,000
	資本剰余金	140,000
	資本準備金	140,000
	利益剰余金	1,846,450
	その他利益剰余金	1,846,450
	（うち当期純利益）	(340,079)
	合計	**4,144,198**

第11期決算公告

令和７年５月26日

東京都港区麻布台三丁目４番23号

JOSADA TELECOM株式会社

代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	597,355
	固定資産	429,455
	合計	**1,026,810**
負債及び純資産の部	流動負債	456,526
	固定負債	106,416
	株主資本	463,867
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	460,867
	その他利益剰余金	460,867
	（うち当期純利益）	(647,363)
	合計	**1,026,810**

第20期決算公告

令和７年５月26日

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

ジェミニストラテジーグループ株式会社

代表取締役　山田　政弘

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	344,952
	固定資産	619,184
	繰延資産	100
	合計	**964,237**
負債及び純資産の部	流動負債	101,699
	固定負債	141,113
	株主資本	721,425
	資本金	466,077
	資本剰余金	446,102
	資本準備金	446,102
	利益剰余金	△190,754
	その他利益剰余金	△190,754
	（うち当期純利益）	(3,035)
	合計	**964,237**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三百三万千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号

ジェミニストラテジーグループ株式会社

代表取締役　山田　政弘

第7期決算公告

令和７年５月26日

千葉県浦安市入船四丁目36番６号

HashiCorp Japan株式会社

代表取締役　ポール・ダニエル・ワレンスキー

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科	目	金額（円）
資産の部	流動資産	78,248,463
	固定資産	0
	資産合計	**78,248,463**
負債及び純資産の部	流動負債	27,403,937
	株主資本	50,844,526
	資本金	110,000
	利益剰余金	50,734,526
	その他利益剰余金	50,734,526
	（うち当期純利益）	(9,290,056)
	負債・純資産合計	**78,248,463**

第50期決算公告

令和７年５月26日

愛知県田原市田原町二ノ丸18番地の３

株式会社愛宝

代表取締役　鈴木　喜玄

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科	目	金額（百万円）
資産の部	流動資産	140
	固定資産	112
	合計	**253**
負債及び純資産の部	流動負債	4
	株主資本	248
	資本金	25
	利益剰余金	225
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	218
	（うち当期純利益）	(7)
	自己株式	△1
	合計	**253**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

愛知県田原市田原町二ノ丸一八番地の三

株式会社愛宝

代表取締役　鈴木　喜玄

第36期決算公告

令和７年５月23日

神奈川県大和市中央林間七丁目８番１号

株式会社トーマス

代表取締役　中田　州拓

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	127,917
	固定資産	562
	資産合計	**128,479**
負債及び純資産の部	流動負債	25,893
	株主資本	102,586
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	82,586
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	80,086
	（うち当期純利益）	(8,658)
	負債・純資産合計	**128,479**

第2期決算公告

令和７年５月26日

東京都中央区明石町８番１号

聖路加タワー38階

株式会社ＭＹＮロジテック

代表取締役　山田　洋一

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	19,490
	固定資産	4,806
	繰延資産	303
	資産合計	**24,599**
負債及び純資産の部	流動負債	4,783
	固定負債	40,506
	株主資本	△20,690
	資本金	10,000
	利益剰余金	△30,690
	その他利益剰余金	△30,690
	（うち当期純損失）	(3,843)
	負債・純資産合計	**24,599**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　十七頁

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

大阪市平野区瓜破南二丁目四番一三八号

（甲）昌和株式会社

代表取締役　和田拓也

東京都中央区明石町八番一号聖路加タワー三八階

（乙）株式会社ＭＹＮロジテック

代表取締役　山田洋一

第45期決算公告

令和７年５月26日

静岡県裾野市御宿1500番地

矢崎総業㈱Y—CITY　厚生センター内

株式会社ジョットツーリスト

代表取締役社長　杖本　清香

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	499,825
	固定資産	39,416
	資産合計	**539,241**
負債及び純資産の部	流動負債	266,607
	固定負債	45,446
	株主資本	227,188
	資本金	99,500
	利益剰余金	127,688
	利益準備金	9,273
	その他利益剰余金	118,415
	（うち当期純利益）	(55,350)
	負債・純資産合計	**539,241**

第35期決算公告

令和７年５月26日

大阪市中央区平野町一丁目８番13号

株式会社エヌ・ケイ興産

代表取締役　中田　博友

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	1,942,977
	固定資産	1,372,839
	繰延資産	232
	合計	**3,316,048**
負債及び純資産の部	流動負債	487,391
	固定負債	2,765,423
	株主資本	63,234
	資本金	60,000
	利益剰余金	58,234
	その他利益剰余金	58,234
	（うち当期純損失）	(54,997)
	自己株式	△　55,000
	合計	**3,316,048**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

大阪市中央区平野町一丁目八番一三号

株式会社エヌ・ケイ興産

代表取締役　中田　博友

第20期決算公告

令和７年５月26日
大阪市中央区瓦町三丁目２番15号
瓦町ウサミビル７Ｆ
株式会社Ｔｒｕｔｈ
代表取締役　笹西　真理

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	146,048
	固定資産	103,859
	合計	249,908
負債及び純資産の部	流動負債	33,454
	固定負債	174,536
	株主資本	41,917
	資本金	7,607
	利益剰余金	34,310
	その他利益剰余金	34,310
	（うち当期純利益）	(7,131)
	合計	249,908

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するラクロッシュ株式会社（本店：兵庫県丹波市柏原町上小倉三七〇番地）に対して当社が営む宿泊事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
大阪市中央区瓦町三丁目二番一五号瓦町ウサミビル七Ｆ
株式会社Ｔｒｕｔｈ
代表取締役　笹西　真理

第43期決算公告

2025年５月26日
大阪市淀川区西宮原二丁目２番22号
ライフ興産株式会社
代表取締役　林　正樹

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,444
	固定資産	1,561
	合計	79,005
負債及び純資産の部	流動負債	8,948
	賞与引当金	2,313
	その他	6,634
	株主資本	70,057
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,057
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	57,557
	（うち当期純利益）	(8,088)
	合計	79,005

第63期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県赤穂市北野中11番地
株式会社オオキコーポレーション
代表取締役　大木　慶生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	995,985
	固定資産	2,085,570
	合計	3,081,556
負債及び純資産の部	流動負債	1,100,916
	固定負債	496,503
	（うち退職給付引当金）	(5,357)
	株主資本	1,484,137
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,404,137
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,384,137
	（うち当期純損失）	(15,563)
	合計	3,081,556

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社赤穂ロイヤルホテル（住所兵庫県赤穂市加里屋中洲三二五〇番地）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
兵庫県赤穂市北野中一一番地
株式会社オオキコーポレーション
代表取締役　大木　慶生

第34期決算公告

2025年５月26日
鹿児島市泉町３番３号
かぎんオフィスビジネス株式会社
代表取締役　金城　明

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	269,251
	固定資産	17,054
	合計	286,305
負債及び純資産の部	流動負債	119,630
	固定負債	7,259
	株主資本	159,415
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	109,415
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	97,915
	（うち当期純利益）	(36,549)
	合計	286,305

第36期決算公告

令和７年５月26日
奈良市佐保台三丁目902番地の327
株式会社ディアンドエム
代表取締役　眞柴　幸雄

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	53,929
	固定資産	28,306
	資産合計	82,235
負債及び純資産の部	流動負債	32,197
	株主資本	50,038
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,038
	その他利益剰余金	40,038
	（うち当期純利益）	(3,035)
	負債・純資産合計	82,235

準備金の額の減少公告

当社は、ダイシン化工株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件とし、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
奈良市佐保台三丁目九〇二番地の三二七
株式会社ディアンドエム
代表取締役　眞柴　幸雄

第48期決算公告

2025年５月26日
鹿児島市泉町３番３号
鹿児島保証サービス株式会社
代表取締役　徳永　忠隆

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,643,134
	固定資産	206,556
	合計	2,849,690
負債及び純資産の部	流動負債	624,448
	固定負債	746,405
	株主資本	1,478,837
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,458,837
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,453,837
	（うち当期純利益）	(87,128)
	合計	2,849,690

第16期決算公告

令和７年５月26日
島根県雲南市木次町木次29三日市ラボ
ジー・ストラテジック・ビジョン株式会社
代表取締役　白石　章二

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,057
	固定資産	10
	合計	31,067
負債及び純資産の部	流動負債	301
	株主資本	30,765
	資本金	30,000
	利益剰余金	765
	その他利益剰余金	765
	（うち当期純利益）	(141)
	合計	31,067

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百十万円減少し六百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
島根県雲南市木次町木次二九　三日市ラボ
ジー・ストラテジック・ビジョン株式会社
代表取締役　白石　章二

第55期決算公告

令和７年５月26日
福島県郡山市中町13番１号
株式会社うすい百貨店
代表取締役　横江　良司

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,562,067
	固定資産	2,603,465
	資産合計	4,165,532
負債及び純資産の部	流動負債	1,951,773
	固定負債	1,065,688
	株主資本	1,148,071
	資本金	50,000
	その他資本剰余金	150,000
	利益剰余金	948,071
	利益準備金	11,510
	その他利益剰余金	936,561
	（うち当期純利益）	(21,076)
	負債・純資産合計	4,165,532

第 67 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
福島県郡山市中町13番１号
あつみ商事株式会社
代表取締役　横江　良司

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,117,918
	固定資産	100
	資産合計	1,118,018
負債及び純資産の部	流動負債	1,008,377
	固定負債	0
	株主資本	109,641
	資本金	20,000
	利益剰余金	89,641
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	89,391
	（うち当期純利益）	(4,369)
	負債・純資産合計	1,118,018

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
広島市安芸区船越南四丁目５番18号
株式会社デルタ
代表取締役　長谷川承樹

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	255,249
	固定資産	429,742
	合計	684,991
負債及び純資産の部	流動負債	278,071
	固定負債	174,535
	株主資本	232,384
	資本金	10,000
	利益剰余金	222,384
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	221,884
	（うち当期純利益）	(27,477)
	合計	684,991

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日
広島市安芸区船越南四丁目五番一八号
代表取締役　長谷川承樹
（甲）株式会社デルタ
広島市安芸区船越南四丁目五番一八号
代表取締役　長谷川奏太
（乙）ＳＴＳ株式会社

第 45 期決算公告

2025年５月26日
東京都文京区白山一丁目13番７号
株式会社タカノ機械製作所
代表取締役社長　仁科　俊昭

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	434,328
	固定資産	54,679
	合計	489,007
負債及び純資産の部	流動負債	256,391
	固定負債	8,674
	株主資本	217,786
	資本金	10,000
	利益剰余金	207,786
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	205,286
	（うち当期純利益）	(15,854)
	その他有価証券評価差額金	6,155
	合計	489,007

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	352,155
	固定資産	32,942
	繰延資産	227
	資産合計	385,325
負債及び純資産の部	流動負債	22,596
	固定負債	248,664
	株主資本	114,064
	資本金	57,250
	資本剰余金	56,749
	その他資本剰余金	56,749
	利益剰余金	64
	その他利益剰余金	64
	（うち当期純利益）	(23)
	負債・純資産合計	385,325

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百二十五万円減少することにいたしました。

減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
広島市佐伯区五月が丘一丁目三三番三―四〇一号
ＭＡＮＹ　ＰＥＯＰＬＥ株式会社
代表取締役　坂根　慧

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
福島県福島市佐倉下字一本杉１番１
ハウス食品グループ東北工場株式会社
代表取締役　橋詰　弘基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	94,943
	固定資産	1,214
	合計	96,157
負債及び純資産の部	流動負債	138
	株主資本	96,019
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△3,980
	その他利益剰余金	△3,980
	（うち当期純損失）	(3,980)
	合計	96,157

第 18 期決算公告

令和７年５月26日
福岡市中央区舞鶴３丁目９番39号
アライアンスサービス株式会社
代表取締役　中垣　昌康

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,311,875
	固定資産	688,792
	合計	2,000,667
負債及び純資産の部	流動負債	59,927
	固定負債	743,001
	株主資本	1,197,738
	資本金	10,500
	資本剰余金	9,500
	資本準備金	9,500
	利益剰余金	1,177,738
	その他利益剰余金	1,177,738
	（うち当期純利益）	(10,076)
	合計	2,000,667

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマンション管理事業及び不動産賃貸事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.anabuki-housing.co.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
香川県高松市紺屋町三番地六
（甲）株式会社穴吹ハウジングサービス
福岡市中央区舞鶴三丁目九番三九号
代表取締役　新宮　章弘
（乙）アライアンスサービス株式会社
代表取締役　中垣　昌康

第 19 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
徳島市沖浜東一丁目４番地
株式会社タカラトラスティー
代表取締役　唐住　整

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,873
	固定資産	120,682
	合計	148,555
負債及び純資産の部	流動負債	34,208
	固定負債	73,465
	株主資本	40,882
	資本金	31,000
	利益剰余金	9,882
	その他利益剰余金	9,882
	（うち当期純利益）	(4,994)
	合計	148,555

第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
宮崎県西都市大字茶臼原1256番地５
株式会社サイトーファーム
代表取締役　齊藤　幸紀

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,060,807
	固定資産	652,881
	繰延資産	1,907
	合計	2,715,596
負債及び純資産の部	流動負債	130,038
	固定負債	3,343,148
	株主資本	△757,590
	資本金	3,000
	利益剰余金	△760,590
	その他利益剰余金	△760,590
	（うち当期純損失）	(168,895)
	合計	2,715,596

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の畜産業（西都市・高鍋町・新富町の三農場での牛の肥育・繁殖業）、加工場事業及びレストラン事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日
宮崎県西都市大字茶臼原一二三五番地
（甲）サイトーファーム株式会社
宮崎県西都市大字茶臼原一二五六番地
代表取締役　齊藤　幸紀
（乙）株式会社サイトーファーム

第８期決算公告

令和７年５月26日
鹿児島県南九州市知覧町郡8630番地
株式会社南国リゾート
代表取締役　福寿　健

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	134,625
	固定資産	4,481,406
	合計	4,616,031
負債及び純資産の部	流動負債	66,655
	固定負債	4,538,411
	株主資本	10,965
	資本金	80,000
	利益剰余金	△69,034
	その他利益剰余金	△69,034
	（うち当期純損失）	(16,720)
	合計	4,616,031

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社知覧カントリー（住所鹿児島県南九州市知覧町郡八六三〇番地）に対して当社のゴルフ場の経営管理を行う事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
鹿児島県南九州市知覧町郡八六三〇番地
株式会社南国リゾート
代表取締役　福寿　健

第14期決算公告

令和７年５月26日
徳島市安宅一丁目８番38号
株式会社宝家ワークス
代表取締役　唐住　整

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	457
	固定資産	2,780
	合計	3,237
負債及び純資産の部	流動負債	12,399
	固定負債	—
	株主資本	△9,161
	資本金	3,000
	利益剰余金	△12,161
	その他利益剰余金	△12,161
	（うち当期純損失）	(2,795)
	合計	3,237

決算公告

令和７年５月26日
千葉市美浜区高洲一丁目14番６棟303号
株式会社そうや
代表取締役　西川　雅祥

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	87,314,851
	固定資産	62,764,993
	繰延資産	286,085
	合計	150,365,929
負債及び純資産の部	流動負債	1,749,459
	株主資本	148,616,470
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	145,616,470
	繰越利益剰余金	145,616,470
	（うち当期純利益）	(8,146,393)
	合計	150,365,929

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エコそうや（住所　千葉市美浜区磯辺五丁目一番二号ザ・レジデンス検見川浜ガーデンズ三二〇号）に対して当社の有価証券運用等の投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
千葉市美浜区高洲一丁目一四番六棟三〇三号
株式会社そうや
代表取締役　西川　雅祥

第30期決算公告

令和７年５月26日
石川県金沢市本町一丁目５番１号
リファーレ管理株式会社
代表取締役社長　木谷　弘司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,064
	固定資産	101,097
	合計	133,161
負債及び純資産の部	流動負債	5,036
	固定負債	2,440
	株主資本	125,685
	資本金	40,000
	利益剰余金	85,685
	利益準備金	4,560
	その他利益剰余金	81,125
	（うち当期純利益）	(4,015)
	合計	133,161

第12期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区海岸一丁目２番３号
株式会社クリーンプラネット

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	131,482
	固定資産	54,977
	合計	186,459
負債及び純資産の部	流動負債	463,389
	賞与引当金	4,506
	株主資本	△682,205
	資本金	45,420
	資本剰余金	1,041,630
	資本準備金	952,909
	その他資本剰余金	88,721
	利益剰余金	△1,769,256
	その他利益剰余金	△1,769,256
	（うち当期純損失）	(435,651)
	新株予約権	405,274
	合計	186,459

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都港区海岸一丁目二番三号
株式会社クリーンプラネット
代表取締役　吉野　英樹

第10期決算公告

令和７年４月24日
東京都千代田区六番町12番６号
一般社団法人
日本アクティブラーニング協会
代表理事　相川　秀希

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,214
	合計	13,214
負債及び正味財産の部	流動負債	11,643
	負債合計	11,643
	前期繰越正味財産	1,533
	当期正味財産増減額	38
	正味財産合計	1,571
	合計	13,214

第10期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区外神田五丁目１番２号
末広ビル４階
株式会社ＩｏＴコンサルティング
代表取締役　金野　太一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	418,491
	固定資産	98,995
	合計	517,486
負債及び純資産の部	流動負債	410,982
	固定負債	30,864
	株主資本	75,480
	資本金	99,175
	利益剰余金	△23,694
	その他利益剰余金	△23,694
	（うち当期純利益）	(21,719)
	新株予約権	159
	合計	517,486

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千九百三十二万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都千代田区外神田五丁目一番二号
末広ビル四階
株式会社ＩｏＴコンサルティング
代表取締役　金野　太一

第５期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区赤坂八丁目５番27号
株式会社ＨＹＢＥＳ
代表取締役社長　二階戸貴志

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	385,089
	固定資産	144,352
	資産合計	529,442
負債及び純資産の部	流動負債	309,428
	固定負債	2,539
	株主資本	217,474
	資本金	10,000
	利益剰余金	207,474
	その他利益剰余金	207,474
	（うち当期純利益）	(54,892)
	負債・純資産合計	529,442

第 17 期 決 算 公 告

令和７年３月27日

東京都港区西新橋一丁目１番１号

ＷｅＷｏｒｋ日比谷ＦＯＲＴＴＯＷＥＲ

Ｏｓｔｔｒａ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役

ガイ・ワーレン・シンプソン・ロウクリフ

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	344,584
	固定資産	69,815
	資産合計	**414,399**
負債及び純資産の部	流動負債	223,595
	有給休暇引当金	11,105
	賞与引当金	99,002
	その他	113,488
	固定負債	5,596
	退職給付引当金	5,596
	負債合計	**229,191**
	株主資本	161,419
	資本金	6,005
	資本剰余金	5,995
	資本準備金	5,995
	利益剰余金	149,419
	その他利益剰余金	149,419
	（うち当期純利益）	(14,627)
	新株予約権	23,789
	純資産合計	**185,208**
	負債・純資産合計	**414,399**

第 26 期 決 算 公 告

令和７年３月27日

京都市下京区中堂寺粟田町91番地

京都リサーチパーク

株式会社フューチャースピリッツ

代表取締役　谷孝　　大

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	520,896
	固定資産	713,055
	資産合計	**1,233,952**
負債及び純資産の部	流動負債	786,937
	固定負債	322,095
	負債合計	**1,109,033**
	株主資本	△648
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,376
	資本準備金	976
	その他資本剰余金	1,400
	利益剰余金	△103,024
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△128,024
	（うち当期純利益）	(193,895)
	評価・換算差額等	125,567
	その他有価証券評価差額金	125,567
	純資産合計	**124,918**
	負債・純資産合計	**1,233,952**

決算公告

令和７年５月26日

東京都港区赤坂一丁目14番14号

株式会社Ｓｐｌｉｎｋ

代表取締役　青山　裕紀

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	486,793
	固定資産	19,393
	資産合計	**506,187**
負債及び純資産の部	流動負債	48,296
	固定負債	4,244
	株主資本	453,646
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,598,329
	資本準備金	1,062,658
	その他資本剰余金	535,671
	利益剰余金	△1,244,683
	その他利益剰余金	△1,244,683
	（うち当期純損失）	(526,476)
	負債・純資産合計	**506,187**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千八万一千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Ｓｐｌｉｎｋ

代表取締役　青山　裕紀

第 31 期決算公告

令和７年５月26日

東京都台東区上野一丁目11番９号

イマスサニービル８階

株式会社イーストブリッジ

代表取締役　齊藤　創一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,317
	固定資産	155
	資産合計	**1,472**
負債及び純資産の部	流動負債	327
	固定負債	53
	株主資本	1,091
	資本金	10
	利益剰余金	1,081
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,079
	（うち当期純利益）	(318)
	負債・純資産合計	**1,472**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｅＨａｌａｌ（住所大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二）に対して当社のハラルのアプリに係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都台東区上野一丁目一一番九号イマスサニービル八階

株式会社イーストブリッジ

代表取締役　齊藤　創一

決　算　公　告

令和７年５月26日

名古屋市北区志賀町一丁目18番

邦英商興株式会社

代表取締役　裏川　直也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,736,003,824
	固定資産	491,791,754
	合計	**2,227,795,578**
負債及び純資産の部	流動負債	496,683,982
	（納税引当金）	(162,645,000)
	株主資本	1,731,111,596
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	1,711,111,596
	利益準備金	5,005,000
	その他利益剰余金	1,706,106,596
	（うち当期純利益）	(261,483,618)
	合計	**2,227,795,578**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する邦英アセットマネジメント株式会社（住所愛知県名古屋市東区葵一丁目九番四号）に対して当社の非事業用資産に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

名古屋市北区志賀町一丁目一八番

邦英商興株式会社

代表取締役　裏川　直也

決　算　公　告

令和７年５月26日

群馬県渋川市伊香保町水沢48番地４

株式会社牧商事

（旧商号　有限会社牧商事）

代表取締役　牧　　健弘

貸借対照表の要旨

（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,789
	固定資産	269,244
	合計	**332,034**
負債及び純資産の部	流動負債	76,198
	固定負債	328,743
	株主資本	△72,907
	資本金	3,000
	利益剰余金	△75,907
	その他利益剰余金	△75,907
	（うち当期純損失）	(4,074)
	合計	**332,034**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

群馬県渋川市伊香保町水沢四八番地四

（甲）株式会社牧商事

代表取締役　牧　健弘

群馬県渋川市伊香保町水沢四八番地四

（乙）有限会社牧水沢うどん

代表取締役　牧　健弘

第29期決算公告

令和７年５月26日
東京都渋谷区恵比寿南三丁目２番13号
リードシー恵比寿ビル３階
株式会社ＪＡＭ
代表取締役　高田　正明

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	463,295
	固定資産	99,096
	繰延資産	767
	合計	**563,159**
負債及び純資産の部	流動負債	450,987
	固定負債	131,336
	株主資本	△19,163
	資本金	20,000
	利益剰余金	△39,163
	その他利益剰余金	△39,163
	（うち当期純利益）	(21,340)
	合計	**563,159**

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＪＡＭ（住所埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目一一番一五号）に対して当社のソリューション事業本部が所管する飲食店舗向けメンテナンスソリューション事業並びにこれに附帯する一切の事業に関する権利義務を承継させることに致しました。

また、当社は、資本金の額を一千万円減少することに致しましたので公告します。

これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目二番一三号リードシー恵比寿ビル三階

株式会社ＪＡＭ

代表取締役　高田　正明

第５期決算公告

令和７年５月26日
福岡県朝倉市入地2428番地１
石松ホールディングス株式会社
代表取締役　石松　弘康

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	169
	固定資産	1,131
	合計	**1,300**
負債及び純資産の部	流動負債	60
	固定負債	1,215
	株主資本	24
	資本金	8
	利益剰余金	16
	その他利益剰余金	16
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	**1,300**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

福岡県朝倉市入地二四二八番地一

石松ホールディングス株式会社

代表取締役　石松　弘康

決算公告

令和７年５月26日
東京都武蔵村山市岸一丁目40番地の６
株式会社ゴールドウェルホールディングス
代表取締役　金井　一三

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,864
	固定資産	152,774
	合計	**172,638**
負債及び純資産の部	流動負債	47,871
	固定負債	116,999
	株主資本	7,767
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,767
	その他利益剰余金	4,767
	（うち当期純利益）	(7,813)
	合計	**172,638**

準備金の額の減少公告

当社は、金井畜産株式会社との株式交換（以下、「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都武蔵村山市岸一丁目四〇番地の六

株式会社ゴールドウェルホールディングス

代表取締役　金井　一三

第54期決算公告

令和７年５月26日
富山県砺波市鷹栖373番地の１
北陸ハイウエイ建設株式会社
代表取締役　山本　吉弘

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	449,494
	固定資産	514,239
	合計	**963,733**
負債及び純資産の部	流動負債	125,921
	（うち賞与引当金）	(7,500)
	固定負債	107,076
	株主資本	730,735
	資本金	30,000
	利益剰余金	700,735
	利益準備金	4,210
	その他利益剰余金	696,525
	（うち当期純利益）	(47,339)
	合計	**963,733**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五三四八万三七八九円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

富山県砺波市鷹栖三七三番地の一

北陸ハイウエイ建設株式会社

代表取締役　山本　吉弘

第50期決算公告

2025年５月26日
岡山市南区西市116番地13
株式会社トスコ
代表取締役　畑　嘉昭

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,305
	固定資産	1,105
	有形固定資産	595
	無形固定資産	97
	投資その他の資産	412
	資産合計	**4,410**
負債及び純資産の部	流動負債	967
	賞与引当金	261
	工事損失引当金	37
	その他	668
	固定負債	96
	役員退職慰労引当金	60
	その他	36
	負債合計	**1,064**
	株主資本	3,332
	資本金	100
	資本剰余金	208
	資本準備金	95
	その他資本剰余金	113
	利益剰余金	3,100
	利益準備金	53
	その他利益剰余金	3,047
	（うち当期純利益）	(146)
	自己株式	△75
	評価・換算差額等	13
	その他有価証券評価差額金	13
	純資産合計	**3,346**
	負債・純資産合計	**4,410**

第61期決算公告

令和７年５月26日
愛媛県松山市南吉田町2798番地22
興安計装株式会社
代表取締役社長　松田　和重

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,567,755
	固定資産	775,445
	有形固定資産	449,598
	無形固定資産	15,507
	投資その他の資産	310,338
	資産合計	**2,343,201**
負債及び純資産の部	流動負債	388,402
	（うち賞与引当金）	(84,623)
	固定負債	250,000
	株主資本	1,692,312
	資本金	82,500
	資本剰余金	51,850
	その他資本剰余金	51,850
	利益剰余金	1,791,212
	利益準備金	20,625
	その他利益剰余金	1,770,587
	（うち当期純利益）	(63,982)
	自己株式	△ 233,250
	評価・換算差額等	12,485
	その他有価証券評価差額金	12,485
	負債・純資産合計	**2,343,201**

第45期決算公告

令和７年４月28日

鹿児島市七ツ島一丁目７番

サン食品株式会社

代表取締役社長　清川継一朗

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,707,264
	固定資産	380,890
	資産合計	**5,088,154**
負債及び純資産の部	流動負債	1,079,513
	賞与引当金	50,000
	固定負債	242,557
	退職給付引当金	87,164
	負債合計	**1,322,071**
	株主資本	3,762,109
	資本金	100,000
	資本剰余金	777,800
	資本準備金	434,400
	その他資本剰余金	343,400
	利益剰余金	2,884,309
	利益準備金	58,932
	その他利益剰余金	2,825,377
	（うち当期純利益）	（112,247）
	評価・換算差額等	3,974
	その他有価証券評価差額金	3,974
	純資産合計	**3,766,083**
	負債・純資産合計	**5,088,154**

第35期決算公告

令和７年５月26日

富山県射水市東明七軒５番地13

和カンパニー株式会社

代表取締役　池尾　深雪

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	42,245
	固定資産	117,448
	資産合計	**159,694**
負債及び純資産の部	流動負債	25,872
	固定負債	98,927
	株主資本	34,894
	資本金	3,000
	利益剰余金	31,894
	その他利益剰余金	31,894
	（うち当期純利益）	（3,137）
	負債・純資産合計	**159,694**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する縁カンパニー株式会社（住所富山県下新川郡朝日町桜町一〇四番地三）に対して当社の「グループホームあさひ」に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

富山県射水市東明七軒五番地一三

和カンパニー株式会社

代表取締役　池尾　深雪

第55期決算公告

令和７年５月26日

広島県福山市沖野上町四丁目４番32―201号

誠和建設株式会社

代表取締役　延平　典嗣

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,254,665
	固定資産	106,960
	合計	**1,361,626**
負債及び純資産の部	流動負債	629,072
	固定負債	—
	株主資本	732,554
	資本金	20,000
	利益剰余金	714,404
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	712,604
	（うち当期純利益）	（19,366）
	自己株式	△　1,850
	合計	**1,361,626**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社せいわ（住所広島県福山市沖野上町四丁目四番三二―二〇一号）に対して当社の資産管理及び金融資産の運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

広島県福山市沖野上町四丁目四番三二―二〇一号　誠和建設株式会社

代表取締役　延平　典嗣

第１期決算公告

令和７年５月26日

札幌市北区北八条西一丁目３番地

田中ホールディングス株式会社

代表取締役　田中　重明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,343
	固定資産	754,200
	繰延資産	21,883
	合計	**777,426**
負債及び純資産の部	流動負債	318
	固定負債	730,000
	株主資本	47,107
	資本金	1,000
	利益剰余金	46,107
	その他利益剰余金	46,107
	（当期純利益）	（46,107）
	合計	**777,426**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。但し、令和七年二月一日にＪＢＥホールディングス株式会社及び株式会社ゴーランドとの株式交換により資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円増加しており、それぞれ三億五千百万円、三億五千万円となっております。

また、減少する全額は、その他資本剰余金とすることを予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

札幌市北区北八条西一丁目三番地

田中ホールディングス株式会社

代表取締役　田中　重明

第45期決算公告

令和７年５月26日

岐阜県岐阜市下奈良二丁目14番地の６

株式会社岐阜イエローハット

代表取締役　吉川　憲一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	526,407
	固定資産	398,054
	繰延資産	687
	資産合計	**925,148**
負債及び純資産の部	流動負債	234,533
	固定負債	630,631
	株主資本	59,984
	資本金	25,000
	利益剰余金	34,984
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	32,484
	（うち当期純損失）	（15,590）
	負債・純資産合計	**925,148**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、同日に商号を株式会社岐阜イエローハットと変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月一日

掲載頁　一三七頁（号外第一五八号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

岐阜県多治見市太平町三丁目六四番地

（甲）株式会社新岐阜イエローハット

代表取締役　伊藤　淳悟

岐阜県岐阜市下奈良二丁目一四番地の六

（乙）株式会社岐阜イエローハット

代表取締役　吉川　憲一

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するソフトプレンマネジメント株式会社（住所静岡県浜松市中央区馬郡町三七六二番地の二二）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
静岡県浜松市中央区馬郡町三七六二番地の二二　ソフトプレン工業株式会社
代表取締役　前嶋　文明
代表取締役　前嶋　宏明

令和７年５月26日　静岡県浜松市中央区馬郡町3762番地の22
ソフトプレン工業株式会社
代表取締役　前嶋　文明
代表取締役　前嶋　宏明

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,411,268	流動負債	490,685
有価証券	65,047	（うち法人税等引当金）	(8,848)
固定資産	977,950	固定負債	210,022
		株主資本	1,753,559
		資本金	15,000
		利益剰余金	1,743,209
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,738,209
		（うち当期純利益）	(119,100)
		自己株式	△4,650
資産合計	**2,454,267**	**負債・純資産合計**	**2,454,267**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、令和七年四月二十四日に終了しております。

また、甲は令和七年四月十四日に有限会社マツヤから商号変更しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙・丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日
三重県亀山市下庄町五九五番地
（甲）株式会社マツヤ
代表取締役　松尾　達也
三重県亀山市下庄町七六六番地の一
（乙）マツオ精工有限会社
取締役　松尾美代子
三重県津市一志町庄村四五五番地の四
（丙）有限会社和光
代表取締役　松尾美代子

第46期決算公告　令和７年５月26日
三重県亀山市下庄町595番地
株式会社マツヤ
（旧商号　有限会社マツヤ）
代表取締役　松尾　達也

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	955,995
	固定資産	839,679
	繰延資産	644
	資産合計	**1,796,318**
負債及び純資産の部	流動負債	580,203
	固定負債	546,884
	株主資本	669,231
	資本金	5,000
	利益剰余金	664,231
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	663,981
	（うち当期純利益）	(44,209)
	負債・純資産合計	**1,796,318**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意は令和七年五月二十三日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年七月七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
（乙）https://ps-jpn.co.jp/

令和七年五月二十六日
大阪市北区梅田一丁目一番三号
（甲）ＪＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
代表取締役　岩井　伸夫
東京都港区新橋六丁目九番六号十二東洋海事ビル二階
（乙）パラダイム・ソリューション・ジャパン株式会社
代表取締役　小澤　智教

第３期決算公告　令和７年５月26日
大阪市北区梅田一丁目１番３号
ＪＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
代表取締役　岩井　伸夫

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	79,079,252
	固定資産	260,795,973
	資産合計	**339,875,225**
負債及び純資産の部	流動負債	41,150,501
	株主資本	298,724,724
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	175,120,126
	資本準備金	496,252
	その他資本剰余金	174,623,874
	利益剰余金	37,904,598
	その他利益剰余金	37,904,598
	（うち当期純利益）	(21,824,783)
	自己株式	△4,300,000
	負債・純資産合計	**339,875,225**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日
広島市南区宇品海岸二丁目一五番一〇号
（甲）向江建設株式会社
代表取締役　向江　寿郎
広島市南区宇品海岸二丁目一五番一〇号
（乙）有限会社大向産業
取締役　向江　剛

第52期決算公告
令和７年５月26日
広島市南区宇品海岸二丁目15番10号
向江建設株式会社
代表取締役　向江　寿郎

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	386,179
	固定資産	336,730
	合計	**722,909**
負債及び純資産の部	流動負債	76,936
	固定負債	430,856
	株主資本	215,117
	資本金	30,000
	利益剰余金	186,117
	利益準備金	71,000
	その他利益剰余金	115,117
	（うち当期純利益）	(3,950)
	自己株式	△ 1,000
	合計	**722,909**

第１期決算公告

令和７年５月26日
群馬県高崎市高関町405番地６
株式会ＫＡＧＡＲＩＢＩ
代表取締役　新井　智宏

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	14,493,760
	固定資産	38,370,036
	繰延資産	8,302,290
	資産合計	61,166,086
負債及び純資産の部	流動負債	10,848,576
	固定負債	58,000,000
	株主資本	△7,682,490
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△10,682,490
	その他利益剰余金	△10,682,490
	（うち当期純損失）	(10,682,490)
	負債・純資産合計	61,166,086

第12期決算公告

令和７年５月26日
群馬県高崎市高関町405番地６
株式会社総医経パートナー
代表取締役　篠原　俊彦

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	8,429,582
	固定資産	253,223,370
	資産合計	261,652,952
負債及び純資産の部	流動負債	30,900,424
	固定負債	203,903,324
	株主資本	26,849,204
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	25,849,204
	その他利益剰余金	25,849,204
	（うち当期純利益）	(2,833,423)
	負債・純資産合計	261,652,952

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
群馬県高崎市高関町四〇五番地六
（甲）株式会社総医経パートナー
代表取締役　篠原　俊彦
群馬県高崎市高関町四〇五番地六
（乙）株式会社ＫＡＧＡＲＩＢＩ
代表取締役　新井　智宏

第12期決算公告

令和７年５月26日
埼玉県所沢市大字久米554番地２
株式会社ＪＭＧＨＤ
代表取締役　矢吹　公識

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,792
	固定資産	1,030,646
	合計	1,152,439
負債及び純資産の部	流動負債	103,458
	固定負債	101,116
	株主資本	947,863
	資本金	10,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	912,863
	その他利益剰余金	912,863
	（うち当期純利益）	(61,163)
	合計	1,152,439

第47期決算公告

令和７年５月26日
埼玉県所沢市大字久米554番地２
サンエンタープライズ株式会社
代表取締役　矢吹　公識

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	180,941
	固定資産	683,860
	合計	864,802
負債及び純資産の部	流動負債	11,483
	固定負債	250,193
	株主資本	603,124
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	593,124
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	590,624
	（うち当期純利益）	(6,348)
	合計	864,802

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二千八百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
埼玉県所沢市大字久米五五四番地二
（甲）サンエンタープライズ株式会社
代表取締役　矢吹　公識
埼玉県所沢市大字久米五五四番地二
（乙）株式会社ＪＭＧＨＤ
代表取締役　矢吹　公識

第19期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区西麻布一丁目９番７号
株式会社TEAM IWAKIRI PRODUCTS
代表取締役　岩切　茂

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	228
	固定資産	30
	資産合計	259
負債及び純資産の部	流動負債	220
	固定負債	31
	株主資本	6
	資本金	2
	利益剰余金	4
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純利益）	(1)
	負債・純資産合計	259

第21期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区西麻布一丁目９番７号
株式会社TEAM IWAKIRI JAPAN
代表取締役　岩切　茂

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	265
	固定資産	17
	資産合計	283
負債及び純資産の部	流動負債	163
	固定負債	101
	株主資本	17
	資本金	10
	利益剰余金	7
	その他利益剰余金	7
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	283

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都港区西麻布一丁目九番七号
（甲）株式会社TEAM IWAKIRI JAPAN
代表取締役　岩切　茂
東京都港区西麻布一丁目九番七号
（乙）株式会社TEAM IWAKIRI PRODUCTS
代表取締役　岩切　茂

第４期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区神田和泉町１番地12の16
株式会社レスパス
代表取締役　木地本朋奈

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	292,098
	固定資産	2,601
	資産合計	294,699
負債及び純資産の部	流動負債	247,919
	固定負債	28,215
	負債合計	276,134
	株主資本	18,565
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,565
	その他利益剰余金	8,565
	（うち当期純利益）	(7,658)
	純資産合計	18,565
	負債・純資産合計	294,699

第31期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区神田和泉町１番地12の16
株式会社トリリオン
代表取締役　木地本朋奈

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	295,320
	固定資産	152,201
	資産合計	447,522
負債及び純資産の部	流動負債	113,656
	固定負債	227,828
	負債合計	341,485
	株主資本	106,037
	資本金	48,000
	利益剰余金	58,037
	その他利益剰余金	58,037
	（うち当期純利益）	(43,167)
	純資産合計	106,037
	負債・純資産合計	447,522

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都千代田区神田和泉町一番地一二の一六
（甲）株式会社トリリオン
代表取締役　木地本朋奈
東京都千代田区神田和泉町一番地一二の一六
（乙）株式会社レスパス
代表取締役　木地本朋奈

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービス（乙、住所：東京都新宿区西新宿二丁目六番一号）の生活サポート事業および保険代理店事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社は、会社法第七九六条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）https://www.club-t.com/lifecare/ir/e_koukoku/index.pdf

令和七年五月二十六日

東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

クラブツーリズム株式会社

代表取締役社長　酒井　博

令和７年５月26日　東京都江東区豊洲五丁目６番52号

クラブツーリズム株式会社

代表取締役社長　酒井　博

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,391,855	流動負債	23,654,223
固定資産	3,432,493	固定負債	1,800
		株主資本	19,093,944
		資本金	100,000
		資本剰余金	26,500,235
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	26,475,235
		利益剰余金	△7,506,290
		その他利益剰余金	△7,506,290
		（うち当期純利益）	(3,089,604)
		評価・換算差額等	74,380
		繰延ヘッジ損益	74,380
資産合計	**42,824,348**	**負債・純資産合計**	**42,824,348**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＣＷサービス株式会社（住所新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地二二）に対して当社の人材派遣事業を除く事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地二二

ジェイサービス株式会社

代表取締役　阿部　篤仁

第16期決算公告

令和７年５月26日

新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

ジェイサービス株式会社

代表取締役　阿部　篤仁

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	385,059
	固定資産	25,289
	合計	**410,349**
負債及び純資産の部	流動負債	237,942
	賞与引当金	2,024
	固定負債	9,112
	株主資本	163,294
	資本金	55,000
	利益剰余金	108,294
	その他利益剰余金	108,294
	（うち当期純利益）	(7,595)
	合計	**410,349**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地二二

ジェイサービス株式会社

代表取締役　阿部　篤仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

広島市南区出島二丁目一番四〇号

（甲）株式会社仁保製作所

代表取締役　松並　弘泰

広島市南区出島二丁目一一番六〇号

（乙）三共工業株式会社

代表取締役　松並田鶴子

第62期決算公告

令和７年５月26日

広島市南区出島二丁目１番40号

株式会社仁保製作所

代表取締役　松並　弘泰

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,018,642
	固定資産	1,861,826
	合計	**2,880,469**
負債及び純資産の部	流動負債	715,739
	固定負債	114,143
	役員退職引当金	20,000
	株主資本	2,050,586
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,020,586
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,013,086
	（うち当期純利益）	(69,291)
	合計	**2,880,469**

第73期決算公告

令和７年５月26日

広島市南区出島二丁目11番60号

三共工業株式会社

代表取締役　松並田鶴子

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,526
	固定資産	10,215
	合計	**57,742**
負債及び純資産の部	流動負債	1,122
	固定負債	—
	株主資本	56,620
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,620
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	44,120
	（うち当期純損失）	(605)
	合計	**57,742**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十九日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

茨城県つくば市豊里の杜一丁目二五―一

（甲）株式会社アリーナ

代表取締役　小關　暎子

茨城県つくば市豊里の杜一丁目二五―一

（乙）株式会社ＡＶＡＮＴＹ

代表取締役　小關　暎子

第32期決算公告　令和７年５月26日

茨城県つくば市豊里の杜一丁目25―11

株式会社アリーナ

代表取締役　小關　暎子

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	454,461,089
	固定資産	1,919,333,643
	資産合計	**2,373,794,732**
負債及び純資産の部	流動負債	8,025,590
	固定負債	9,194,000
	株主資本	2,356,575,142
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	2,353,575,142
	その他利益剰余金	2,353,575,142
	（うち当期純損失）	(24,597,934)
	負債・純資産合計	**2,373,794,732**

第37期決算公告　令和７年５月26日

茨城県つくば市豊里の杜一丁目25―11

株式会社ＡＶＡＮＴＹ

代表取締役　小關　暎子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	276,919,342
	固定資産	985,877,148
	資産合計	**1,262,796,490**
負債及び純資産の部	流動負債	62,954,631
	固定負債	744,252,344
	株主資本	455,589,515
	資本金	3,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	その他資本剰余金	5,000,000
	利益剰余金	507,589,515
	その他利益剰余金	507,589,515
	（うち当期純利益）	(33,649,584)
	自己株式	△60,000,000
	負債・純資産合計	**1,262,796,490**

第12期決算公告

令和７年５月26日

群馬県桐生市巴町二丁目1832番地９

株式会社グリーンベース

代表取締役　川口　雅子

貸借対照表の要旨

（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	86,280
	固定資産	93,526
	合計	179,806
負債及び純資産の部	流動負債	31,619
	固定負債	122,546
	株主資本	25,641
	資本金	100
	利益剰余金	25,541
	その他利益剰余金	25,541
	（うち当期純利益）	(5,374)
	合計	179,806

第32期決算公告

令和７年５月26日

群馬県桐生市巴町二丁目1832番地９

株式会社アンカー

代表取締役　川口　貴志

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	207,312
	固定資産	496,588
	合計	703,900
負債及び純資産の部	流動負債	99,162
	固定負債	398,015
	株主資本	206,722
	資本金	10,000
	利益剰余金	196,722
	その他利益剰余金	196,722
	（うち当期純利益）	(25,020)
	合計	703,900

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

群馬県桐生市巴町二丁目一八三二番地九

（甲）株式会社アンカー

代表取締役　川口　貴志

群馬県桐生市巴町二丁目一八三二番地九

（乙）株式会社グリーンベース

代表取締役　川口　雅子

第９期決算公告

令和７年５月26日

千葉県成田市津富浦766番地

株式会社成和

代表取締役　髙橋　昭旨

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,004
	資産合計	2,004
負債及び純資産の部	流動負債	9,859
	株主資本	△7,855
	資本金	300
	利益剰余金	△8,155
	その他利益剰余金	△8,155
	（うち当期純損失）	(284)
	負債・純資産合計	2,004

第９期決算公告

令和７年５月26日

千葉県成田市津富浦766番地

株式会社昭伸商事

代表取締役　髙橋　昭

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,538
	固定資産	15,415
	資産合計	16,953
負債及び純資産の部	流動負債	2,821
	固定負債	950
	株主資本	13,182
	資本金	300
	利益剰余金	12,882
	その他利益剰余金	12,882
	（うち当期純利益）	(518)
	負債・純資産合計	16,953

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

千葉県成田市津富浦七六六番地

（甲）株式会社昭伸商事

代表取締役　髙橋　昭

千葉県成田市津富浦七六六番地

（乙）株式会社成和

代表取締役　髙橋　昭旨

第15期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

サードプランニング株式会社

代表取締役　酒井　康之

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,469
	固定資産	2,872
	合計	9,341
負債及び純資産の部	流動負債	8,322
	固定負債	35,535
	株主資本	△34,516
	資本金	500
	利益剰余金	△35,016
	その他利益剰余金	△35,016
	（うち当期純損失）	(2,057)
	合計	9,341

第18期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

パラウェイ株式会社

代表取締役　酒井　康之

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	37,952
	固定資産	70,896
	繰延資産	3,241
	合計	112,090
負債及び純資産の部	流動負債	219,795
	株主資本	△107,705
	資本金	5,000
	利益剰余金	△112,705
	その他利益剰余金	△112,705
	（うち当期純損失）	(26,659)
	合計	112,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（甲）パラウェイ株式会社

代表取締役　酒井　康之

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（乙）サードプランニング株式会社

代表取締役　酒井　康之

第13期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

クリエーション株式会社

代表取締役　酒井　康之

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,189
	固定資産	35,535
	繰延資産	299
	合計	37,024
負債及び純資産の部	流動負債	12,652
	固定負債	7,167
	株主資本	17,204
	資本金	1,000
	利益剰余金	16,204
	その他利益剰余金	16,204
	（うち当期純利益）	(528)
	合計	37,024

第13期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

Ｆ．Ｉ．Ｖ株式会社

代表取締役　久郷　信紀

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125
	固定資産	76,229
	繰延資産	299
	合計	76,655
負債及び純資産の部	流動負債	24,108
	固定負債	7,745
	株主資本	44,801
	資本金	1,000
	利益剰余金	43,801
	その他利益剰余金	43,801
	（うち当期純利益）	(636)
	合計	76,655

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（甲）Ｆ．Ｉ．Ｖ株式会社

代表取締役　久郷　信紀

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（乙）クリエーション株式会社

代表取締役　酒井　康之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区太子堂一丁目四番二四号
（甲）株式会社マークスグループ・ホールディングス
代表取締役　宰務　伸也

東京都世田谷区太子堂一丁目四番二四号
（乙）株式会社マークス
代表取締役　髙城　雄也

第14期決算公告

令和７年５月26日
東京都世田谷区太子堂一丁目４番24号
株式会社マークスグループ・ホールディングス
代表取締役　宰務　伸也

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,643
	固定資産	1,183,046
	資産合計	1,235,690
負債及び純資産の部	流動負債	446,909
	固定負債	47,408
	株主資本	741,372
	資本金	300
	利益剰余金	741,072
	その他利益剰余金	741,072
	（うち当期純利益）	(33,766)
	負債・純資産合計	1,235,690

第43期決算公告　令和７年５月26日
東京都世田谷区太子堂一丁目４番24号
株式会社マークス
代表取締役　髙城　雄也

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,797,073
	固定資産	591,150
	資産合計	2,388,224
負債及び純資産の部	流動負債	552,530
	固定負債	142,184
	株主資本	1,693,509
	資本金	80,000
	資本剰余金	513,625
	その他資本剰余金	513,625
	利益剰余金	1,099,884
	その他利益剰余金	1,099,884
	（うち当期純利益）	(103,349)
	負債・純資産合計	2,388,224

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都江東区有明二丁目一番三号二六一一号室
（甲）株式会社トゥ・シャイン
代表取締役　鈴木　和則

東京都江東区東陽三丁目二六番六号
（乙）株式会社スズケン
代表取締役　鈴木　和則

令和７年５月26日
東京都江東区有明二丁目１番３号2611号室
株式会社トゥ・シャイン
代表取締役　鈴木　和則

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,970
	固定資産	10
	合計	8,980
負債及び純資産の部	流動負債	4,923
	固定負債	19,532
	株主資本	△15,475
	資本金	2,000
	利益剰余金	△17,475
	その他利益剰余金	△17,475
	（うち当期純損失）	(7,547)
	合計	8,980

令和７年５月26日
東京都江東区東陽三丁目26番６号
株式会社スズケン
代表取締役　鈴木　和則

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	215,943
	固定資産	165,715
	合計	381,659
負債及び純資産の部	流動負債	184,573
	固定負債	87,927
	株主資本	109,158
	資本金	3,000
	利益剰余金	106,658
	その他利益剰余金	106,658
	（うち当期純利益）	(7,275)
	自己株式	△500
	合計	381,659

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ヨネヤマ（乙、住所神奈川県川崎市川崎区日進町三番地四）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区高輪三丁目二五番二三号京急第二ビル五Ｆ
株式会社Ａｎｔｉｑｕｅ　Ｌｏｖｅｒｓ
代表取締役　武井　雅子

第２期決算公告　令和７年５月26日
東京都港区高輪三丁目25番23号
京急第２ビル５Ｆ
株式会社Ａｎｔｉｑｕｅ　Ｌｏｖｅｒｓ
代表取締役　武井　雅子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	115,807
	固定資産	276,838
	合計	392,646
負債及び純資産の部	流動負債	8,088
	固定負債	3,792
	株主資本	380,764
	資本金	1,000
	資本剰余金	385,691
	その他資本剰余金	385,691
	利益剰余金	△5,927
	その他利益剰余金	△5,927
	（うち当期純利益）	(5,776)
	合計	392,646

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,064
	固定資産	2,110
	合計	11,175
負債及び純資産の部	流動負債	10,561
	固定負債	134
	退職給付引当金	106
	株主資本	479
	資本金	35
	資本剰余金	△89
	その他資本剰余金	△89
	利益剰余金	624
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	615
	（うち当期純利益）	(121)
	自己株式	△90
	合計	11,175

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産事業部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

栃木県宇都宮市野沢町五九四番地一九
（甲）日本高圧金具株式会社
代表取締役　佐藤　喜一

栃木県宇都宮市野沢町五九四番地一九
（乙）宇都宮高圧ホース株式会社
代表取締役　佐藤　喜一

第35期決算公告　令和７年５月26日
栃木県宇都宮市野沢町594番地19
日本高圧金具株式会社
代表取締役　佐藤　喜一

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,006
	固定資産	37,815
	合計	190,821
負債及び純資産の部	流動負債	23,774
	株主資本	167,047
	資本金	10,000
	利益剰余金	157,047
	その他利益剰余金	157,047
	（うち当期純利益）	(12,146)
	合計	190,821

第49期決算公告　令和７年５月26日
栃木県宇都宮市野沢町594番地19
宇都宮高圧ホース株式会社
代表取締役　佐藤　喜一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	656,918
	固定資産	961,985
	繰延資産	4,903
	合計	1,623,807
負債及び純資産の部	流動負債	160,525
	固定負債	78,000
	株主資本	1,385,282
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,375,282
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	1,374,482
	（うち当期純利益）	(93,496)
	合計	1,623,807

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

兵庫県西宮市中前田町三番四号
（甲）株式会社アスタカ
代表取締役　安東　成吉

兵庫県西宮市森下町九番二二―一〇五号
（乙）株式会社東城建設
代表取締役　安東　裕子

第32期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県西宮市中前田町３番４号
株式会社アスタカ
代表取締役　安東　成吉

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	471
	固定資産	174
	合計	645
負債及び純資産の部	流動負債	328
	固定負債	87
	株主資本	229
	資本金	40
	利益剰余金	189
	その他利益剰余金	189
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	645

第26期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県西宮市森下町９番22―105号
株式会社東城建設
代表取締役　安東　裕子

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,852
	固定資産	50
	合計	2,902
負債及び純資産の部	流動負債	2,429
	株主資本	472
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,527
	その他利益剰余金	△9,527
	（うち当期純損失）	(3,591)
	合計	2,902

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

神戸市中央区京町七八番地
（甲）株式会社ＲＡＬＬＹ
代表取締役　大山　雄輝

神戸市中央区京町七八番地
（乙）株式会社フェイスクリエイツ
代表取締役　大山　雄輝

第5期決算公告

令和７年５月26日
神戸市中央区京町78番地
株式会社ＲＡＬＬＹ
代表取締役　大山　雄輝

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,958
	固定資産	16,899
	合計	31,858
負債及び純資産の部	流動負債	6,494
	固定負債	17,104
	株主資本	8,259
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,259
	その他利益剰余金	7,259
	（うち当期純損失）	(3,388)
	合計	31,858

第15期決算公告

令和７年５月26日
神戸市中央区京町78番地
株式会社フェイスクリエイツ
代表取締役　大山　雄輝

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,668
	固定資産	14,801
	合計	71,469
負債及び純資産の部	流動負債	5,531
	固定負債	49,559
	株主資本	16,379
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,379
	その他利益剰余金	6,379
	（うち当期純利益）	(937)
	合計	71,469

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

埼玉県新座市野火止一丁目一三番一六―一号
（甲）ゆたか磨材株式会社
代表取締役　加藤　由光

埼玉県新座市野火止一丁目一三番一六―一号
（乙）横浜ゆたか磨材株式会社
代表取締役　加藤　由光

第53期決算公告

令和７年５月26日
埼玉県新座市野火止１丁目13番16―１号
ゆたか磨材株式会社
代表取締役　加藤　由光

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	325,309
	固定資産	46,260
	資産合計	371,569
負債及び純資産の部	流動負債	156,503
	固定負債	121,040
	負債合計	277,543
	株主資本	94,026
	資本金	20,000
	利益剰余金	74,026
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	72,676
	（うち当期純利益）	(6,202)
	純資産合計	94,026
	負債・純資産合計	371,569

第30期決算公告

令和７年５月26日
埼玉県新座市野火止１丁目13番16―１号
横浜ゆたか磨材株式会社
代表取締役　加藤　由光

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,143
	資産合計	24,143
負債及び純資産の部	流動負債	17,221
	負債合計	17,221
	株主資本	6,922
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 3,078
	その他利益剰余金	△ 3,078
	（うち当期純利益）	(5,810)
	純資産合計	6,922
	負債・純資産合計	24,143

吸収分割公告

近畿日本ツーリスト株式会社（以下「甲」といいます。）と株式会社近畿日本ツーリストブループラネット（以下「乙」といいます。）は、令和七年七月一日を効力発生日として、甲の事業のうち、訪日団体旅行事業の一部および訪日個人旅行のＷＥＢ販売事業（いずれも甲のグローバル営業支店が所管する事業）を乙が吸収分割承継会社とする会社分割を行うことにいたしましたので、公告します。

この会社分割に対し異議のある乙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

甲：最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです

乙：http://www.knt.co.jp/gkoukoku/51/

令和七年五月二十六日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号
（甲）近畿日本ツーリスト株式会社
代表取締役　瓜生　修一

東京都江東区枝川一丁目九番四号
（乙）株式会社近畿日本ツーリスト
ブループラネット
代表取締役　古川　優子

甲の最終貸借対照表の要旨

令和７年５月26日　東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
近畿日本ツーリスト株式会社
代表取締役　瓜生　修一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,503,990	流動負債	26,558,612
固定資産	3,988,992	固定負債	664,388
		株主資本	20,273,220
		資本金	100,000
		資本剰余金	15,679,660
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	15,654,660
		利益剰余金	4,493,560
		その他利益剰余金	4,493,560
		（うち当期純利益）	(3,002,372)
		評価・換算差額等	△3,237
		繰延ヘッジ損益	△3,237
資産合計	47,492,983	負債・純資産合計	47,492,983

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

埼玉県川口市江戸三丁目22番11号

埼玉プレス鍛造株式会社

代表取締役　内海　達二

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,122,254,603
	固定資産	2,131,110,621
	合計	6,253,365,224
負債及び純資産の部	流動負債	3,553,504,484
	固定負債	1,119,064,920
	（うち退職給与引当金）	(68,380,245)
	株主資本	1,499,438,400
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,489,438,400
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	1,479,438,400
	（うち当期純利益）	(420,593,636)
	評価・換算差額等	81,357,420
	その他有価証券評価差額金	81,357,420
	合計	6,253,365,224

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

埼玉県川口市江戸三丁目二二番一一号
埼玉プレス鍛造株式会社
代表取締役　内海　達二

静岡県富士宮市山宮三五〇七番地の三六
（乙）株式会社アルファー静清
代表取締役　内海　達二

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

静岡県富士宮市山宮3507番地の36

株式会社アルファー静清

代表取締役　内海　達二

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,780,282
	固定資産	4,750,000
	繰延資産	1,187,501
	合計	25,717,783
負債及び純資産の部	流動負債	131,721,336
	株主資本	△106,003,553
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△116,003,553
	その他利益剰余金	△116,003,553
	（うち当期純損失）	(6,363,669)
	合計	25,717,783

第 41 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

東京都中央区日本橋二丁目４番１号

株式会社アール・ティー・コーポレーション

代表取締役　小美野　亮

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,550,759
	固定資産	5,821,277
	有形固定資産	4,737,169
	無形固定資産	12,275
	投資その他の資産	1,071,833
	資産合計	8,372,037
負債及び純資産の部	流動負債	2,279,832
	固定負債	2,874,903
	退職給付引当金	327,258
	役員退職慰労引当金	14,500
	その他	2,533,145
	負債合計	5,154,736
	株主資本	3,217,301
	資本金	470,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	2,647,301
	利益準備金	32,400
	その他利益剰余金	2,614,901
	（うち当期純利益）	(188,318)
	純資産合計	3,217,301
	負債・純資産合計	8,372,037

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号
（甲）株式会社インテリジェントフォース
代表取締役　鈴木　泰介

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号
（乙）株式会社ＫＩＧＡＩ
代表取締役　宮田　崇生

第２期決算公告

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

株式会社ＫＩＧＡＩ

代表取締役　宮田　崇生

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,080
	資産合計	21,080
負債及び純資産の部	流動負債	4,512
	株主資本	16,567
	資本金	3,000
	利益剰余金	13,567
	その他利益剰余金	13,567
	（うち当期純損失）	(1,250)
	負債・純資産合計	21,080

第３期決算公告

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

株式会社インテリジェントフォース

代表取締役　鈴木　泰介

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,566
	固定資産	39,826
	資産合計	319,392
負債及び純資産の部	流動負債	108,124
	賞与引当金	656
	その他	107,467
	固定負債	97,525
	株主資本	113,743
	資本金	20,900
	利益剰余金	179,329
	その他利益剰余金	179,329
	（うち当期純利益）	(42,584)
	自己株式	△86,486
	負債・純資産合計	319,392

第 55 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

東京都渋谷区富ケ谷１丁目44番４号

株式会社日本生物製剤

代表取締役社長　林　泓　錫

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,256,362
	固定資産	2,684,531
	資産合計	5,940,893
負債及び純資産の部	流動負債	752,441
	賞与引当金	21,307
	売上割戻引当金	42,756
	その他	688,378
	固定負債	1,708,673
	退職給付引当金	583,613
	その他	1,125,060
	負債合計	2,461,115
	株主資本	3,479,688
	資本金	80,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	3,364,688
	利益準備金	4,100
	その他利益剰余金	3,360,588
	（うち当期純利益）	(270,029)
	評価・換算差額等	90
	その他有価証券評価差額金	90
	純資産合計	3,479,778
	負債・純資産合計	5,940,893

第５期決算公告

令和７年５月26日　東京都千代田区神田神保町三丁目29番地
コクー株式会社
代表取締役　入江　雄介

貸借対照表の要旨　（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	585,989	流動負債	662,044
固定資産	214,367	固定負債	114,028
繰延資産	435	退職給付引当金	67,323
		株主資本	24,695
		資本金	49,952
		資本剰余金	164,255
		資本準備金	1,952
		その他資本剰余金	162,303
		利益剰余金	△189,511
		その他利益剰余金	△189,511
		（うち当期純損失）	（189,511）
		新株予約権	24
資産合計	800,793	負債・純資産合計	800,793

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百四十五万七百六十円、資本準備金の額を五百四十五万七百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都千代田区神田神保町三丁目二九番地
コクー株式会社
代表取締役　入江　雄介

第１期決算公告

令和７年５月26日
東京都文京区本郷三丁目６番６号
株式会社テクノテックホールディング
代表取締役　石田　昭夫

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	39
	固定資産	1,046
	資産合計	1,085
負債及び純資産の部	流動負債	93
	固定負債	531
	負債合計	624
	株主資本	461
	資本金	275
	資本準備金	274
	繰越利益剰余金	△88
	（うち当期純損失）	（88）
	純資産合計	461
	負債・純資産合計	1,085

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　三頁
（乙）左記のとおりです。
令和七年五月二十六日
東京都文京区本郷三丁目六番六号
（甲）株式会社テクノテックホールディング
代表取締役　石田　昭夫
東京都文京区本郷三丁目六番六号
（乙）株式会社テクノテックホール
代表取締役　渡邉　敦

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社テクノテックと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十六日
東京都文京区本郷三丁目六番六号
株式会社テクノテックホールディング
代表取締役　石田　昭夫

第１期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県小野市天神町946番地の２
株式会社ＬＩＡＩＳＯＮ
代表取締役　福岡　優

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,111
	固定資産	2,120
	資産合計	8,232
負債及び純資産の部	流動負債	6,648
	負債合計	6,648
	株主資本	1,583
	資本金	1,000
	利益剰余金	583
	その他利益剰余金	583
	（うち当期純利益）	（583）
	純資産合計	1,583
	負債・純資産合計	8,232

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和七年七月一日であり、甲、乙及び丙の各株主総会の承認決議（甲、乙及び丙ともに、会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、いずれも令和七年五月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
大阪市中央区南久宝寺町四丁目四番七号三階
（甲）株式会社ソレイユ
代表取締役　福岡　優
兵庫県小野市天神町九四六番地の二
（乙）株式会社ＬＩＡＩＳＯＮ
代表取締役　福岡　優
兵庫県小野市天神町九四六番地の二
（丙）株式会社ＬＩＮＫ
代表取締役　福岡　優

第３期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県小野市天神町946番地の２
株式会社ＬＩＮＫ
代表取締役　福岡　優

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,964
	固定資産	7,234
	資産合計	33,198
負債及び純資産の部	流動負債	22,460
	負債合計	22,460
	株主資本	10,738
	資本金	1,000
	利益剰余金	9,738
	その他利益剰余金	9,738
	（うち当期純利益）	（6,818）
	純資産合計	10,738
	負債・純資産合計	33,198

第10期決算公告

令和７年５月26日
大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番７号３階
株式会社ソレイユ
代表取締役　福岡　優

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,197	流動負債	29,815
固定資産	58,675	固定負債	94,589
		負債合計	124,404
		株主資本	6,468
		資本金	18,000
		利益剰余金	△ 8,531
		その他利益剰余金	△ 8,531
		（うち当期純利益）	（986）
		自己株式	△ 3,000
		純資産合計	6,468
資産合計	130,873	負債・純資産合計	130,873

第 64 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

富山県魚津市北鬼江616番地
ビニフレーム工業株式会社
代表取締役社長　熊倉　克一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,334	流動負債	1,754
固定資産	1,226	固定負債	204
		株主資本	3,600
		資本金	288
		資本剰余金	27
		資本準備金	27
		利益剰余金	3,340
		利益準備金	68
		その他利益剰余金	3,272
		（うち当期純利益）	(88)
		自己株式	△56
		評価・換算差額等	1
資産合計	5,560	負債・純資産合計	5,560

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　北九州市若松区響町一丁目94番地４
株式会社響灘火力発電所
代表取締役　六反田則幸

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	10,970,412	流動負債	1,237,028
固定資産	11,941,279	賞与引当金	24,480
		修繕引当金	246,600
		株主資本	21,674,664
		資本金	100,000
		資本剰余金	47,000,000
		資本準備金	23,549,975
		その他資本剰余金	23,450,025
		利益剰余金	△25,425,335
		その他利益剰余金	△25,425,335
		（うち当期純損失）	(6,846,898)
資産合計	22,911,692	負債・純資産合計	22,911,692

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十六日

横浜市港北区新吉田東三丁目一二番一号
コンフォート新吉田Ａ一〇一号室
（甲）株式会社京や不動産
代表取締役　浅利　栄司

横浜市港北区新吉田東三丁目一二番一号
コンフォート新吉田Ａ一〇一号室
（乙）株式会社ローラン
代表取締役　浅利　栄司

第 16 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　香川県観音寺市吉岡町262番地
株式会社ヴィーネックス
代表取締役社長　津村　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	3,457,330	流動負債	608,198
固定資産	215,326	（賞与引当金）	(49,806)
		固定負債	11,532
		（退職給付引当金）	(11,532)
		株主資本	3,052,925
		資本金	310,000
		資本剰余金	809,466
		資本準備金	809,466
		利益剰余金	1,933,459
		利益準備金	70,700
		その他利益剰余金	1,862,759
		（うち当期純利益）	(33,985)
資産合計	3,672,655	負債・純資産合計	3,672,655

令 和 5 年 度 決 算 公 告

令和７年５月26日

横浜市港北区新吉田東三丁目12番１号
コンフォート新吉田Ａ101号室
株式会社京や不動産
代表取締役　浅利　栄司

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,705,680	流動負債	726,928
固定資産	1,860,345	固定負債	500,186
繰延資産	574	株主資本	2,339,485
		資本金	315,600
		資本剰余金	28,184
		資本準備金	28,184
		利益剰余金	1,995,701
		利益準備金	39,000
		その他利益剰余金	1,956,701
		（うち当期純損失）	(80)
資産合計	3,566,599	負債・純資産合計	3,566,599

令 和 5 年 度 決 算 公 告

令和７年５月26日

横浜市港北区新吉田東三丁目12番１号
コンフォート新吉田Ａ101号室
株式会社ローラン
代表取締役　浅利　栄司

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	400,446	流動負債	444
固定資産	42,052	固定負債	170
		株主資本	441,884
		資本金	180,000
		資本剰余金	18,100
		資本準備金	18,100
		利益剰余金	243,784
		利益準備金	550,000
		その他利益剰余金	△306,215
		（うち当期純損失）	(45,990)
資産合計	442,498	負債・純資産合計	442,498

第 108 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　愛知県一宮市せんい二丁目３番13号
モ リ リ ン 株 式 会 社
代表取締役社長　森　俊輔

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	37,675	流動負債	9,372
固定資産	21,126	固定負債	3,613
有形固定資産	7,162	負債合計	12,986
無形固定資産	460	株主資本	40,532
投資その他の資産	13,503	資本金	1,350
		資本剰余金	14
		利益剰余金	39,179
		利益準備金	337
		その他利益剰余金	38,842
		自己株式	△ 12
		評価・換算差額等	5,282
		その他有価証券評価差額金	5,406
		繰延ヘッジ損益	△ 123
		純資産合計	45,814
資産合計	58,801	負債・純資産合計	58,801

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	88,887	経常利益	5,894
売上原価	74,053	特別利益	199
売上総利益	14,834	特別損失	48
販売費及び一般管理費	9,851	税引前当期純利益	6,045
営業利益	4,982	法人税、住民税及び事業税	827
営業外収益	964	法人税等調整額	898
営業外費用	52	当期純利益	4,320